

第二次山陽小野田市総合計画 (中期基本計画)

令和4年度実施計画

活 力 と 笑 顔
あ ふ れ る ま ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和4年4月



目次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の構成と計画期間	2
3	重点プロジェクト	3
4	重点施策	4
	3つの創る	
	重点施策1 地域を創る	
(1)	新たな地域づくり	5
(2)	災害に強いまちづくり	7
	重点施策2 ひとを創る	
(1)	子育て支援の充実	8
(2)	学校教育の推進・小中高大の教育連携	11
(3)	「協創によるまちづくり」の担い手づくり	12
	重点施策3 まちの価値を創る	
(1)	移住・定住・交流の促進	13
(2)	文化・スポーツの振興	14
(3)	官民連携（PPP）の推進	15
(4)	地域経済の活力増進	15
	3つの横断的施策	
(1)	デジタル化の推進	17
(2)	山口東京理科大学との連携	20
(4)	スマイルエイジングの推進	21
5	分野別計画	38
6	令和4年度実施計画事業一覧	
	第1章 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～	
	基本施策1 子育て支援の充実	40
	基本施策2 高齢者福祉の充実	47
	基本施策3 障がい者福祉の充実	52
	基本施策4 地域福祉の推進	56
	基本施策5 社会保障の安定	58
	基本施策6 健康づくりの推進	61
	基本施策7 地域医療体制の充実	64

第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策 8	消防・救急体制の充実	6 6
基本施策 9	防災体制の充実	6 7
基本施策 10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	7 1
基本施策 11	地域づくりの推進	7 3
基本施策 12	人権尊重のまちづくり	7 6
基本施策 13	自然環境の保全・循環型社会の形成	7 8
基本施策 14	国際交流・地域間交流の推進	8 2
基本施策 15	シティーセールス・移住定住の推進	8 2

第3章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 16	住環境の確保	8 5
基本施策 17	公園・緑地の整備・保全	8 7
基本施策 18	水道の安定供給と下水道の充実	8 8
基本施策 19	道路・交通網の充実	9 0
基本施策 20	適正な土地利用の推進	9 2

第4章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21	多様な働く場の確保	9 4
基本施策 22	企業立地の推進	9 5
基本施策 23	商工業の振興	9 6
基本施策 24	農林水産業の推進	9 7
基本施策 25	観光・交流の振興	1 0 2

第5章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26	学校教育の推進	1 0 5
基本施策 27	社会教育の推進	1 1 0
基本施策 28	次世代の学校・地域創生の推進	1 1 2
基本施策 29	山口東京理科大学の教育環境の整備・充実	1 1 3
基本施策 30	芸術文化によるまちづくりの推進	1 1 3
基本施策 31	スポーツによるまちづくりの推進	1 1 7

第6章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32	効率的で効果的な行政運営	1 1 9
基本施策 33	健全な財政運営	1 2 4
基本施策 34	市政への市民参画の推進	1 2 7

施策体系外・繰出金		1 3 0
-----------	--	-------

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

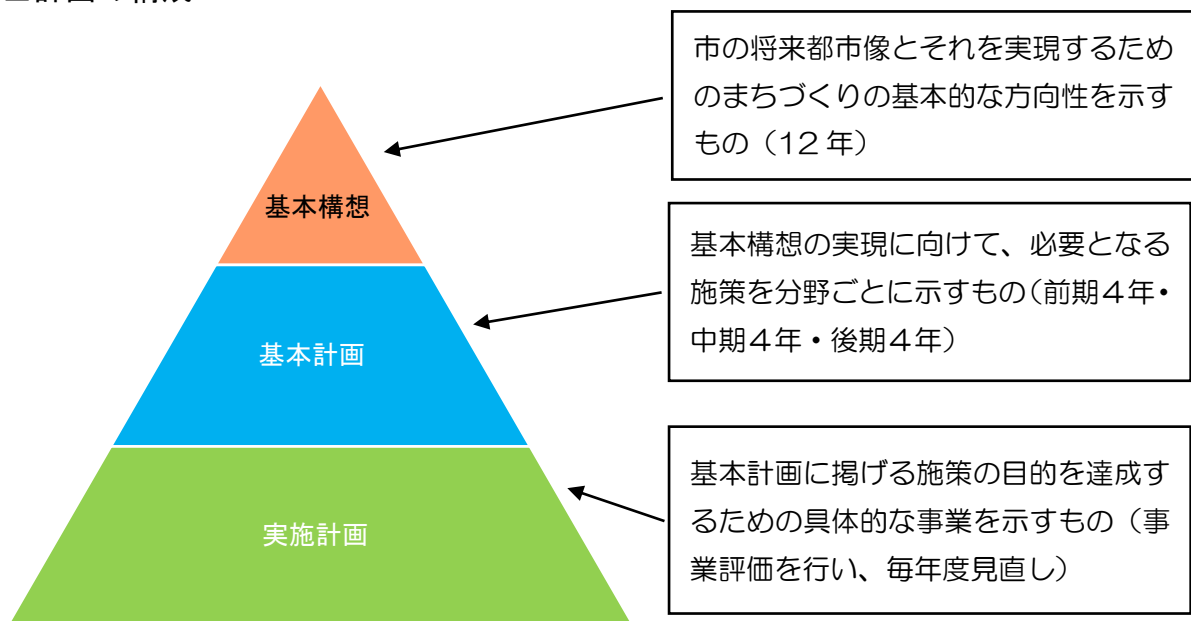
基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

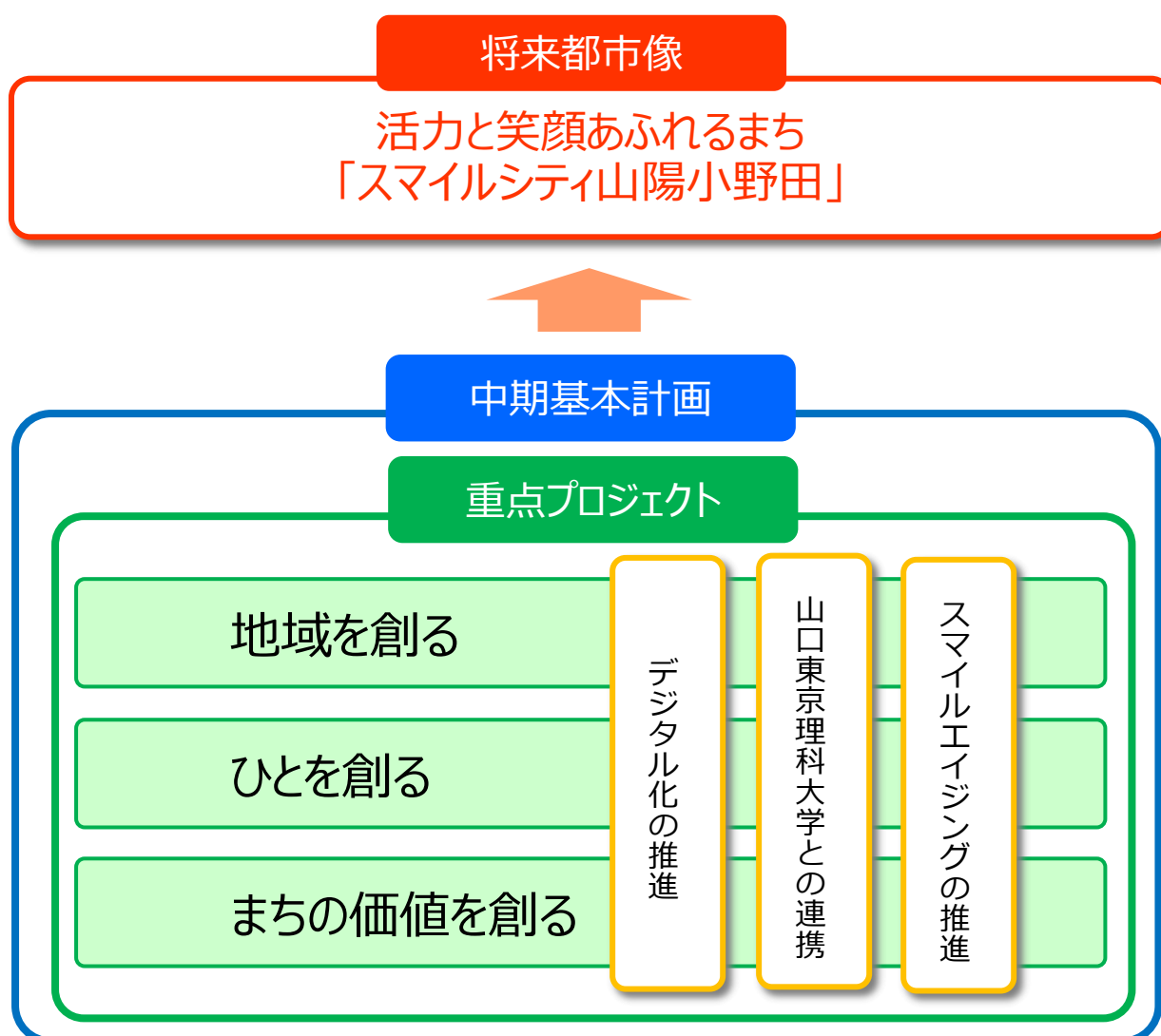
■計画の構成



重点プロジェクト

第二次山陽小野田市総合計画の策定後、本市では、将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、企業誘致などによる地域経済の活力増進や、子育て支援の充実、シティセールスの推進によるまちの魅力向上に取り組んできました。

中期基本計画においても、引き続きこれらの取組を推進するほか、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方の下、重点プロジェクトとして「3つの創る」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組めます。



重点プロジェクト

3つの創る

- 1 地域を創る
- 2 ひとを創る
- 3 まちの価値を創る

3つの横断的施策

- 1 デジタル化の推進
- 2 山口東京理科大学との連携
- 3 スマイルエイジングの推進

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和4年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
重点 施策 1 地域を 創る	(1) 新たな地域づくり	地域運営組織推進事業	スマイル エイジング 人口減少や高齢化等により住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成に向けた取組を行う。 R4年度は、地域づくりに関する専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地視察を行う。	R3～ R9以降	553	市民活動推 進課
		社会教育士育成事業	スマイル エイジング 地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う「社会教育士」を、現社会教育士事取得者に補充受講を受けさせることで、社会教育士資格者として育成する。 ◆取得予定人数:2人(現社会教育士事取得者) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:R4年 8日間想定 ・受講場所:未定(旅費は東京想定で計上)	R4～ R5	418	市民活動推 進課
	本山地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	7,872	市民活動推 進課
	赤崎地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	8,904	市民活動推 進課
	須恵地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	6,580	市民活動推 進課
	小野田地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	322	市民活動推 進課
	高泊地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	6,543	市民活動推 進課
	高千帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	6,973	市民活動推 進課

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	7,458	市民活動推進課
	有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	6,973	市民活動推進課
	厚狭地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	443	市民活動推進課
	出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,607	市民活動推進課
	厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,119	市民活動推進課
	埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	8,225	市民活動推進課
	地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題を共有し、協議するセンター長会議を開催する。	R4～ R9以降	5,800	市民活動推進課
	社会教育主事資格取得事業	スマイル エイジング	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R1以前～ R9以降	335	社会教育課

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2) 災害に強いまちづくり	防災情報システム運用事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である	R1以前～ R9以降	5,997	総務課
	防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行う。	R1以前～ R9以降	1,155	総務課
	FM波によるJ-ALERT(全国瞬時警報システム)情報伝達事業		避難指示等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT(全国瞬時警報システム:緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)とは連動していないため、令和2年度に設備連携を行った。また、防災ラジオをJ-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムも構築し、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える体制を整えた。今後はこの情報伝達事業を継続して実施していく	R1以前～ R4	220	総務課
	防災情報伝達システム整備事業		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの	R4～ R9以降	18,480	総務課
	自主防災組織等育成事業		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う	R1以前～ R9以降	1,140	総務課
	地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R1以前～ R9以降	1,100	総務課
	防災土育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する	R1以前～ R9以降	130	総務課
	刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2～ R9以降	81,438	農林水産課
	危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R1以前～ R4	2,359	農林水産課
	防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R1以前～ R4	9,000	農林水産課

3つの創る

重点施策	事業名	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
重点施策2 ひとを創る	(1)子育て支援の充実 小野田地区公立保育所整備事業		市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名から定員を拡大して、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	20,957	子育て支援課
	ねたろう保育園運営事業	スマイルエイジング	公立保育所再編基本計画に基づいて整備したねたろう保育園を運営する。	R4～ R9以降	25,100	子育て支援課
	一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	2,484	子育て支援課
	一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	3,000	子育て支援課
	延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	11,770	子育て支援課
	障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児(1ヶ月:29,370円) 特別児童扶養手当対象児童(1ヶ月:74,140円)	R1以前～ R9以降	11,584	子育て支援課
	放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	112,209	子育て支援課
	児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている特機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和4年度は、老朽化により風力が低下している厚陽児童クラブのエアコンを更新する(出合保育園、津布田保育園から移設)。また、耐用年数を超過している有帆児童クラブのエアコンを更新する。	R1以前～ R9以降	1,420	子育て支援課
	病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	23,506	子育て支援課
	子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課
養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	子育て支援課	

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	地域子育て支援拠点事業	スマイル エイジング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,194	子育て支援課
	子育てコンシェルジュ事業	スマイル エイジング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	40	子育て支援課
	子育て支援アプリ導入事業	デジタル化	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4～ R9以降	770	子育て支援課
	出産祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、新生児の保護者に対して祝金を給付する。	R4～ R9以降	17,592	子育て支援課
	入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。	R4～ R9以降	25,133	子育て支援課
	子育て総合支援センター管理・運営事業	スマイル エイジング	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,485	子育て支援課
	地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	スマイル エイジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	755	子育て支援課
	キッズファーム事業	スマイル エイジング	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。今後もこの事業を継続するため耕運機を購入する。	R1以前～ R9以降	137	子育て支援課
	ベビースマイル事業	スマイル エイジング	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	R1以前～ R9以降	300	子育て支援課
	福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成: 小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、9-2の単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成: 18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	118,478	子育て支援課
	福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	32,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分(3割負担)のうち全額を助成し、本人の負担をなくす。ただし、所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	R1以前～ R9以降	71,000	子育て支援課	

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
	ファミリーサポートセンター事業	スマイル エイジング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	301	子育て支援課
	地域組織活動育成事業	スマイル エイジング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課
	家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援課
	ことばの教室(幼児部)運営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	147	子育て支援課
	妊婦健康診査事業	スマイル エイジング	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R1以前～ R9以降	40,824	健康増進課
	産前産後サポート事業(マタニティひろば)	スマイル エイジング	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2～ R9以降	258	健康増進課
	母子保健健康教育事業	スマイル エイジング	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、教室を開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R1以前～ R9以降	254	健康増進課
	発育・発達事業(療育教室)	スマイル エイジング	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2～ R9以降	234	健康増進課
	定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	スマイル エイジング	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安を感じたときにいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	健康増進課
	母子家庭訪問指導事業	スマイル エイジング	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	スマイル エイジング	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R1以前～ R9以降	3,138	健康増進課	

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	産婦健康診査事業	スマイル エイジング	産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R1以前～ R9以降	3,623	健康増進課
	産後ケア事業	スマイル エイジング	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R1以前～ R9以降	612	健康増進課
	不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:特定不妊治療費助成事業、人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R1以前～ R9以降	1,780	健康増進課
	母子保健推進員育成・活動支援事業	スマイル エイジング	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R1以前～ R9以降	720	健康増進課
	妊婦歯科健康診査事業	スマイル エイジング	妊娠中の流産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2～ R9以降	771	健康増進課
	多胎妊娠支援事業	スマイル エイジング	多胎妊婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R9以降	139	健康増進課
	産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R1以前～ R9以降	3,400	健康増進課
	マタニティ・ブックスタート事業	スマイル エイジング	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R1以前～ R9以降	671	中央・厚狭図書館
(2) 学校教育の 推進・小中高 大の教育連携	高千帆小学校校舎整備事業		高千帆小学校の校舎は平成16年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室19教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の617人から698人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1以前～ R4	451,741	教育総務課
	GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整えます。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担します。	R1以前～ R9以降	44,360	学校教育課
	外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されるため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。	R1以前～ R9以降	17,325	学校教育課
	学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R1以前～ R9以降	33,280	学校教育課

3つの創る

重点施策	事業名	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり	生活改善・学力向上プロジェクト事業	スマイルエイジング	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実施により、児童生徒の学習意欲・基礎学力の向上を図る。平成30年度は、松原分校を除き、全小・中学校で年間を通してモジュール学習を計画どおり実施するとともに、7月に全児童・生徒に対し生活調査を実施して分析し、必要に応じて個別指導を行った。	R1以前～R9以降	1,100	学校教育課
	子ども市民教育推進事業	スマイルエイジング	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R1以前～R9以降	62	学校教育課
	キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3～R9以降	660	学校教育課
	スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3～R9以降	446	学校教育課
	市民活動支援事業	スマイルエイジング	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R1以前～R9以降	327	市民活動推進課
	コミュニティ・スクール推進事業	スマイルエイジング	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R1以前～R9以降	190	学校教育課
	スクールアドバイザー配置事業	スマイルエイジング	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R1以前～R9以降	1,914	学校教育課
	社会教育推進事業(地域交流センター分)	スマイルエイジング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4～R9以降	4,217	社会教育課
	地域学校協働活動推進事業	スマイルエイジング	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R1以前～R9以降	5,303	社会教育課
放課後子供教室事業	スマイルエイジング	「放課後子供教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	R1以前～R9以降	2,337	社会教育課	
家庭教育支援事業	スマイルエイジング	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の開催等も取り組む。	R1以前～R9以降	355	社会教育課	

3つの創る

重点施策	事業名	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	家庭教育支援事業(中学校区分)	スマイルエイジング	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	R1以前～R9以降	150	社会教育課
	子ども読書活動推進計画推進事業(経常分)	スマイルエイジング	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、平成30年度に策定した第三次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなながくのおはなし会」等を行う。	R1以前～R9以降	114	中央・厚狭図書館
	子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	スマイルエイジング	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、第二次子ども読書活動推進計画により開始した「絵本で子育て出前講座」を継続して行う。また、第三次計画は令和4年度で終了するため、年度中に第四次計画を策定する。	R1以前～R9以降	259	中央・厚狭図書館
	図書資料購入事業(経常分)	スマイルエイジング	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R1以前～R9以降	15,425	中央・厚狭図書館
	電子書籍購入事業	デジタル化スマイルエイジング	本市の電子図書館システムは令和3年10月にオープンした。本システムは、電子書籍を貸し出す権利を取得して、市内に在住・在勤・在学する者に電子書籍の貸出を行う新しいシステムである。今後、一定の利用者を確保していくため、継続的に電子図書の充実を図る。	R3～R9以降	7,000	中央・厚狭図書館
重点施策3 まちの価値を創る	(1) 移住・定住・交流の促進					
	シティセールス推進事業		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R1以前～R9以降	741	シティセールス課
	シティセールスPR強化事業		第二次総合計画において、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとして打ち出したことに伴い、新たなCI戦略を進める上で、平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示した。令和2年度からは、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和4年度は、市の認知度を更に向上させるため、新たなデザインの市のPRポスターを作成します。	R1以前～R9以降	82	シティセールス課
	UJIターン推進・支援事業		本市への転入者を増やすため、「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和4年度以降は、新設した移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、本市への移住相談件数を増やすとともに、移住定住を促進する。	R1以前～R9以降	1,091	シティセールス課
	移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、市移住定住情報ポータルサイトの保守管理を行うとともに、移住者インタビューの内容を更新するなど、有益な情報を分かりやすく発信する。本市の「住みよさ」をPRし、情報発信に力を入れることで本市への移住を促進するとともに、定住人口の増加を図る。	R3～R9以降	879	シティセールス課

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	スマイルシティ・ライフ体験 事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に御相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。令和4年度は、民間のノウハウを活用するため、専門業者へ委託して、移住検討者からの問い合わせ・相談対応、移住定住ポータルサイト管理、移住定住SNS発信、市との調整、お試し暮らし体験の企画、戦略立案、入居退去対応、業務フロー等を確立させる。令和5年度以降は、お試し暮らしのPRや、オーダーメイドツアー等の移住体験プログラムを検討する。なお、委託業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。本契約の実施期間は、事業開始予定日である令和4年12月1日から、3年間の債務負担行為を設定し、令和7年11月30日までとする。	R4～ R9以降	4,120	シティセールス課
	観光プロモーション事業		県内及び北九州都市圏に居住する30代～40代の女性をターゲットとし、R1年度は観光動画や観光パンフレット「スマイル・スポット」を作成し、R2年度は、JR小倉駅のデジタルサイネージでの情報発信、新たに作成した観光パンフレットの配布、動画を県内民放テレビ局で放映するなどにより本市の認知度向上及び交流人口の増加を図ってきた。しかしながら、ターゲット層における多くの利用が見込める媒体であるSNSを活用した情報発信については、これまで取り組んでおらず、観光協会のインスタ公式アカウントの閲覧数は、近隣の観光協会に比べ、大幅に少ない状況である。そこで、R4年度は、新たな観光プロモーションとして、SNSを活用したInstagramハッシュタグキャンペーンによるフォロワー数の増加に繋げ、本市の周知と魅力の促進を図る。R5年度には、Instagramによる行動に結びつく施策として、ターゲット層に合わせたインフルエンサーを活用した事業を実施し、本市への誘客促進及び観光消費額の増加を図る。なお、実施主体は山陽小野田観光協会であり、これらの事業について補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	500	シティセールス課
	山口東京理科大学学生定住 促進事業		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくるから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	R1以前～ R9以降	6,592	商工労働課
(2) 文化・ スポーツの 振興	文化会館改修工事業		平成6年の開館から27年を経過したことから、今後も文化会館を安全快適に継続して利用するため館全体の老朽化の状態を調査し、中長期整備計画の策定を行う。その計画内容を基に、文化会館を長寿化するために必要な改修工事実施に向けて、準備を進める。 また、館内各所の雨漏り解消のため、屋上防水工事を先行して年次的に実施する。	R4～ R9以降	66,150	文化スポーツ推進課
	かるた振興委員会設置事業		小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置する。	R1以前～ R9以降	48	文化スポーツ推進課
	現代ガラス展開催事業	スマイル エイジング	本市のガラス文化の魅力を発信するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を令和5年度に開催する。令和4年度は、開催に向けた準備を行う。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力さをさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、令和2年度開催の第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催し、ガラス文化の発信とあわせて、本市の魅力が首都圏で広く発信する。	R1以前～ R9以降	3,000	文化スポーツ推進課
	ガラス文化推進事業	スマイル エイジング	市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人が本市ガラス文化に興味を持つきっかけとするとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市のガラス文化の推進を図る。また、市内各所にガラス作品を展示することで、身近な場所で様々なガラス作品に触れることのできる環境を整える。	R1以前～ R9以降	358	文化スポーツ推進課
	かるたによるまちづくり推進事業	スマイル エイジング	市内各所でのかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力発信し、交流人口の拡大を図る等、かるたによるまちづくりを展開する。	R1以前～ R9以降	500	文化スポーツ推進課

3つの創る

重点 施策	事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマイル エイジング	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、レノファ山口を活用し、選手による幼稚園・保育園児や小学生とのスポーツ交流事業など選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施する。	R1以前～ R9以降	800	文化スポーツ推進課
	パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマイル エイジング	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンDEM自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 【体験会】初心者向け 4回、中級者向け 2回 ※R4 タンDEM自転車購入は地域公益事業で対応予定	R1以前～ R9以降	200	文化スポーツ推進課
	パラサイクリングのまちPR事業	スマイル エイジング	東京2020パラリンピック後においてもパラサイクリング日本代表チームの支援を継続することで、パラサイクリングのまちとして情報発信を行う。また市民との交流事業を実施し、障がい者スポーツの支援、共生社会の推進を図る。	R2～ R9以降	1,700	文化スポーツ推進課
	ガラスのブランド化推進事業		市内で活動するガラス作家の作品をブランド化し、統一的なブランドの下で商品力の高いガラス作品を創り出すとともに、市のガラス文化の知名度アップを図る。	R2～ R6	19,408	商工労働課
(3) 官民連携 (PPP) の推進	きらら交流館検校・改修事業		平成13年に開館した施設であり、宿泊研修施設の位置づけであるため教育委員会が所管しているが、すでに研修を伴わない宿泊も可となっているなど、観光施設としての側面が強い。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えていることから大規模な設備更新も必要であり、今後の館の在り方を検討してきたところである。令和2～3年度にかけて実施した基本計画及びPPP/PFI導入可能性調査の結果を踏まえ、今後は、スマイルエイジングの実践の場、周辺資源を活かした観光・交流の拠点施設として改修し、令和8年度中のリニューアルオープンを目指す。	R1以前～ R9以降	12,888	企画課
(4) 地域経済 の活力増進	企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	R1以前～ R9以降	1,046	商工労働課
	工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R1以前～ R9以降	271,589	商工労働課
	本社機能移転等促進事業		若い世代の市内定住や県外からの還流を図るため、山口県と連携し、県外から本市に本社機能の移転を行う企業に対し奨励金を交付することにより、事務系職場の創出に努める。	R2～ R9以降	10,000	商工労働課
	産学官連携推進事業	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部を設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
	山陽小野田市産学官連携推進協議会	理科大	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課

3つの創る

重点施策	事業名	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	空き店舗等活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業者等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2～ R9以降	1,000	商工労働課
	創業応援金交付事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	R1以前～ R9以降	1,900	商工労働課
	創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業)		平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。 また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。	R1以前～ R9以降	2,848	商工労働課
	中小企業振興推進事業		市総合計画の中期基本計画(R4年度～)策定に合わせて、R4年度に「第2次中小企業振興推進計画」(R5年度～)を策定する。	R1以前～ R9以降	623	商工労働課
	6次産業化・農工商連携支援事業		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R9以降	5,000	農林水産課
	新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,816	農林水産課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
(1) デジタル化の推進	子育て支援アプリ導入事業	2-(1)	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4～R9以降	770	子育て支援課
	GIGAスクール推進事業	2-(2)	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整えます。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担します。	R1以前～R9以降	44,360	学校教育課
	電子書籍購入事業	2-(3)	本市の電子図書館システムは令和3年10月にオープンした。本システムは、電子書籍を貸し出す権利を取得して、市内に在住・在勤・在学する者に電子書籍の貸出を行う新しいシステムである。今後、一定の利用者を確保していくため、継続的に電子図書の充実を図る。	R3～R9以降	7,000	中央・厚狭図書館
	文書管理システム更新事業		現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和5年1月からの契約の更新。行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能を追加する。	R3～R9以降	4,707	総務課
	庶務事務システム導入事業		庶務事務システムの導入を行うため、令和3年度に債務負担行為を設定し、業者選定、システム構築を行い、令和4年10月からの運用開始を目指す。職員の勤怠管理、各課から提出される特殊勤務手当や時間外勤務手当の確認作業に原課、人事課の担当者が毎月、多大な時間を要し処理を行っている。また、紙の起案用紙への押印も事務の効率化の妨げとなっている。それらを解消する手段として、ICT(情報通信技術)を活用し、入力自動チェック機能、電子決裁機能の追加等による行政改革に取り組むことで、事務処理の効率化を図り、職員の負担の大幅な軽減を図るため、新たに庶務事務システムを導入し、事務の効率化、働き方改革の推進を目指す。	R3～R9以降	5,676	人事課
	RPA及びAI-OCR導入・活用事業		他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～R9以降	3,119	デジタル推進室
	アプリを活用した情報発信充実事業		スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性のある情報発信ツールの1つとしてアプリの活用が望まれる。親和性の高いアプリLINEを導入し、情報発信の充実・強化を進め、更なる行政サービスの質の向上を図る。	R4～R9以降	2,145	デジタル推進室
	キャッシュレス決済導入事業		キャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを導入することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R4～R9以降	5,569	デジタル推進室
	ペーパーレス会議システム導入事業		自治体デジタル化の一環として、庁内での会議において、タブレット等を活用することによりペーパーレスによる開催が可能となるよう環境を整備する。タブレット端末を活用してペーパーレス会議を実現することにより、資料のコピー等の準備にかかる作業人件費や用紙代などといった資料作成にかかる主な経費を大幅に削減でき、また、データ上の資料であれば直前に修正や訂正を行うことも容易になり、会議開催までの時間を合理化して使うことが期待できる。その他考えられる効果として、膨大な紙資源及び印刷コストに加えて、資料を処分する際にかかるコストも削減できるため、CO2の削減といった環境保護の一面や、配布された紙資料の紛失を防ぐことが可能となり、情報漏洩の防止も期待できる。	R4～R9以降	ゼロ予算	デジタル推進室

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R3～ R9以降	10,758	デジタル推進室
	DX協創プラットフォーム形成事業		デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。具体的には、市民や理科大生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。出てきたアイデアの中から、地域課題解決等の有望なアイデアを抽出し、「市のデジタル化」への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。	R4～ R9以降	4,049	デジタル推進室
	マイナンバーカード等交付関連事務事業		マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新等の手続きの一部を南支所でも可能とするためにR3年度に導入したシステムを運用する。	R3～ R9以降	1,115	南支所
	マイナンバーカード等交付関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続が必要となる。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。 本市では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2～ R9以降	4,637	市民課
	証明書コンビニ交付事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R1以前～ R9以降	9,966	市民課
	証明書等自動交付事業		市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進が考えられる。コンビニ交付は本市において令和2年2月25日から取扱いを開始している。 地域未来構想20に掲げられる3密対策、行政IT化、防災IT化等社会的な環境整備を進めていくうえで、マイナンバーカードの普及促進は必要不可欠であり、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みを早急に進めていかなければならない。 そこで、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、コンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R9以降	306	市民課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	申請書作成支援事業		市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R9以降	436	市民課
	マイナンバーカード等交付関連事務事業		マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新等の手続きの一部を埴生支所でも可能とするためにR3年度に導入したシステムを運用する。	R3～ R9以降	1,115	埴生支所
	公立保育所栄養管理ソフト導入事業		公立保育所に栄養管理ソフトを導入することにより、正確、迅速な栄養管理や帳票管理を行い、加えて食物アレルギー管理や誤食防止の徹底を図り、より安全な給食の提供に努める。また、献立作成の際に工夫を凝らした行事食の実施も容易になり、食育面からの指導もきめ細かに行う。	R4～ R9以降	1,308	子育て支援課
	マイナンバーカード申請支援事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続が必要となる。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図る。	R1以前～ R9以降	2,042	市民窓口課
	学校図書システム更新事業		学校図書システムの老地化に伴い、機器の更新を行います。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進します。	R4～ R9以降	4,299	学校教育課
	埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業		現在、埴生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～ R9以降	436	学校教育課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
(2) 山口東京理科大学との連携	スマイル・サイエンス事業	2-(2)	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3～ R9以降	446	学校教育課
	産学官連携推進事業	3-(4)	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部を設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
	山陽小野田市産学官連携推進協議会	3-(4)	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
	山口東京理科大学連携事業		市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
	DX協創プラットフォーム形成事業		デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。 具体的には、市民や理科大生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。出てきたアイデアの中から、地域課題解決等の有望なアイデアを抽出し、「市のデジタル化」への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。	R4～ R9以降	4,049	デジタル推進室
	山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R1以前～ R9以降	500	健康増進課
	スマイルエイジング薬局事業		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産学官連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R9以降	745	健康増進課
	企業誘致展示会参加事業		小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。 また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R1以前～ R7	166	商工労働課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエッジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
(3)スマイルエッジングの推進	石丸総合館管理運営事業	知守運動交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R1以前～R9以降	2,528	市民活動推進課
	地域運営組織推進事業	交流	1-1	人口減少や高齢化等により住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成に向けた取組を行う。 R4年度は、地域づくりに関する専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地視察を行う。	R3～R9以降	553	市民活動推進課
	社会教育士育成事業	交流	1-1	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う「社会教育士」を、現社会教育主事取得者に補充受講を受けさせることで、社会教育士資格者として育成する。 ◆取得予定人数:2人(現社会教育主事取得者) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:R4年 8日間想定 ・受講場所:未定(旅費は東京想定で計上)	R4～R5	418	市民活動推進課
	社会教育主事資格取得事業	交流	1-1	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R1以前～R9以降	335	社会教育課
	公立保育所運営事業	知守食事運動交流		公立保育所再編基本計画に基づいて整備したねたろう保育園を運営する。	R1以前～R9以降	476,738	子育て支援課
	ねたろう保育園運営事業	知守食事運動交流	2-1	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 山陽地区4園の公立保育所については2園に再編整備し、そのうち1園を厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を新設整備する。	R4～R9以降	25,100	子育て支援課
	地域子育て支援拠点事業	食事交流	2-1	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～R9以降	25,194	子育て支援課
	子育てコンシェルジュ事業	交流	2-1	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～R9以降	40	子育て支援課
	子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2-1	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～R9以降	6,485	子育て支援課
	地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事交流	2-1	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～R9以降	755	子育て支援課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	キッズファーム事業	食事交流	2-1	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。毎回地域の方に耕運機を借りていたが、今後もこの事業を継続するため耕運機を購入する。	R1以前～R9以降	137	子育て支援課
	ベビースマイル事業	交流	2-1	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	R1以前～R9以降	300	子育て支援課
	ファミリーサポートセンター事業	交流	2-1	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～R9以降	301	子育て支援課
	地域組織活動育成事業	交流	2-1	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実に資する。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～R9以降	1,040	子育て支援課
	妊婦健康診査事業	知守	2-1	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R1以前～R9以降	40,824	健康増進課
	産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2-1	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2～R9以降	258	健康増進課
	母子保健健康教育事業	知守	2-1	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため教室を開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R1以前～R9以降	254	健康増進課
	発育・発達事業(療育教室)	知守	2-1	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。	R2～R9以降	234	健康増進課
	定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	知守	2-1	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたとときにいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R1以前～R9以降		健康増進課
	母子家庭訪問指導事業	知守	2-1	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R1以前～R9以降		健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	知守	2-1	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R1以前～R9以降	3,138	健康増進課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	産婦健康診査事業	知守	2-1	産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R1以前～R9以降	3,623	健康増進課
	産後ケア事業	知守	2-1	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R1以前～R9以降	612	健康増進課
	母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2-1	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R1以前～R9以降	720	健康増進課
	妊婦歯科健康診査事業	食事	2-1	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心してできるように支援する。	R2～R9以降	771	健康増進課
	多胎妊産婦支援事業	知守	2-1	多胎妊婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～R9以降	139	健康増進課
	マタニティ・ブックスタート事業	知守	2-1	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R1以前～R9以降	671	中央・厚狭図書館
	生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2-2	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実施により、児童生徒の学習意欲・基礎学力の向上を図る。平成30年度は、松原分校を除き、全小・中学校で年間を通してモジュール学習を計画どおり実施するとともに、7月に全児童・生徒に対し生活調査を実施して分析し、必要に応じて個別指導を行った。	R1以前～R9以降	1,100	学校教育課
	子ども市民教育推進事業	知守	2-2	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R1以前～R9以降	62	学校教育課
	市民活動支援事業	交流	2-3	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R1以前～R9以降	327	市民活動推進課
	コミュニティ・スクール推進事業	交流	2-3	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R1以前～R9以降	190	学校教育課
	スクールアドバイザー配置事業	交流	2-3	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R1以前～R9以降	1,914	学校教育課
	社会教育推進事業(地域交流センター分)	知守 食事 運動 交流	2-3	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4～R9以降	4,217	社会教育課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	地域学校協働活動推進事業	交流	2- (3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R1以前～R9以降	5,303	社会教育課
	放課後子供教室事業	交流	2- (3)	「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	R1以前～R9以降	2,337	社会教育課
	家庭教育支援事業	知守交流	2- (3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の開催等も取り組む。	R1以前～R9以降	355	社会教育課
	家庭教育支援事業(中学校区分)	知守交流	2- (3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	R1以前～R9以降	150	社会教育課
	子ども読書活動推進計画推進事業(経常分)	知守	2- (3)	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、平成30年度に策定した第三次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」等を行う。	R1以前～R9以降	114	中央・厚狭図書館
	子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2- (3)	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、第二次子ども読書活動推進計画により開始した「絵本で子育て出前講座」を継続して行う。また、第三次計画は令和4年度で終了するため、年度中に第四次計画を策定する。	R1以前～R9以降	259	中央・厚狭図書館
	図書資料購入事業(経常分)	知守	2- (3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R1以前～R9以降	15,425	中央・厚狭図書館
	電子書籍購入事業	知守	2- (3)	本市の電子図書館システムは令和3年10月にオープンした。本システムは、電子書籍を貸し出す権利を取得して、市内に在住・在勤・在学する者に電子書籍の貸出を行う新しいシステムである。今後、一定の利用者を確保していくため、継続的に電子図書の充実を図る。	R3～R9以降	7,000	中央・厚狭図書館
	現代ガラス展開催事業	交流	3- (2)	本市のガラス文化の魅力を発信するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を令和5年度に開催する。令和4年度は、開催に向けた準備を行う。第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、令和2年度開催の第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催し、ガラス文化の発信とあわせて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R1以前～R9以降	3,000	文化スポーツ推進課
	ガラス文化推進事業	交流	3- (2)	市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人が本市ガラス文化に興味を持つきっかけとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市のガラス文化の推進を図る。また、市内各所にガラス作品を展示することで、身近な場所で様々なガラス作品に触れることのできる環境を整える。	R1以前～R9以降	358	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	かるたによるまちづくり推進事業	交流	3-(2)	市内各所でかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る等、かるたによるまちづくりを展開する。	R1以前～R9以降	500	文化スポーツ推進課
	レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、レノファ山口を活用し、選手による幼稚園・保育園児や小学生とのスポーツ交流事業など選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施する。	R1以前～R9以降	800	文化スポーツ推進課
	パラサイクリング支援の輪拡大事業	運動交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンDEM自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 【体験会】初心者向け 4回、中級者向け 2回 ※R4 タンDEM自転車購入は地域公益事業で対応予定	R1以前～R9以降	200	文化スポーツ推進課
	パラサイクリングのまちPR事業	交流	3-(2)	東京2020パラリンピック後においてもパラサイクリング日本代表チームの支援を継続することで、パラサイクリングのまちとして情報発信を行う。また市民との交流事業を実施し、障がい者スポーツの支援、共生社会の推進を図る。	R2～R9以降	1,700	文化スポーツ推進課
	アプリを活用した情報発信充実事業	知守 食事 運動 交流		スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性のある情報発信ツールの1つとしてアプリの活用が望まれる。親和性の高いアプリLINEを導入し、情報発信の充実・強化を進め、更なる行政サービスの質の向上を図る。	R4～R9以降	2,145	デジタル推進室
	ハロウィンイベント実施事業	交流		市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、映像等を効果的に活用した作品の上映やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和4年度以降においても、交付金がなくなるほか、新型コロナウイルス感染症による影響が継続すると想定した上で、「スマイルハロウィンさんようおのだ」をどのように展開していくことができるのか、どのようなアイデアが考えられるのかなどについて、実行委員会を中心として意見を取りまとめる。	R1以前～R9以降	5,000	シティセールス課
	観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		観光客等へのホスピタリティ向上を目的として、観光ガイド団体が実施する事業(ガイド派遣事業・ガイド育成事業等)に山陽小野田観光協会が補助金を交付することにより、同会を通じて活動を支援する。	R1以前～R9以降	100	シティセールス課
	おもてなしサポーター育成事業	交流		ホスピタリティの向上を目的に、市内観光関係団体を対象に本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、事業所を訪れた方に観光案内や情報を提供する。また、新たな観光パンフレットの作成や観光情報入手した場合には、おもてなしサポーターにこまめに連絡するなど、連携を密にすることで、観光客の満足度を高めていく。	R1以前～R9以降	100	シティセールス課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R1以前～ R9以降	623	シティセールス課
	広報紙発行事業	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R1以前～ R9以降	14,527	シティセールス課
	広報紙発行事業(臨時分)	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるよう、ページ内容を精査した上で、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。	R1以前～ R9以降	5,250	シティセールス課
	市政情報発信事業	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R1以前～ R9以降	327	シティセールス課
	市政情報発信事業(コミュニティFM)	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回60分週1回)を放送する。	R1以前～ R9以降	4,643	シティセールス課
	SNSを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		本市ではフェイスブック(H26年6月～)、ユーチューブ(H31年4月～)、ツイッター(令和3年1月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。	R1以前～ R9以降		シティセールス課
	ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	R1以前～ R9以降	3,181	市民活動推進課
	地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R1以前～ R9以降	2,260	市民活動推進課
	自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R1以前～ R9以降	66,156	市民活動推進課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R1以前～R9以降	176	市民活動推進課
	多文化共生推進事業	交流		本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、約800人で年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、R4年度以降は文化庁の補助が終了するため、運営方法が課題となっている。 その他、日本人や外国人が気軽に集える場の提供や情報発信の実施について検討する。	R4～R9以降		市民活動推進課
	市民館管理運営事業(文化ホール)	交流		市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R1以前～R9以降	16,750	文化スポーツ推進課
	文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は平成6年4月の開館以来、市の芸術文化の中核施設であり大ホールの施設・舞台環境は、専門家からも高い評価を受けている。今年度も、多くの市民に利用されるよう適切に管理運営を行う。	R1以前～R9以降	38,437	文化スポーツ推進課
	(主催)アウトリーチ事業(臨時)	交流		身近な施設に向いて質の高い芸術文化に触れる機会を提供し、だれもが気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりを進める。	R2～R9以降	600	文化スポーツ推進課
	(主催)アウトリーチ事業(臨時)	交流		普段コンサートホールに行くことが難しい人にも質の高い芸術文化に触れてもらうため、身近な施設に向いて芸術文化に触れる機会を提供し、だれもが気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりを進める。	R2～R9以降	600	文化スポーツ推進課
	(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民が生のおーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を実施する。	R1以前～R9以降	531	文化スポーツ推進課
	(主催)NHK公開番組	交流		市とNHKの主催で公開番組を実施する。実施及び番組内容が内定した際には、協定書を締結し、市の分担となるPR、観覧者の募集作業、舞台の準備等の業務を進める。	R1以前～R9以降	220	文化スポーツ推進課
	きららガラス未来館管理運営事業	交流		ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 (現在の指定管理期間)H31～R5年度 ※平成6年開館、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R1以前～R9以降	33,382	文化スポーツ推進課
	(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。文化会館が会館した翌年(平成7年度)から実施している事業であり、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、今後も本市の特徴ある事業として継続実施していく。	R1以前～R9以降	842	文化スポーツ推進課
	(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R1以前～R9以降	321	文化スポーツ推進課
	市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動をさらに活性化させるため、日頃の成果発表の機会として実施する。 (9部門:市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌)	R1以前～R9以降	348	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展示会を開催することで、会員相互の交流を図りつつ、市民が気軽に芸術文化に触れる機会を設ける。	R1以前～R9以降	47	文化スポーツ推進課
	文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R1以前～R9以降	990	文化スポーツ推進課
	市民館管理運営事業(体育ホール)	交流		市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R1以前～R9以降	4,091	文化スポーツ推進課
	体育施設管理事業	運動交流		市体育施設を適切に維持管理する。 多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 ・指定管理制度による維持管理の実施 ・施設の老朽化に係る修繕事業の実施 ・体育施設備品の購入	R1以前～R9以降	48,293	文化スポーツ推進課
	学校・民間体育施設開放・活用事業	運動		地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。 対象となる開放学校・民間施設(小中学校を除く) ・小野田高校、小野田工業高校、厚狭高校、サビエル高校 ・山口東京理科大学 ・中国電力グラウンド、日本火薬体育館	R1以前～R9以降		文化スポーツ推進課
	競技スポーツ推進事業	運動		体育協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催することなどでスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、旅費を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R1以前～R9以降	4,371	文化スポーツ推進課
	生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツを普及したり、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R1以前～R9以降	466	文化スポーツ推進課
	スポーツ教室開催事業	運動交流		競技団体やスポーツ推進委員等と連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目】 ・テニス ・バドミントン ・水泳(夏休み小学生水泳教室) ・エンジョイスポーツ(一般水泳)	R1以前～R9以降	1,971	文化スポーツ推進課
	スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをするうえで重要な役割を持つスポーツ少年団などのスポーツ団体の指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツ推進する基盤をつくる。 市体育協会の運営費の補助金を支出し、活動を支援する。	R1以前～R9以降	2,428	文化スポーツ推進課
	市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を開催する。	R1以前～R9以降	388	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、1月に厚陽地区で市民マラソン大会を開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km	R1以前～R9以降	441	文化スポーツ推進課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R1以前～R9以降	12	生活安全課
	介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者(65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R1以前～R9以降	2,828	高齢福祉課
	介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者(40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R1以前～R9以降	303	高齢福祉課
	高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R1以前～R9以降	1,579	高齢福祉課
	生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R1以前～R9以降	1,800	高齢福祉課
	生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の实情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R1以前～R9以降	9,244	高齢福祉課
	高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R1以前～R9以降	5,905	高齢福祉課
	地域介護予防活動支援事業	交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営の場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。	R1以前～R9以降	684	高齢福祉課
	介護予防応援隊養成事業	交流		介護予防応援隊を育成する研修の開催。家族や隣人に介護予防の必要性や方法を広められるようになることを目的とした初級研修と、介護予防の一般的な知識を身につけ、市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊の養成と、養成後のレベルアップ研修を開催する。	R1以前～R9以降	118	高齢福祉課
	介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携を通して閉じこもり等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動等へつなげる。	R1以前～R9以降	7	高齢福祉課
	認知症予防事業	知守		MCI(軽度認知障害)を、早期に発見し、認知症へ移行することをできる限り遅らせるために、あたまの健康チェックを実施し、MCIの疑いがある方に対し、認知症を予防する教室(あたまの若返り教室(あたまの健康チェック事後フォロー教室))を実施する。	R1以前～R9以降	629	高齢福祉課
	認知症に関する普及啓発事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R1以前～R9以降	237	高齢福祉課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	認知症カフェ事業	交流		認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民へ対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として「認知症カフェ」の設置を進める。	R1以前～R9以降	703	高齢福祉課
	障がい者地域生活支援事業(地域づくり)	交流		支援の種類:①意思疎通支援事業②地域活動支援センター事業③手話奉仕員等養成研修事業④障がい者スポーツ大会開催事業⑤自発的活動支援事業	R1以前～R9以降	7,364	障害福祉課
	民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R1以前～R9以降	16,285	社会福祉課
	被保護者健康管理支援事業	知守		生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。	R1以前～R9以降	1,534	社会福祉課
	公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (R4年度 日の出保育園・厚陽保育園)	R1以前～R9以降	27,284	子育て支援課
	公立保育所栄養管理ソフト導入事業	食事		公立保育所に栄養管理ソフトを導入することにより、正確、迅速な栄養管理や帳票管理を行い、加えて食物アレルギー管理や誤食防止の徹底を図り、より安全な給食の提供に努める。また、献立作成の際に工夫を凝らした行事食の実施も容易になり、食育面からの指導もきめ細かに行う。	R4～R9以降	1,308	子育て支援課
	児童館管理運営事業	交流		市内7校区(本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～R9以降	49,969	子育て支援課
	児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～R9以降	501	子育て支援課
	国民健康保険特定健診事業	知守		被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 また、特定健診の未受診について、市と民間事業者及び国保連との委託契約により受診勧奨を実施する。	R1以前～R9以降	55,325	国保年金課
	国民健康保険特定健診事業(みなし健診)	知守		特定健康診査未受診者のうち多数を占めている受療中の未受診者について、みなし健診を実施。新たな受診者の掘り起こしを行い受診率の向上を目指す。	R4～	69	国保年金課
	国民健康保険保健事業	知守 運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業	R1以前～R9以降	18,072	国保年金課
	国民健康保険健康づくり補助事業	知守		国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、校区ふるさとづくり推進協議会が実施する健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。	R1以前～R9以降	324	国保年金課
国民健康保険脳ドック事業	知守		脳疾患の多くは、自覚症状がなく進行するものであり、脳出血や脳梗塞など、発症とともに重篤な状態となることが多い疾患である。 脳疾患の早期発見のため、30歳以上の国保被保険者に対し、実施医療機関で受診する脳ドックの費用のうち、一部を助成する。	R1以前～R9以降	2,145	国保年金課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業	知守		糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が高む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R1以前～ R9以降	1,994	国保年金課
	国民健康保険歯周病検診事業	食事		歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2～ R9以降	1,650	国保年金課
	国民健康保険脳ドック事業 (追加分)	知守		脳疾患の多くは、自覚症状が無く進行するものであり、脳出血や脳梗塞など、発症とともに重篤な状態となることが多い疾患である。脳疾患の早期発見のため、30歳以上の国保被保険者に対し、実施医療機関で受診する脳ドックの費用のうち、一部を助成する。	R4～ R9以降	2,132	国保年金課
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事 運動 交流		高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3～ R9以降	2,393	国保年金課
	乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R1以前～ R9以降	6,592	健康増進課
	幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R1以前～ R9以降	2,435	健康増進課
	発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R1以前～ R9以降	201	健康増進課
	妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R1以前～ R9以降	71	健康増進課
	3歳児視力検査機器整備事業	知守		3歳児健康診査での弱視のスクリーニング検査で、近視・遠視・斜視・乱視などの問題を早期発見・治療できるよう専門の検査機器を整備する	R4～ R4	1,238	健康増進課
	健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R1以前～ R9以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R1以前～ R9以降	112	健康増進課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	食育推進計画の推進	食事交流		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R1以前～R9以降	233	健康増進課
	食育推進会議	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R1以前～R9以降	130	健康増進課
	山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R1以前～R9以降	500	健康増進課
	スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R1以前～R9以降	81	健康増進課
	スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R1以前～R9以降	16	健康増進課
	スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやチラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R1以前～R9以降	142	健康増進課
	スマイルエイジングウォーキング推進事業	知守 運動 交流		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座の開催 ③ウォーキングマップの作成・配付 ④ウォーキングマイスター制度の創設	R2～R9以降	797	健康増進課
	スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2～R9以降	422	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～R9以降	745	健康増進課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	自殺対策事業	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。	R1以前～ R9以降	92	健康増進課
	ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点もてない状態)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R1以前～ R9以降	2,007	健康増進課
	健康推進員の養成・育成・支援	知守 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R1以前～ R9以降	248	健康増進課
	食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R1以前～ R9以降	794	健康増進課
	健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R1以前～ R9以降	3	健康増進課
	成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R1以前～ R9以降	332	健康増進課
	成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R1以前～ R9以降	214	健康増進課
	成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R1以前～ R9以降	65	健康増進課
	生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R1以前～ R9以降	264	健康増進課
	成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R1以前～ R9以降	77,647	健康増進課
	結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R1以前～ R9以降	1,625	健康増進課
	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(乳がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R1以前～ R9以降	2,015	健康増進課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	健康マイレージ事業	知守		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、健診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R1以前～ R9以降	143	健康増進課
	女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団検診実施	R1以前～ R9以降	881	健康増進課
	若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2～ R9以降	883	健康増進課
	定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R1以前～ R9以降	200,920	健康増進課
	風しん対策事業	知守		国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R1以前～ R6	6,546	健康増進課
	成人用肺炎球菌予防接種勧奨事業	知守		成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年度10月より定期予防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化する。	R1以前～ R6	213	健康増進課
	新型コロナウイルスワクチン接種確保事業	知守		新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、重症者等の発生をできる限り減らし、感染のまん延防止を図るため新型コロナワクチン接種を行っている。 希望する市民が円滑に接種出来るように、医療機関等と協力をして接種体制整備に努める。	R2～ R4	200,527	健康増進課
	定期予防接種事業(子宮頸がんワクチン)	知守		令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開されることとなった。増加が見込まれる接種者への対応をする。	R4～ R4	38,992	健康増進課
	子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開されることとなった。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えた方に対してキャッチアップ接種を行う。	R4～ R6	51,002	健康増進課
急患診療所事業	知守		利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上)の、軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	R1以前～ R9以降	38,679	健康増進課	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	AED管理事業	知守		平成21年度AEDを市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため公共施設に設置した。令和3年度より、令和3年10月末までで契約が終了する市内のAED(72箇所)をまとめて入札・契約を行った。	R1以前～R9以降	2,001	健康増進課
	#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R1以前～R9以降	1,071	健康増進課
	二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R1以前～R9以降	8,733	健康増進課
	二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R1以前～R9以降	1,315	健康増進課
	地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業	知守		全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。	R1以前～R9以降	310	健康増進課
	広域災害救急医療情報システム事業	知守		広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R1以前～R9以降	141	健康増進課

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	商業振興諸行事支援事業	交流		商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う	R1以前～R9以降	3,570	商工労働課
	テニスコート改修事業	運動交流		都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため改修を行う。	R1以前～R9以降	21,610	都市計画課
	園路改修事業	運動交流		経年劣化等により都市公園内の園路や駐車場等に段差等が生じているため、公園利用者の安全を確保するため舗装等の改修を行う。	R4～R5	7,436	都市計画課
	スマイルエイジングパーク事業	運動交流		健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。	R2～R8	9,500	都市計画課
	山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	R1以前～R9以降		市民窓口課
	学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R1以前～R9以降	128,322	学校給食センター
	いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R1以前～R9以降	20,402	学校教育課
	植生幼稚園栄養管理ソフト導入事業	食事		現在、植生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～R9以降	436	学校教育課
	児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R1以前～R9以降	13,893	学校教育課
	心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R1以前～R9以降	581	学校教育課
	社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。(対象団体:市連合女性会、校区女性会・婦人会、青年団体連絡協議会等)その他スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウトへ教育文化振興助成金を交付している。	R1以前～R9以降	1,547	社会教育課
	宿泊研修施設きらら交流館管理運営事業	交流		平成13年に開館。平成21年度から指定管理者制度の導入。指定管理者制度を継続し、サービスの向上、適切な施設保守管理・設備更新を行い、利用者満足度の向上を図る。施設の今後のあり方について、観光要素をクローズアップした利用拡大の研究、周辺施設との連携といった庁内協議を進める。	R1以前～R6	38,730	社会教育課
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R1以前～R9以降	582	中央・厚狭図書館	

3つの横断的施策

横断的施策	事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	中央図書館管理事業	知守		市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各公民館や山口東京理科大学等へ圖書の配本や回収を行う。	R1以前～ R9以降	20,384	中央・厚狭図書館
	厚狭図書館管理事業	知守		市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各公民館や児童クラブ、福祉施設等へ圖書の配本や回収を行う。	R1以前～ R9以降	1,087	中央・厚狭図書館

分野別計画

■ 施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1 子育て支援の充実

基本施策5 社会保障の安定

基本施策2 高齢者福祉の充実

基本施策6 健康づくりの推進

基本施策3 障がい者福祉の充実

基本施策7 地域医療体制の充実

基本施策4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策8 消防・救急体制の充実

基本施策12 人権尊重のまちづくり

基本施策9 防災体制の充実

基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成

基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進

基本施策14 国際交流・地域間交流の推進

基本施策11 地域づくりの推進

基本施策15 シェア・移住定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策16 住環境の確保

基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

基本施策17 公園・緑地の整備・保全

基本施策20 適正な土地利用の推進

基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 21 多様な働く場の確保

基本施策 24 農林水産業の推進

基本施策 22 企業立地の推進

基本施策 25 観光・交流の振興

基本施策 23 商工業の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 26 学校教育の推進

基本施策 29 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 27 社会教育の推進

基本施策 30 芸術文化によるまちづくりの推進

基本施策 28 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 31 スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 32 効率的で効果的な行政運営

基本施策 34 市政への市民参画の推進

基本施策 33 健全な財政運営

※中期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。

※「令和4年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴わず実施している事業です。

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策1 子育て支援の充実	(1)働く子育て家庭の支援	保育所等施設型給付事業 (私立12園及び管外保育所)			保育事業を私立保育所(12保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・仲宏・姫井・石井手・西高泊・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園保育園及び管外保育園。	R1以前～ R9以降	1,213,160	子育て支援課
		幼稚園等施設型給付事業			子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、平成31年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行。	R1以前～ R9以降	189,483	子育て支援課
		地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	R1以前～ R9以降	61,513	子育て支援課
		私立保育所整備助成事業			市内の私立保育所の整備・大規模改修に対し補助することで、保育所の健全な運営に寄与するとともに、保育環境を整えることで安全な保育を行うことができる。 また、認可保育所に移行するための施設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。	R1以前～ R9以降	103,140	子育て支援課
		公立保育所運営事業		スマイルエイジング	公立保育所で保育を実施する。 (R4年度 日の出保育園・厚陽保育園)	R1以前～ R9以降	27,284	子育て支援課
		小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)		市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名から定員を拡大して、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	20,957	子育て支援課
		ねたろう保育園運営事業	2-(1)	スマイルエイジング	公立保育所再編基本計画に基づいて整備したねたろう保育園を運営する。	R4～ R9以降	25,100	子育て支援課
		公立保育所環境整備事業			日の出保育園の1歳児クラスのエアコンの効きが悪いため更新する。また、遊具点検の結果、すべり台が老朽化のため使用不可となったため更新する。 厚陽保育園の事務室、控室にエアコンがないため設置し、あわせて電気容量が不足するため増設工事を行う。	R1以前～ R9以降	1,278	子育て支援課
		住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	77	子育て支援課
		公立保育所栄養管理ソフト導入事業		デジタル化スマイルエイジング	公立保育所に栄養管理ソフトを導入することにより、正確、迅速な栄養管理や帳票管理を行い、加えて食物アレルギー管理や誤食防止の徹底を図り、より安全な給食の提供に努める。 また、献立作成の際に工夫を凝らした行事食の実施も容易になり、食育面からの指導もきめ細かに行う。	R4～ R9以降	1,308	子育て支援課
		新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業			新型コロナウイルス感染症対策のため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、衛生用品等の購入や消毒に必要な経費を補助する。公立保育園は直接備品等を購入し、私立保育園は私立保育園が購入した備品等に対して補助する。	R1以前～ R4	7,300	子育て支援課
		保育所等ICT化推進等事業			私立保育所等の保育士の業務負担軽減を図るために保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	R3～ R4	750	子育て支援課
保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業			新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育士や幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続されることを前提として収入を3%程度引き上げる措置を行う。	R3～ R4	25,166	子育て支援課		

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		一時預かり事業	2-(1)		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	2,484	子育て支援課
		一時預かり事業(幼稚園型)	2-(1)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	3,000	子育て支援課
		延長保育事業	2-(1)		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	11,770	子育て支援課
		障がい児保育事業	2-(1)		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児(1ヶ月:29,370円) 特別児童扶養手当対象児童(1ヶ月:74,140円)	R1以前～ R9以降	11,584	子育て支援課
		民間保育サービス施設職員健康診断事業			民間保育サービス施設に従事する職員に対し、健康診断を実施することにより、民間保育サービス施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図る	R1以前～ R9以降	30	子育て支援課
		民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業			民間保育サービス施設に入所する乳幼児の健康診断として実施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を補助することにより入所児童の処遇の向上を図る	R1以前～ R9以降	116	子育て支援課
		保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	R1以前～ R9以降	84	子育て支援課
		多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所)			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和2年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。	R1以前～ R9以降	2,140	子育て支援課
		私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	393	子育て支援課
		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	2-(1)		市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	112,209	子育て支援課
		児童クラブ施設整備等事業	2-(1)		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和4年度は、老朽化により風力が低下している厚陽児童クラブのエアコンを更新する(出合保育園、津布田保育園から移設)。また、耐用年数を超過している有帆児童クラブのエアコンを更新する。	R1以前～ R9以降	1,420	子育て支援課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		児童クラブ室整備事業			小野田児童クラブは、小野田児童館内で低学年までの受け入れで事業を実施しているが、施設の老朽化が著しいため、小野田小学校内に2単位児童クラブを整備し、保育環境を整えるとともに高学年までの受け入れを行う。また、高千帆児童クラブは、現在くし山児童公園内の高千帆児童館で2単位、仮施設で1単位の計3単位にて事業を実施しているが、同地区は人口が集中しており今後も児童数の増加が見込まれることから、小学校の普通教室が不足するため普通教室棟建設予定である。その中に児童クラブ2単位を整備し、同時期に仮施設を廃止し、計4単位で高学年までの受け入れを行う。	R3～ R4	69,090	子育て支援課
		住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムとの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	260	子育て支援課
		新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業			新型コロナウイルス感染症対策のため、国の補助金を活用し、延長保育事業(13か所)、放課後児童健全育成事業(19か所)、子育て短期支援事業(1か所)、地域子育て支援拠点事業(4か所)、一時預かり事業(6か所)、病児保育事業(2か所)、ファミサポ事業(1か所)に補助を行う。	R1以前～ R4	14,700	子育て支援課
		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)(臨時分)			児童クラブにおいて、障害児の受け入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブの円滑な実施を図るもの。 植生児童クラブと津布田児童クラブの統合に伴い旧津布田小学校区に在住している児童の登下校の安全を確保するため、平日の下校時、長期休暇中及び土曜日の登下校時にタクシーによる送迎を行う。	R4～ R9以降	6,880	子育て支援課
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業			新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く放課後児童クラブに勤務する職員を対象に賃上げ効果が継続されることを前提として収入を3%程度引き上げる措置を行う。	R3～ R4	4,686	子育て支援課
		病児保育事業	2-(1)		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	23,506	子育て支援課
		子育て短期支援事業	2-(1)		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課
		養育支援訪問事業	2-(1)		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R1以前～ R9以降		子育て支援課
		子育てワンストップ事業			子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育	R1以前～ R9以降		子育て支援課
		実費徴収に係る補足給付事業(副食費)			幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R1以前～ R9以降	4,320	子育て支援課
		施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R1以前～ R9以降	128,439	子育て支援課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2) 子育ての不安と負担の軽減		地域子育て支援拠点事業	2-1(1)	スマイル エイジング	市内4箇所の保育園(須恵・さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,194	子育て支援課
		子育て支援情報発信事業			子育て情報の一元化と情報提供の充実を目的に、平成22年度に開設した「さんようおのたっこ」の管理・運営を行う。 子育てに関する行政情報のほか、民間の情報も発信し、多くの子育て世代に利用されている。	R1以前～ R9以降	85	子育て支援課
		子育てコンシェルジュ事業	2-1(1)	スマイル エイジング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	74	子育て支援課
		子育て支援アプリ導入事業	2-1(1)	デジタル 化	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4～ R9以降	770	子育て支援課
		子ども・子育て支援事業計画策定事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。中間年の令和4年度に計画の見直しを行う。 また令和元年度に「子どもの貧困対策法」が改正され、市町村による計画策定が義務化された「子どもの貧困対策推進計画」を次期子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むため、令和5年度にアンケート調査、分析を行う。	R1以前～ R9以降	400	子育て支援課
		出産祝金給付事業	2-1(1)		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、新生児の保護者に対して祝金を給付する。	R4～ R9以降	17,592	子育て支援課
		入学祝金給付事業	2-1(1)		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。	R4～ R9以降	25,133	子育て支援課
		子育て総合支援センター管理・運営事業	2-1(1)	スマイル エイジング	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,485	子育て支援課
		地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	2-1(1)	スマイル エイジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	755	子育て支援課
		キッズファーム事業	2-1(1)	スマイル エイジング	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。今後もこの事業を継続するため耕運機を購入する。	R1以前～ R9以降	137	子育て支援課
		ベビースマイル事業	2-1(1)	スマイル エイジング	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	R1以前～ R9以降	300	子育て支援課
		児童手当支給事業			中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額):3歳未満15,000円、3歳～小学生(1,2子)10,000円、3歳～小学生(3子以降)15,000円、中学生10,000円、所得制限超5,000円	R1以前～ R9以降	898,895	子育て支援課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	R1以前～ R9以降	190	子育て支援課
		住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	305	子育て支援課
		福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業	2-1)		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、9-2の単市助成分で助成する。ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	118,478	子育て支援課
		福祉医療事業(単市事業分)	2-1)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	32,000	子育て支援課
		子ども医療費助成事業	2-1)		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分(3割負担)のうち全額を助成し、本人の負担をなくす。ただし、所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	R1以前～ R9以降	71,000	子育て支援課
		養育医療給付事業	2-1)		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
		住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない。時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	407	子育て支援課
		小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R1以前～ R9以降	24,321	学校教育課
		中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R1以前～ R9以降	31,750	学校教育課
		学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	R1以前～ R9以降	1,357	学校教育課
		学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	R1以前～ R9以降	58,554	学校教育課
		交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	R1以前～ R9以降	140	学校教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
(3) 地域 社会での 子育て支 援	児童館管理運営事業	児童館管理運営事業		スマイル エイジング	市内7校区(本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～ R9以降	49,969	子育て支援課	
		児童館環境整備事業			老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。 各児童館のエアコン設置から相当年数が経過しており、年次的に更新を行う。令和4年度は有帆児童館のエアコンを更新する。また、延命化を図るため年次的にクリーニングを行う。 小野田児童館の裏にあるメタセコイヤが高木となっており、落葉樹であることから隣接地に葉が落ち迷惑を掛けている状況のため伐採する。 高千帆児童館の非常通報装置が光回線に対応していないため更新する。 全館のパソコンがWindows8で令和5年1月にサポートが終了するため更新する。	R1以前～ R9以降	3,763	子育て支援課	
		ファミリーサポートセンター事業	2-(1)	スマイル エイジング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	301	子育て支援課	
		地域組織活動育成事業	2-(1)	スマイル エイジング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課	
		児童遊園施設整備事業		スマイル エイジング	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	501	子育て支援課	
	(4) 配慮が 必要な 子どもと 家庭の支 援	家庭児童相談事業	家庭児童相談事業	2-(1)		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援課
			児童扶養手当支給事業			18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(R2.4月現在):全部支給 43,160円(1人)、2人目は10,190円加算、3人目以降は6,110円加算(金額は全部支給の場合)	R1以前～ R9以降	290,583	子育て支援課
		ひとり親家庭自立支援給付事業			ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R1以前～ R9以降	14,382	子育て支援課	
		ひとり親福祉事業			母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R1以前～ R9以降	86	子育て支援課	
		母子生活支援事業			児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの	R1以前～ R9以降	10,660	子育て支援課	
住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	50	子育て支援課			
なるみ園運営事業			児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	R1以前～ R9以降	8,482	子育て支援課			

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		ことばの教室(幼児部)運営事業	2-(1)		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	147	子育て支援課
	(5) 母子保健サービスの充実	乳児健康診査事業		スマイル エイジング	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R1以前～ R9以降	6,592	健康増進課
		幼児健康診査事業		スマイル エイジング	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う。心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R1以前～ R9以降	2,435	健康増進課
		発育・発達事業		スマイル エイジング	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R1以前～ R9以降	201	健康増進課
		妊婦健康診査事業	2-(1)	スマイル エイジング	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R1以前～ R9以降	40,824	健康増進課
		妊娠の届出と母子健康手帳の交付		スマイル エイジング	母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R1以前～ R9以降	71	健康増進課
		産前産後サポート事業(マタニティひろば)	2-(1)	スマイル エイジング	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2～ R9以降	258	健康増進課
		母子保健健康教育事業	2-(1)	スマイル エイジング	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、教室を開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R1以前～ R9以降	254	健康増進課
		発育・発達事業(療育教室)	2-(1)	スマイル エイジング	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。	R2～ R9以降	234	健康増進課
		定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	2-(1)	スマイル エイジング	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R1以前～ R9以降		健康増進課
		母子家庭訪問指導事業	2-(1)	スマイル エイジング	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R1以前～ R9以降		健康増進課
		子育て世代包括支援センター(母子保健型)	2-(1)	スマイル エイジング	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R1以前～ R9以降	3,138	健康増進課
		産婦健康診査事業	2-(1)	スマイル エイジング	産後うつ予防や新生児への産後予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R1以前～ R9以降	3,623	健康増進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		産後ケア事業	2-(1)	スマイル エイジング	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R1以前～ R9以降	612	健康増進課
		不妊治療費助成事業	2-(1)		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:特定不妊治療費助成事業、人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R1以前～ R9以降	1,780	健康増進課
		母子保健推進員育成・活動支援事業	2-(1)	スマイル エイジング	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R1以前～ R9以降	720	健康増進課
		妊婦歯科健康診査事業	2-(1)	スマイル エイジング	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2～ R9以降	771	健康増進課
		多胎妊産婦支援事業	2-(1)	スマイル エイジング	多胎妊婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R9以降	139	健康増進課
		3歳児視力検査機器整備事業		スマイル エイジング	3歳児健康診査での弱視のスクリーニング検査で、近視・遠視・斜視・乱視などの問題を早期発見・治療できるよう専門の検査機器を整備する。	R4～ R4	1,238	健康増進課
		母子保健事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業			子育て世代包括支援センターコソシエ、乳児全戸訪問、養育支援訪問の母子保健業務を行う職員及び母子保健推進員、母子保健事業利用者に対して新型コロナウイルス対策のためにマスク、消毒薬等の購入を行う。	R4～ R4	700	健康増進課
基本 施策 2	高 齢 者 福 祉 の 充 実	(1)生涯現役社会づくりの推進						
		介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジング	第一号被保険者(65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R1以前～ R9以降	2,828	高齢福祉課
		介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジング	第二号被保険者(40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R1以前～ R9以降	303	高齢福祉課
		敬老会運営補助事業			毎年9月の敬老月間にあわせて地区協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	R1以前～ R9以降	5,192	高齢福祉課
		敬老月間啓発事業			市長の表敬訪問(100歳、県内最高齢者)。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。	R1以前～ R9以降	508	高齢福祉課
		高齢者団体の活性化(老人クラブ等)		スマイル エイジング	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R1以前～ R9以降	1,579	高齢福祉課
		老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	R1以前～ R9以降	211	高齢福祉課
		全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	R1以前～ R9以降	50	高齢福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		生きがいと健康づくり推進 事業		スマイル エイジング	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R1以前～ R9以降	1,800	高齢福祉課
	(2) 高齢 になっ ても住 みよい 地域づ くり	総合相談・支援事業(地域 包括支援センターの充実)			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	R1以前～ R9以降	32,823	高齢福祉課
		包括的・継続的ケアマネジ メント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。	R1以前～ R9以降	60	高齢福祉課
		地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	R1以前～ R9以降	156	高齢福祉課
		訪問用車両リース			高齢者に関する相談対応・実態把握や、介護予防ケアマネジメント等の目的で住宅を訪問をするに当たり、現在使用している訪問車のうち1台が古くなり、年間の維持費(修理費用など)がかかることから、これに代わる訪問車を新たに借り上げるもの。	R4～ R9以降	176	高齢福祉課
		在宅医療・介護連携推進 事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。	R1以前～ R9以降	477	高齢福祉課
		生活支援サービスの体制 整備事業		スマイル エイジング	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R1以前～ R9以降	9,244	高齢福祉課
		権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	R1以前～ R9以降	84	高齢福祉課
		成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	R1以前～ R9以降	3,123	高齢福祉課
		成年後見制度利用促進体 制整備推進事業			山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要な方が制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組む。また、計画の進捗管理を行い、令和7年度中に第2期の計画を策定する。	R2～ R9以降	216	高齢福祉課
		高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	R1以前～ R9以降	34	高齢福祉課
	高齢者福祉計画の策定及 び進捗管理事業			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。	R1以前～ R9以降	160	高齢福祉課	
	ケアセンターさんよう運営 事業			ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。	R1以前～ R9以降	3,634	高齢福祉課	

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		建築基準法12条に基づく定期報告(小荷物専用昇降機及び防火設備の定期検査報告・ケアセンターさんよう)			建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。	R1以前～ R9以降	444	高齢福祉課
		老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。また、虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	R1以前～ R9以降	204,503	高齢福祉課
		高齢者福祉施設等整備補助事業			第8期山陽小野田市高齢者福祉計画に基づき、高千帆地区に介護老人保健施設の開設を行う事業者に対して、定額補助を行う。また、施設開設に合わせて、同一法人内の認知症高齢者グループホームのICT導入が予定されているため、当該事業に対して、定額補助を行う。	R4～ R4	80,340	高齢福祉課
		介護保険利用者負担軽減助成金支給事業			市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	R1以前～ R9以降	72	高齢福祉課
		寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	R1以前～ R9以降	401	高齢福祉課
		入浴サービス事業			身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	R1以前～ R9以降	446	高齢福祉課
		訪問理美容サービス事業			身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	R1以前～ R9以降	30	高齢福祉課
		福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	R1以前～ R9以降	672	高齢福祉課
		高齢者相談事業			市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来場者の相談を受ける。	R1以前～ R9以降	392	高齢福祉課
		緊急時短期入所事業			対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合に緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	R1以前～ R9以降	63	高齢福祉課
		無年金者特別給付金支給事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	360	高齢福祉課
		生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	R1以前～ R9以降	252	高齢福祉課
		高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)		スマイル エイジング	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R1以前～ R9以降	5,905	高齢福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業)			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するにあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2000円)を行う。	R1以前～ R9以降	10	高齢福祉課
		寝たきり高齢者介護見舞金支給事業(地域支援事業:任意事業)			在宅の寝たきり高齢者等(要介護が4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの)を介護する家族に対して、その労苦を感謝激励することを目的に介護見舞金(1人100,000円)を支給する。(基準日は6月1日)	R1以前～ R9以降	200	高齢福祉課
		家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	R1以前～ R9以降	628	高齢福祉課
		紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	R1以前～ R9以降	6,074	高齢福祉課
		「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業)			高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	195	高齢福祉課
	(3) 介護 予防 の 推 進	介護予防普及啓発事業			第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R1以前～ R9以降	345	高齢福祉課
		地域介護予防活動支援事業		スマイル エイジング	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。	R1以前～ R9以降	684	高齢福祉課
		介護予防応援隊養成事業		スマイル エイジング	介護予防応援隊を育成する研修の開催。家族や隣人に介護予防の必要性や方法を広められるようになることを目的とした初級研修と、介護予防の全般的な知識を身につけ、市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊の養成と、養成後のレベルアップ研修を開催する。	R1以前～ R9以降	118	高齢福祉課
		地域リハビリテーション活動支援事業			介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	R1以前～ R9以降	53	高齢福祉課
		介護予防把握事業		スマイル エイジング	訪問や関係機関との連携を通して閉じこもり等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動等へつなげる。	R1以前～ R9以降	7	高齢福祉課
		認知症予防事業		スマイル エイジング	MCI(軽度認知障害)を、早期に発見し、認知症へ移行することをできる限り遅らせるために、あたまの健康チェックを実施し、MCIの疑いがある方に対し、認知症を予防する教室(あたまの若返り教室(あたまの健康チェック事後フォロー教室))を実施する。	R1以前～ R9以降	629	高齢福祉課
		訪問型サービス(第一号訪問事業)			総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R1以前～ R9以降	27,667	高齢福祉課
		通所型サービス(第一号通所事業)			総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R1以前～ R9以降	133,740	高齢福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	R1以前～ R9以降	6,681	高齢福祉課
		総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	R1以前～ R9以降	640	高齢福祉課
		高額介護予防・高額医療 合算介護予防サービス費 相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	R1以前～ R9以降	300	高齢福祉課
		総合事業サービス事業所 の指定及び指導監督事業			平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。	R1以前～ R9以降		福祉指導監 査室
	(4) 認知症 施策の 推進	認知症に関する普及啓発 事業		スマイル エイジング	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R1以前～ R9以降	237	高齢福祉課
		徘徊高齢者等見守りネット ワーク構築事業			今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める	R1以前～ R9以降	109	高齢福祉課
		認知症地域支援推進事業			認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。 認知症を支援する関係機関のネットワークの構築や地域の情報共有や地域課題、市における対策を検討していく。認知症を介護する介護者が安心して介護できる環境づくりを行う。その一つのツールとして認知症ケアパスを作成・運用する。	R1以前～ R9以降	319	高齢福祉課
		認知症カフェ事業		スマイル エイジング	認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民へ対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として「認知症カフェ」の設置を進める。	R1以前～ R9以降	703	高齢福祉課
		認知症初期集中支援推進 事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	R1以前～ R9以降	310	高齢福祉課
	(5) 介護 (予防) サー ビスの 充実	介護サービス提供事業			要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。	R1以前～ R9以降	5,760,872	高齢福祉課
		介護予防サービス提供事 業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	R1以前～ R9以降	158,585	高齢福祉課
		介護保険施設サービス利 用者負担軽減事業			低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう	R1以前～ R9以降	143,482	高齢福祉課
		高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	R1以前～ R9以降	168,730	高齢福祉課
		指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	R1以前～ R9以降	9,866	高齢福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		地域密着型サービス指導 監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	R1以前～ R9以降	27	高齢福祉課
		地域密着型サービス事業 所の指定及び指導監督事 業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。	R1以前～ R9以降	30	福祉指導監 査室
		居宅介護支援事業所の指 定及び指導監督事業			山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、居宅介護支援事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。	R1以前～ R9以降		福祉指導監 査室
	(6) 介護保 険の円滑な運 営	介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	R1以前～ R9以降	7,672	高齢福祉課
		介護サービス給付費適正 化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。	R1以前～ R9以降	326	高齢福祉課
		介護保険低所得者利用者 負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4)	R1以前～ R9以降	35	高齢福祉課
		介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。	R1以前～ R9以降	7	高齢福祉課
		介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行います。	R1以前～ R9以降	29,256	高齢福祉課
		介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行います。	R1以前～ R9以降	5,412	高齢福祉課
		介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。	R1以前～ R9以降	3,743	高齢福祉課
	住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	3,966	高齢福祉課	
基本 施策 3	(1) 障がい者福祉サ ービスの充 実	各種障がい者手帳受付・ 証明事業			①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	R1以前～ R9以降	100	障害福祉課
		障がい者計画等策定及び 推進事業			山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。	R1以前～ R9以降	72	障害福祉課
		心身障害者扶養共済掛金 助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	R1以前～ R9以降	210	障害福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	R1以前～ R9以降	28,760	障害福祉課
		在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る)	R1以前～ R9以降	180	障害福祉課
		自立支援給付事業(介護給付)			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付(「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	649,690	障害福祉課
		自立支援給付事業(訓練等給付)			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付(主に就労に係るサービスの提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	455,772	障害福祉課
		自立支援給付事業(補装具給付)			失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補装具費を支給する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	12,000	障害福祉課
		障害児通所給付事業			障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	289,058	障害福祉課
		審査システム導入事業			自治体は国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況を点検するためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。	R3～ R9以降	792	障害福祉課
		障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。	R3～ R9以降	6	障害福祉課
		住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	30	障害福祉課
		住民情報システム改修事業			国は、令和2年度から令和4年度にかけて、障害福祉サービスデータベースを構築し、令和5年度からの本格的な運用を目指している。構築に当たっては、各自治体の事務システム等において保有している障害支援区分認定データと事業所からの請求情報とを同一人物の場合に連結するための連結キー(個人を特定できる情報を匿名化したキー)の作成が必要となり、令和4年度中に対応するため、住民情報システムの改修を行う	R4～ R4	1,395	障害福祉課
		障がい者計画等策定及び推進事業(臨時分)			山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定するに当たり、利用者や市民のニーズ、サービスの質に対する利用者の満足度等についてアンケートを実施する。	R1以前～ R9以降	1,399	障害福祉課
		重度心身障がい者医療費助成事業			内容:受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。 対象:下記の①～⑥に該当する者のうち、所得要件を満たす障がい者 ①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥上記④⑤と同程度の障がい有する者	R1以前～ R9以降	308,248	障害福祉課
		小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることを受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	R1以前～ R9以降	100	障害福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する経費の一部を助成する。	R1以前～ R9以降	174	障害福祉課
		更生医療給付事業(自立支援医療①)			「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	98,000	障害福祉課
		育成医療給付事業(自立支援医療②)			18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R1以前～ R9以降	1,800	障害福祉課
		精神通院医療給付事業(自立支援医療③)			精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。	R1以前～ R9以降		障害福祉課
		障がい者施設運営事業			指定管理者制度により、障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。	R1以前～ R4	6,343	障害福祉課
		みつば園厨房設備更新事業			みつば園の厨房設備の整備を行う。	R2～ R5	418	障害福祉課
		社会福祉法人指導監査事務事業			障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施する。	R1以前～ R9以降		障害福祉課
		社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	R1以前～ R9以降	36	障害福祉課
		指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。	R1以前～ R9以降		障害福祉課
		のぞみ園車両更新事業			のぞみ園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2～ R4	177	障害福祉課
		障がい者地域生活支援事業(サービス)			支援の種類:①日常生活用具等給付②移動支援③日中一時支援④自動車運転免許取得費助成⑤自動車改造費助成⑥成年後見制度利用支援事業⑦点訳・音訳事業⑧訪問入浴サービス事業	R1以前～ R9以降	33,183	障害福祉課
		保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取組む。	R1以前～ R9以降	80	障害福祉課
		権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	R1以前～ R9以降	20	障害福祉課
		障がい者相談業務委託料			委託先:障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。	R1以前～ R9以降	294	障害福祉課
		地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R1以前～ R9以降	19,884	障害福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		のぞみ園更新事業			のぞみ園は、昭和62年の開所時から35年が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の建て替えを行う。	R4～ R5	2,460	障害福祉課
		みつば園改修事業			みつば園は平成2年の開所時から32年が経過し、老朽化が進んでいることから、屋根の防水加工等の改修を行う。	R2～ R9以降	35,441	障害福祉課
		障がい者福祉施設維持整備事業			障がい者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備するもの。	R2～ R9以降	450	障害福祉課
	(2) 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	障がい者団体支援事業			障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会)から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	340	障害福祉課
		福祉タクシー費助成事業			内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。 対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級のいずれかを所持する者	R1以前～ R9以降	23,271	障害福祉課
		要約筆記啓発講座事業			多くの市民に要約筆記に関心を持っていただき、県が開催する要約筆記者養成講座の受講へと結びつけ、要約筆記者としての登録を促す。また、聴覚障がい者への理解を深め、合理的配慮の提供を促す。	R1以前～ R9以降	40	障害福祉課
		「障害者差別解消法」推進事業			「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がい者による理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。	R1以前～ R9以降	144	障害福祉課
		手話通訳者等配置事業			市が主催する講演会等や市が視覚的に情報発信を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	R1以前～ R9以降	562	障害福祉課
		ヘルプカード配布事業			障がい者が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードを作成し、対象となる方へ配布する。	R1以前～ R9以降		障害福祉課
		パラリンピック採火式記念ガラス作品巡回事業			令和3年度、東京2020パラリンピック聖火リレー山口県聖火フェスティバル山陽小野田市採火式を記念して作成されたガラス作品について、文化会館等各施設を巡回し、展示を行う。当該ガラス作品は、多様性や差別解消等をコンセプトとしているため、共生社会の実現に向けたメッセンジャーとして活用していく。	R4～ R4	9	障害福祉課
		障がい者地域生活支援事業(地域づくり)		スマイルエイジング	支援の種類:①意思疎通支援事業②地域活動支援センター事業③手話奉仕員等養成研修事業④障がい者スポーツ大会開催事業⑤自発的活動支援事業	R1以前～ R9以降	7,364	障害福祉課
		理解促進研修・啓発事業			障がいへの理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発(精神保健福祉講座)を行う。	R1以前～ R9以降	20	障害福祉課
		理解促進研修・啓発事業【追加】			これまで新規採用職員庁内研修等で市職員を対象に障がいに対する理解を広げるための研修を実施していたが、市全体で障がいに対する理解の輪を広げていくためにも、出前講座に手話等の体験や市独自の取組内容を追加し、広く市民を対象に研修を実施する。	R3～ R9以降		障害福祉課
	手話通訳者設置事業(遠隔手話)			手話言語条例に規定する施策を推進するための方針より、ろう者(聴覚障がい者)のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備する。	R3～ R9以降	170	障害福祉課	

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		発達障害児支援体制強化事業			発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。	R4～ R9以降	147	障害福祉課
基本 施策 4 地域福祉の 推進	(1) 地域福祉推進体制の整備・充実	石丸総合館管理運営事業		スマイル エイジング	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R1以前～ R9以降	2,528	市民活動推進課
		社会福祉法人指導監査事業			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。)	R1以前～ R9以降		高齢福祉課
		地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	R1以前～ R9以降	44	高齢福祉課
		社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	R1以前～ R9以降	63,795	社会福祉課
		福祉センター管理運営事業			中央福祉センターの円滑な運営を図る	R1以前～ R9以降	13,986	社会福祉課
		日赤活動資金募集			市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。	R1以前～ R9以降		社会福祉課
		献血推進事業			山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	R1以前～ R9以降		社会福祉課
		福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	R1以前～ R9以降	399	社会福祉課
		遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	R1以前～ R9以降	257	社会福祉課
		戦没者遺族等特別弔慰金事業			戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	R1以前～ R9以降	20	社会福祉課
		戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	R1以前～ R9以降	300	社会福祉課
		社会を明るくする運動推進事業			すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1 街頭啓発(駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店) 2 社明講演会 3 市広報、ラジオ、新聞広告での周知	R1以前～ R9以降		社会福祉課
		地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R1以前～ R9以降	128	社会福祉課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、山陽小野田市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(「地方再犯防止推進計画」)を策定するため、山陽小野田市再犯防止推進計画策定委員会を設置する。 計画策定後は、「(仮称)山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。	R4～ R9以降	120	社会福祉課
		指導監査事務事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	R1以前～ R9以降		社会福祉課
		地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。	R1以前～ R9以降		社会福祉課
		災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全壊、全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	R1以前～ R9以降	250	社会福祉課
		災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	R1以前～ R9以降	10	社会福祉課
		被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R1以前～ R9以降	300	社会福祉課
		社会福祉法人等指導監査事務			社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(12園)に対して保育所指導監査を行う。	R1以前～ R9以降		子育て支援課
		地域型保育事業所指導監査事務			地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度～対象は2園(プティット小野田保育園、こぐま保育園)。	R1以前～ R9以降		子育て支援課
		地域協議会開催事業			社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を必要とする。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	R1以前～ R9以降	40	子育て支援課
		社会福祉法人指導監査事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市のみで事業を行っている社会福祉法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	R1以前～ R9以降	12	福祉指導監査室
		地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監査を行う。 特定教育・保育施設の指導監査を行う。	R1以前～ R9以降		福祉指導監査室
		指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している指定特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R1以前～ R9以降		福祉指導監査室

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(2) 地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進	民生委員・児童委員活動支援事業		スマイルエイジング	民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R1以前～R9以降	16,285	社会福祉課
		民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	R1以前～R9以降	280	社会福祉課
		山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業		スマイルエイジング	民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していたための支援を行う。	R1以前～R9以降		市民窓口課
基本施策5 社会保障の安定	(1) 国民健康保険の安定運営	国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。	R1以前～R9以降	5,352,354	国保年金課
		国民健康保険その他保険給付事業			国民健康保険被保険者のその他給付として、出産、葬儀等に要した費用の一部を支給する。	R1以前～R9以降	19,547	国保年金課
		国民健康保険医療費適正化事業			医療費適正化対策として、国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。また、海外療養費についても不正請求対策として、国保連合会にて審査点検業務を委託する。	R1以前～R9以降	2,075	国保年金課
		国民健康保険特定健診事業		スマイルエイジング	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。また、特定健診の未受診について、市と民間事業者及び国保連との委託契約により受診勧奨を実施する。	R1以前～R9以降	55,325	国保年金課
		国民健康保険特定健診事業(みなし健診)		スマイルエイジング	特定健康診査未受診者のうち多数を占めている受療中の未受診者について、みなし健診を実施。新たな受診者の掘り起こしを行い受診率の向上を目指す。	R4～	69	国保年金課
		国民健康保険保健事業		スマイルエイジング	国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業	R1以前～R9以降	18,072	国保年金課
		国民健康保険健康づくり補助事業		スマイルエイジング	国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、校区ふるさとづくり推進協議会が実施する健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。	R1以前～R9以降	324	国保年金課
		国民健康保険脳ドック事業		スマイルエイジング	脳疾患の多くは、自覚症状がなく進行するものであり、脳出血や脳梗塞など、発症とともに重篤な状態となることが多い疾患である。脳疾患の早期発見のため、30歳以上の国保被保険者に対し、実施医療機関で受診する脳ドックの費用のうち、一部を助成する。	R1以前～R9以降	2,145	国保年金課
		国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業		スマイルエイジング	糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が高む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R1以前～R9以降	1,994	国保年金課
		国民健康保険歯周病検診事業		スマイルエイジング	歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2～R9以降	1,650	国保年金課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		国民健康保険脳ドック事業 (追加分)		スマイル エイジング	脳疾患の多くは、自覚症状がなく進行するものであり、脳出血や脳梗塞など、発症とともに重篤な状態となることが多い疾患である。 脳疾患の早期発見のため、30歳以上の国保被保険者に対し、実施医療機関で受診する脳ドッグの費用のうち、一部を助成する。 受診者については、年度を追う毎に申し込み人数が増加している。隣接する市において受け入れ可能な医療機関の拡充を行う。	R4～ R9以降	2,132	国保年金課
		国民健康保険保険料徴収 事業			国民健康保険料収納、徴収に関する一般事務を実施する。滞納がある場合、督促、文書催告を行うとともに、夜間窓口の設置や電話催告を実施し、滞納解消を目指す。滞納が長期化する場合などは、短期証、資格者証を発行。接触機会の確保にも努める。	R1以前～ R9以降	6,457	国保年金課
		国民健康保険一般管理事 業			保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(各種委託、国保運営協議会等)を行う。	R1以前～ R9以降	51,616	国保年金課
		住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	4,094	国保年金課
		国民健康保険システム改 修事業			国民健康保険制度の改正に対応するため、住民情報システム(国民健康保険システム)の改修を行う。 ○令和4年度 未就学児の均等割軽減対応に伴うシステム改修	R3～ R4	2,042	国保年金課
		国民健康保険事業費納付 事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。市町ごとに算定された事業費納付金を県に納付する。	R1以前～ R9以降	1,587,857	国保年金課
	(2) 後期 高齢者 医療 制度 の円滑 な 実施	後期高齢者医療事業(一 般分)			法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分等を拠出する。	R1以前～ R9以降	918,568	国保年金課
		後期高齢者医療事業(特 別会計分)			保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。	R1以前～ R9以降	1,239,442	国保年金課
		後期高齢者医療 保健事 業			後期高齢者医療制度被保険者へ健康診査受診券の発送を行う。また、被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助を行い、医療費の適正化につなげる。	R1以前～ R9以降	2,626	国保年金課
		住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	450	国保年金課
		高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施事業		スマイル エイジング	高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3～ R9以降	2,393	国保年金課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 低所得者福祉の充実	行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの切符を支給する。	R1以前～ R9以降	192	社会福祉課
		行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する旅行者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	R1以前～ R9以降	928	社会福祉課
		無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	R1以前～ R9以降	3	社会福祉課
		生活困窮者自立相談支援事業			市が委託する実施事業者(自立相談支援機関)が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	R1以前～ R9以降	9,240	社会福祉課
		生活困窮者就労準備支援事業			生活習慣が身につけていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につかせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。	R1以前～ R9以降	5,180	社会福祉課
		住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。	R1以前～ R9以降	1,530	社会福祉課
		生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受取り、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	R1以前～ R9以降	1,142,471	社会福祉課
		生活保護一般管理業務(単独)			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	R1以前～ R9以降	3,479	社会福祉課
		生活保護適正化事業(医療扶助適正化分)			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	R1以前～ R9以降	594	社会福祉課
		生活保護適正化事業(収入資産把握事業分)			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	R1以前～ R9以降	150	社会福祉課
		生活保護適正化事業(体制強化事業分)			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	R1以前～ R9以降	3,558	社会福祉課
		被保護者就労支援事業			被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	R1以前～ R9以降	4,015	社会福祉課
		被保護者健康管理支援事業		スマイル エイジング	生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。	R1以前～ R9以降	1,534	社会福祉課
		査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R3～ R9以降	68	社会福祉課
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業			新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯で、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支援金を支給する。	R3～ R4	28,912	社会福祉課		

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策6 健康づくりの推進	(1)地域ぐるみの健康づくりの充実	総合的な人材育成事業 (高齢福祉課分)			山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	R1以前～ R9以降	15	高齢福祉課
		健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)		スマイルエイジング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R1以前～ R9以降	100	健康増進課
		健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)		スマイルエイジング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R1以前～ R9以降	112	健康増進課
		食育推進計画の推進		スマイルエイジング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R1以前～ R9以降	233	健康増進課
		食育推進会議		スマイルエイジング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R1以前～ R9以降	130	健康増進課
		他課技術支援事業			市民が健康的な生活を実践できるよう、専門的な立場でライフステージや分野に応じた指導・助言する。専門職不在の課、または、マンパワー等が不足する高齢福祉課、国保年金課業務、子育て支援課等の他課主管事業において、連携を図り、技術支援や協働で事業を行う。	R1以前～ R9以降		健康増進課
		山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		理科大 スマイルエイジング	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R1以前～ R9以降	500	健康増進課
		スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)		スマイルエイジング	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R1以前～ R9以降	81	健康増進課
		スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		スマイルエイジング	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協働によりスマイルエイジングを進めていく)	R1以前～ R9以降	16	健康増進課
		スマイルエイジング推進事業		スマイルエイジング	①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやチラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R1以前～ R9以降	142	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業		スマイルエイジング	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座の開催 ③ウォーキングマップの作成・配付 ④ウォーキングマイスター制度の創設	R2～ R9以降	797	健康増進課		

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		スマイルエイジング強化月間事業		スマイルエイジング	スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2～ R9以降	422	健康増進課
		スマイルエイジング薬局事業		理科大 スマイル エイジング	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R9以降	745	健康増進課
		自殺対策事業		スマイル エイジング	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。	R1以前～ R9以降	92	健康増進課
		ひきこもり支援事業		スマイル エイジング	ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R1以前～ R9以降	2,007	健康増進課
		総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	R1以前～ R9以降	54	健康増進課
		実習生受け入れ業務(看護学生、栄養士学生)			大学及び専門学校のカリキュラムの中で、公衆衛生学・公衆栄養学実習が必須であり、市が基準に基づき実習を引き受けている。	R1以前～ R9以降		健康増進課
		健康推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジング	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R1以前～ R9以降	248	健康増進課
		食生活改善推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジング	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R1以前～ R9以降	794	健康増進課
	(2) 地域保健サービスの充実	健康手帳の活用		スマイル エイジング	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R1以前～ R9以降	3	健康増進課
		成人保健健康教育		スマイル エイジング	市が主催で行う健康教育を実施する。	R1以前～ R9以降	332	健康増進課
		成人健康相談事業		スマイル エイジング	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R1以前～ R9以降	214	健康増進課
		成人訪問指導事業		スマイル エイジング	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R1以前～ R9以降	65	健康増進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		生保等の健康診査		スマイル エイジング	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R1以前～ R9以降	264	健康増進課
		成人健康診査事業(がん 検診)		スマイル エイジング	健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子 宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予 防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R1以前～ R9以降	77,647	健康増進課
		結核検診		スマイル エイジング	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施す る。	R1以前～ R9以降	1,625	健康増進課
		新たなステージに入ったが ん検診の総合支援事業		スマイル エイジング	①個別の受診勧奨・再勧奨(乳がんにターゲットを当てて実 施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と 診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及 び電話)	R1以前～ R9以降	2,015	健康増進課
		健康マイレージ事業		スマイル エイジング	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率 が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が 実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ 事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、 健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録 を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規 定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引 サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ 禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組 みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進して いく。	R1以前～ R9以降	143	健康増進課
		女性のがん検診普及啓発 事業		スマイル エイジング	女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンク リボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早 期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン ②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児 付の集団検診実施	R1以前～ R9以降	881	健康増進課
		若者健康診査		スマイル エイジング	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次 健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題 は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切な ものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診 査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供す る。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、 自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2～ R9以降	883	健康増進課
		がん患者医療用補正具購 入費助成事業			がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療 に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入 する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加 へつなぐ。	R4～ R9以降	191	健康増進課
		定期予防接種事業		スマイル エイジング	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四 種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混 合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R1以前～ R9以降	200,920	健康増進課
		ポリオ2次感染対策事業			予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱に より、健康被害に対する給付事業を実施する。	R1以前～ R9以降	2,704	健康増進課
		風しん対策事業		スマイル エイジング	国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率 の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男 性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への 予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じる こととした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先 天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子 育てができる環境づくりの一端として実施する。	R1以前～ R6	6,546	健康増進課
		成人用肺炎球菌予防接種 勧奨事業		スマイル エイジング	成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年度10月より定期予 防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年 度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進 めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第 3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化 する。	R1以前～ R6	213	健康増進課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		新型コロナウイルスワクチン接種確保事業		スマイルエイジング	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、重症者等の発生をできる限り減らし、感染のまん延防止を図るため新型コロナウイルスワクチン接種を行っている。 希望する市民が円滑に接種出来るように、医療機関等と協力をして接種体制整備に努める。	R2～R4	200,527	健康増進課
		定期予防接種事業(子宮頸がんワクチン)		スマイルエイジング	令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開されることとなった。増加が見込まれる接種者への対応をする。	R4～R4	38,992	健康増進課
		子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業		スマイルエイジング	令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開されることとなった。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えた方に対してキャッチアップ接種を行う。	R4～R6	51,002	健康増進課
基本施策7 地域医療体制の充実	(1) 医療体制の維持・充実	急患診療所事業		スマイルエイジング	利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上)の、軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	R1以前～R9以降	38,679	健康増進課
		休日救急医療対策事業		スマイルエイジング	山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。	R1以前～R9以降	7,216	健康増進課
		AED管理事業		スマイルエイジング	平成21年度AEDを市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため公共施設に設置した。令和3年度より、令和3年10月末までで契約が終了する庁内のAED(72箇所)をまとめて入札・契約を行った。	R1以前～R9以降	2,001	健康増進課
		#7119(救急安心センター事業)		スマイルエイジング	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R1以前～R9以降	1,071	健康増進課
		二次救急医療体制支援事業		スマイルエイジング	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R1以前～R9以降	8,733	健康増進課
		二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)		スマイルエイジング	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R1以前～R9以降	1,315	健康増進課
		地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業		スマイルエイジング	全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。	R1以前～R9以降	310	健康増進課
		公的病院支援事業			公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、小野田赤十字病院に助成金を交付し財政的支援を行う。新型コロナウイルス感染症の感染対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業についても実施しており、市民の安心安全に寄与している。	R1以前～R9以降	7,500	健康増進課
		産科医等確保支援事業	2-(1)		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R1以前～R9以降	3,400	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業		スマイルエイジング	広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R1以前～R9以降	141	健康増進課		

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		あん摩マッサージ指圧等 の施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、 柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立 ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による 移譲事務により市が実施している。	R1以前～ R9以降	8	健康増進課
		地域外来・検査センター設 置事業			新型コロナウイルス感染症の検査体制について、検査が必要 な患者が、迅速に検査を受けることが出来るように、山県から の委託により地域外来・検査センターを設置し運営するもの である。 地域外来・検査センターでは、市登録医療機関からの検査予 約受付、検体の回収、検査機関への検体搬送、検査結果の 関係機関への報告等を行う。	R2～ R4	10,450	健康増進課
	(2) 市民病 院の健 全経営	院内保育所運営事業			医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育 所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従 事する職員の子供の保育を行う。	R1以前～ R9以降	11,220	病院局
		医師確保事業			医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り 増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クランクの確保に より医師の負担を軽減する。	R1以前～ R9以降	16,818	病院局
		医療機器更新事業(通常 分)			医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診 療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	R1以前～ R9以降	70,000	病院局

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 8	(1) 消防力の充実・強化 消防・救急体制の充実	宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R1以前～ R9以降	898,622	消防課
		消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。具体的には、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。	R1以前～ R9以降	3,751	消防課
		消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和3年度より消防局及び宇部中央消防署庁舎改修工事を行っていく。また、令和4年度に小野田消防署空調機更新工事の設計委託を行う。	R1以前～ R9以降	1,745	消防課
		公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R1以前～ R9以降	89,496	消防課
		消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」の機能停止への対策は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R1以前～ R6	4,411	消防課
		消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			消防組合のネットワークは、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築しており、その内容は、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されている他、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラである。 この度、令和3年度内に宇部市のイントラ網が全更新されることになり、消防組合単独のネットワークを構築する必要が生じたため、これを機にBCP対策を主とした災害に強い消防ネットワークを構築するもの。	R2～ R9以降	4,273	消防課
		消防水利施設設置事業(消火栓)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障を来している。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置していく。	R1以前～ R9以降	1,558	消防課
		消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。また、水道局の管路更新に伴い、消火栓の改良が必須である。水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和4年度は18基の消火栓改良工事を予定している。	R1以前～ R9以降	14,505	消防課
		殖生出張所整備事業			現殖生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。よって、新たに殖生出張所を建設するものである。令和3年度より基本設計、造成設計を行い、令和4年度に実施設計、造成工事、家屋調査(事前)、地質調査を行う。建設は令和5・6年度の2か年で、令和7年度に既存の庁舎の解体工事、家屋調査(事後)を行う。	R3～ R7	108,149	消防課
		殖生出張所建設基金積立事業			殖生出張所の建替えに伴う建設財源の確保を目的として基金を設置する事業である。令和5、6年度に新庁舎を建設するため、令和3、4年度の2か年で基金の積み立てを行う。なお、基金は石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部または一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第10条第3項に規定する施設整備基金として積み立てるもの。	R3～ R4	105,000	消防課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 9 防災体制の充実	(2) 消防団活動の推進	消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、出勤手当等を支給し、デジタル無線保守を行い、防火衣等の更新を行っていく。	R1以前～ R9以降	46,790	消防課
		消防団処遇改善事業			全国的に消防団員数が減少していること、災害の多発化・激甚化に伴い消防団員に求められる役割が多様化していることから消防団員の確保が急務となっている。このような中、消防庁は「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、出勤報酬の創設及び標準額等を示し、各市町村に必要な条例改正等を行い、令和4年4月1日から施行するよう求めており、本市においても消防庁の基準に準じ、報酬額等の見直しを行うものである。 具体的には出勤・訓練・警戒・機械器具手当を費用弁償としてではなく、出勤報酬として位置付ける。 また、火災出勤報酬、警戒報酬の報酬額を7,000円から8,000円に引き上げる。	R4～ R4	17,950	消防課
		消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており16年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。	R2～ R6	1,866	消防課
	(1) 防災対策等の充実	総合的防災体制整備事業			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である	R1以前～ R9以降	9,780	総務課
		国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている	R1以前～ R9以降	40	総務課
		総合防災訓練事業			災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム運用事業		1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である	R1以前～ R9以降	5,997	総務課	
防災メール配信事業				災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する	R1以前～ R9以降	1,231	総務課	
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行う。	R1以前～ R9以降	1,155	総務課		

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		FM波によるJ-ALERT(全国瞬時警報システム)情報伝達事業	1-(2)		避難指示等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT(全国瞬時警報システム:緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)とは連動していないため、令和2年度に設備連携を行った。また、防災ラジオをJ-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムも構築し、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える体制を整えた。今後はこの情報伝達事業を継続して実施していく	R1以前～ R4	220	総務課
		防災情報伝達システム整備事業	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種類、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つの災害情報伝達手段を強固化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの	R4～ R9以降	18,480	総務課
		災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中核を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる	R1以前～ R9以降	181	総務課
		山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業			近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度より山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく	R2～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		山陽小野田市地域防災計画推進事業			山陽小野田市地域防災計画は災害対策基本法に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを補完し修正する必要があります。そのため山陽小野田市防災会議において各防災会議委員へ諮問を行ない計画の修正を行っており、災害対策の根幹となる重要な計画である	R4～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		防災メール配信事業(臨時分)			防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の一つである。大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進し、災害時の情報を迅速かつ的確に情報伝達する。	R4～ R9以降	151	総務課
		避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならぬ者を一時的に収容し、保護する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	社会福祉課
		避難所備蓄品整備事業			災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。	R1以前～ R9以降	147	社会福祉課
	(2) 地域 防災力の 向上	防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		自主防災組織等育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う	R1以前～ R9以降	1,140	総務課
		地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R1以前～ R9以降	1,100	総務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する	R1以前～ R9以降	130	総務課
		防災標語コンクール実施事業			近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、防災の大切さ、災害への備えを高め、災害に強いまちづくりの構築に資するもの	R1以前～ R9以降	166	総務課
		コミュニティ活動助成事業			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)を活用し、地域防災力の充実、強化を図る【実施主体】 コミュニティ助成事業:(一財)自治総合センター	R4～ R9以降	1,100	総務課
		避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられています。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく	R4～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためのハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水(有帆川、厚狭川)・高潮ハザードマップの更新を行う。	R2～ R4	9,060	土木課
	(3) 地域保全の充実	基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R1以前～ R9以降	23,750	農林水産課
		刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2～ R9以降	81,438	農林水産課
		ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村これに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためのハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市はこの結果を踏まえて、被害想定・浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、高潮ハザードマップの更新を行う。	R4～ R4	3,190	農林水産課
		雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R1以前～ R9以降	5,249	農林水産課
		県営海岸保全施設整備事業(松屋植生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	R1以前～ R7	7,500	農林水産課
		県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	R1以前～ R6	7,500	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区	R1以前～ R9以降	52,200	土木課
		自然災害防止事業負担金 (海岸)			きらびビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R1以前～ R9以降	13,900	土木課
		土砂災害危険箇所整備事業 (維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、災害を防止する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業)			国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として負担する。	R1以前～ R5	10,000	土木課
		急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R1以前～ R5	6,000	土木課
		雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R1以前～ R9以降	23,904	土木課
		河川事務事業			市が管理する準用河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R1以前～ R9以降	500	土木課
		河川寄州除去事業(経常)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R1以前～ R6	32,000	土木課
		北竜王遊水池環境整備事業 (経常分)			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R1以前～ R9以降	1,800	土木課
		雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理 ・調整池である西の浜遊水池の浚渫	R1以前～ R9以降	2,177	下水道課
		雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	8,272	下水道課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		雨水排水ポンプ場長寿命化事業			若沖雨水排水ポンプ場は平成3年に供用開始し、施設の経年劣化が認められる。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を実施するとともに未整備施設の整備を行う。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	下水道課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	(1) 交通安全思想の普及	交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R1以前～R9以降	4,926	生活安全課
		交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R1以前～R9以降	6,896	土木課
	道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R1以前～R9以降	1,048	土木課	
	街路灯整備促進事業(連続照明)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R1以前～R9以降	1,110	土木課	
	山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置してありますが、施設が老朽化しており、その対策が必要です。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあります。このため、灯具のLED化を実施して、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営を健全化します。	R3～R9以降	800	土木課	
	通学路安全対策事業			通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R1以前～R9以降	60,000	土木課	

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 地域 防犯対策の 推進	地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R1以前～ R9以降	1,914	生活安全課
		防犯外灯助成事業			防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、LED灯化により電力消費が抑えられ、自治会等の負担軽減や地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED灯化を平成25年度から10年間を目途に促進する。	R1以前～ R9以降	4,980	生活安全課
		防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R9以降	2,000	生活安全課
		防犯対策整備事業			防犯外灯助成事業及び防犯カメラ設置補助事業を円滑に進め、地域の安全確保を図る。また、犯罪の発生の防止に寄与する。	R1以前～ R9以降	20	生活安全課
	(4) 空家等 対策の 推進	管理不全な空家等対策の強化事業			適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を作成している。現在の計画の期間は、R5年3月末まで、R5年4月からの新たな期間に向けて、R4年度に空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家等対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、担当職員に必要な専門研修を受講させる。	R1以前～ R9以降	15,551	生活安全課
		空家等放置問題対策としてのサポート事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺的生活環境に与える危険や不安の解消を図る。 現在、空家等の現地確認の記録、戸籍や住民票等の個人情報、空家等の画像を、小学校区ごとに複数のドットファイルに収納しているが、苦情等による空家等の調査頻度が高く、毎日のようにファイルに情報を加えている。すでにキャビネットの容量も余裕がなく、来年度5年に1度の空家等実態調査を実施予定であるため、新たな空家等に関する情報が大幅に加わることが予想される。また、生活安全課自体の移動も予定されているので、空家等の情報をより取り出しやすく、収納しやすくするためにA4ファイルキャビネットを購入し、業務のスピード化を図る。	R1以前～ R9以降	90	生活安全課
		空家等の適正管理の啓発事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	R1以前～ R9以降	45	生活安全課
		特定空家等除却事業			地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	R1以前～ R9以降	5,800	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			今後、空家等の数の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。	R1以前～ R9以降	7,000	生活安全課		

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(5) 消費生活の安全確保	消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R1以前～ R9以降	239	生活安全課
		地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R1以前～ R9以降	6,818	生活安全課
		消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして消費者安全確保地域協議会を設置する。	R4～ R9以降	12	生活安全課
基本施策 1-1 地域づくりの推進	(1) 持続可能な地域づくりの推進	地域運営組織推進事業	1-(1)	スマイルエイジング	人口減少や高齢化等により住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成に向けた取組を行う。 R4年度は、地域づくりに関する専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地視察を行う。	R3～ R9以降	553	市民活動推進課
		ふるさとづくり推進事業		スマイルエイジング	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	R1以前～ R9以降	3,181	市民活動推進課
		地域振興諸行事支援事業		スマイルエイジング	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R1以前～ R9以降	2,260	市民活動推進課
		自治会組織活性化事業		スマイルエイジング	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R1以前～ R9以降	66,156	市民活動推進課
		自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R3.7末時点で建設2件、増改築1件、修理2件の要望があり待機中。 ●R4年度計画:西善寺自治会(建設:6,000千円、R1.9要望)、郷自治会(増改築:580千円、R2.5要望)	R1以前～ R9以降	6,580	市民活動推進課
	(2) 市民活動の支援	市民活動支援事業	2-(3)	スマイルエイジング	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。 また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R1以前～ R9以降	327	市民活動推進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 地域の拠点づくりの推進	社会教育土育成事業	1-(1)	スマイル エイジ ング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネートが必要である。その役割を担う「社会教育 士」を、現社会教育主事取得者に補充受講を受けさせること で、社会教育士資格者として育成する。 ◆取得予定人数:2人(現社会教育主事取得者) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:R4年 8日間想定 ・受講場所:未定(旅費は東京想定で計上)	R4~ R5	418	市民活動推 進課
		本山地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	7,872	市民活動推 進課
		赤崎地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	8,904	市民活動推 進課
		須恵地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,580	市民活動推 進課
		小野田地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	322	市民活動推 進課
		高泊地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,543	市民活動推 進課
		高千帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,973	市民活動推 進課
		高千帆地域交流センター分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	7,458	市民活動推 進課
		有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,973	市民活動推 進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	443	市民活動推進課
		出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,607	市民活動推進課
		厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,119	市民活動推進課
		埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	8,225	市民活動推進課
		地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題を共有し、協議するセンター長会議を開催する。	R4～ R9以降	5,800	市民活動推進課
		地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センター化に伴い、施設の必要な改修等を行う。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(本山×2、赤崎、高泊、高千帆、高千帆分館、有帆、厚陽) 8か所 R5年度以降:ボイラー撤去ほか	R4～ R9以降	2,042	市民活動推進課
		地域交流センター自家用電気工作物改修事業			各センターに設置されている自家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚陽:昭和51年) (法定耐用年数15年) キュービクルの中には、変圧器(トランス)やコンデンサ等の電気機器が設置されており、このトランスやコンデンサにはPCBが含まれている可能性がある。PCBの法定処理期限は令和8年度末。検査の結果、須恵地域交流センターのトランスに微量PCBが検出された。また、出合地域交流センター、厚陽地域交流センターのコンデンサには、微量PCBが含まれている可能性がある。	R4～ R9以降	15,099	市民活動推進課
		地域交流センター複写機等更新事業			11館ある施設の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。	R4～ R9以降	268	市民活動推進課
		区分閉閉器更新事業			各センターに設置されている区分閉閉器の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (更新目安15年)	R4～ R9以降	989	市民活動推進課
		埴生地区複合施設整備事業			令和3年7月に解体工事が完了した旧埴生公民館の敷地を駐車場として整備する。 【事業期間】平成28年度から令和4年度 鉄骨造平屋建【延床面積】1,297.22㎡	R4～ R4	17,770	市民活動推進課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(4) 中山間地域の活性化	中山間地域づくり推進事業			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。その手法として、地域おこし協力隊を設置する。	R1以前～ R9以降	8,486	地域活性化室
		地域おこし協力隊募集事業			地域おこし協力隊は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することになる。実際に目にしたことのない地域にいきなり定住等を検討することは難しいと思われる。そこで、三者(地域おこし協力隊に興味がある方、受入地域、受入自治体)のミスマッチ防止のために、おためし地域おこし協力隊を実施する。地域おこし協力隊に興味がある方が山陽小野田市に応募してもらえるよう勧誘やPRに努める。	R2～ R9以降	1,232	地域活性化室
		中山間地域振興事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2～ R9以降	179	地域活性化室
基本施策 1 2 人権尊重のまちづくり	(1) 人権教育・啓発の推進	人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。また、人権啓発担当職員の実質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R1以前～ R9以降	559	市民活動推進課
		福祉援護資金貸付金償還事業			同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R1以前～ R9以降	879	市民活動推進課
		人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R1以前～ R9以降	445	社会教育課
		平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	R1以前～ R9以降	95	社会教育課
		人権教育推進協議会事業			年3回程度の開催で主に次のことについて協議 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題について ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。	R1以前～ R9以降	228	社会教育課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(2) 人権擁護活動の推進	人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化する中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	市民活動推進課
		DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。 DV相談員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R1以前～R9以降	141	市民活動推進課
		人権擁護活動推進事業			基本的な人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R1以前～R9以降	219	市民活動推進課
	(3) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第3次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R1年度～R4年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 プランの取組状況については、学識経験者等による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」に報告し、意見を取り入れることで施策に反映し、PDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画推進啓発パンフレット作成 令和3年度まで行ってきた「女と男の一行詩」事業を見直し、男女共同参画推進啓発を目的としたパンフレットを作成し、配布する。	R1以前～R9以降	505	市民活動推進課
		男女共同参画プラン(第4次改定)策定事業			平成30年度に策定した第3次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:H31～H34)が改定時期を迎えることから、R5年度から4年間を計画期間とする第4次さんようおのだ男女共同参画プランを策定する。 令和3年度にアンケート調査を実施し、その結果をもとに令和4年度末に計画書を策定する。	R3～R4	110	市民活動推進課
		女性団体連絡協議会等支援事業		スマイルエイジング	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R1以前～R9以降	176	市民活動推進課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策 基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成	(1) リサイクルの推進	リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R1以前～ R9以降	1,000	環境課
		生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、タンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R1以前～ R9以降	165	環境課
	(2) 地球温暖化対策の推進	環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境に関するクイズラリーを行っている	R1以前～ R9以降	151	環境課
		山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	R1以前～ R9以降	31	環境課
		山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	R1以前～ R9以降	150	環境課
	(3) 環境・公害監視の推進	環境白書作成事業			市の環境保全施策に関する実施事業及び調査結果に基づき3年に1度取りまとめている。本市の調査結果等を必要としている市民・事業者が利用することにより、環境行政に対する認識と理解が深まることで、環境問題に対する関心を高め、具体的な行動の参考となるため環境白書を発刊する。	R1以前～ R9以降	24	環境課
		環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生させないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R1以前～ R9以降	4,896	環境課
		分析機器等の相互利用			市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組みとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		分析機器等の計画的更新等			公害の状況を把握し、公害の防止のための必要な監視、測定、試験及び情報管理の体制整備や、市民の健康で文化的な生活を確保する上で快適で良好な生活環境の保全に極めて重要である環境監視に伴う分析業務に必要な分析機器の計画的な更新及び点検・修繕を行う。	R1以前～ R9以降	94	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		大気汚染物質測定用槽維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の槽について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R1以前～ R9以降	584	環境課
		大気汚染物質測定用槽撤去事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の槽について、近年の状況を鑑みながら測定箇所の再編成を計画する	R4～ R9以降	310	環境課
		環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R1以前～ R9以降	2,130	環境課
		環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R1以前～ R9以降	372	環境課
		環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
	(4) 環境美化・生活衛生の向上	水辺の教室開催事業			昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃薬物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	R1以前～ R9以降	180	環境課
		ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	R1以前～ R9以降	1,100	環境課
		狂犬病予防、犬・猫保護等関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。 また、近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。	R1以前～ R9以降	131	環境課
		猫の飼養に関するガイドライン(仮称)作成事業			近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。	R4～ R5	ゼロ予算	環境課
		環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R1以前～ R9以降	468	環境課
		アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R1以前～ R9以降	233	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R1以前～ R9以降	20	環境課
		生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	R1以前～ R9以降	249	環境課
		埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R1以前～ R9以降	30,348	環境課
		埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R3～ R9以降	4,807	環境課
		霊園管理整備事業(経常)			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	R1以前～ R9以降	1,916	環境課
	(5) 一般 廃棄物 処理の 推進	最終処分場維持整備事業			残余量が減少しつつある最終処分場(小野田・山陽)について、残余量の測量及び延命化事業の実施を行う。特に山陽処分場は、平成30年7月豪雨により法面が崩落し、復旧工事を行ったが再発の可能性も否定できないことから、なるべく早い時期に閉鎖すべき状況にある。	R4～ R9以降	3,751	環境課
		一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R1以前～ R9以降	133,415	環境課
		焼却灰セメント減量化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R1以前～ R9以降	79,915	環境課
		環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R3～ R9以降	421,507	環境課
		一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			国の最低賃金及び厚生労働省も工賃向上計画推進の基本指針等に基づき、あけぼの会から、賃金増額要求。	R1以前～ R9以降	502	環境課
		小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、運転停止は許されない。設備機器等が故障した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに対処する。	R1以前～ R9以降	3,000	環境課
		小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から32年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、施設整備方針検討のための作業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿及び浄化槽汚泥は最後まで処理しなければならないため、必要な設備の更新、分解整備や修繕等を適切に行い、施設の安定稼働を図る。	R1以前～ R9以降	26,146	環境課
		小野田浄化センター法定検査実施事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者により設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R1以前～ R9以降	1,489	環境課
		小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生する余剰汚泥及び夾雑物を脱水した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、車両での搬送業務を委託する。	R1以前～ R9以降	3,410	環境課
		一般廃棄物(し尿等)処理事業			市民の生活環境及び公衆衛生の保全に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるように、施設の機能が十分発揮するための設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	52,619	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			市民の生活環境に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、施設の機能を十分発揮するための設備の運転及び維持管理を専門業者に委託する。	R1以前～ R9以降	62,270	環境課
		山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R1以前～ R9以降	27,176	環境課
		小野田浄化センター施設 整備事業			経年劣化が進行した小野田浄化センターを下水投入施設として新しく整備する。事業の実施については、下水道課との共同で行うこととなり、予算についても下水道事業会計での計上が必要であることから、施設整備及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道事業会計に支払うものとする。	R4～ R9以降	2,012	環境課
		塵芥収集車等車両更新事業			老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	R1以前～ R9以降	18,011	環境課
	(6) 森林・ 里山環境の 保全	河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	R1以前～ R9以降	520	環境課
		生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行う。	R1以前～ R9以降	3,268	農林水産課
		地域が育み豊かな森林づくり 推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行う。 令和4年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を行う予定。	R1以前～ R9以降	2,000	農林水産課
		環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	180	農林水産課
		多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成29年度に3組織が一つに広域合併し、平成30年度末で1組織が活動を終了した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	R1以前～ R9以降	48,364	農林水産課
		中山間地域等直接支払交付 事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5カ年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5カ年)	R1以前～ R9以降	3,212	農林水産課
		市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R1以前～ R9以降	325	農林水産課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進	(1) 国際交流・地域間交流の推進	国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体に組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。 姉妹都市間交流の充実を図るため、姉妹都市であるモートンベイ市レッドクリフステートハイスクールの高校生の受入を予定していたが、コロナ禍の影響を踏まえ、オンラインでの交流を検討する。	R1以前～ R9以降	358	市民活動推進課
		中学生海外派遣事業			親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度、R3年度は派遣事業を中止した。海外へ生徒を派遣するという事業の特性上、世界的なコロナ禍の中での事業の継続について慎重に検討する必要がある。	R1以前～ R9以降	3,226	市民活動推進課
		姉妹都市提携30周年記念事業			平成4年(1992年)8月に旧小野田市と旧レッドクリフ市が姉妹都市提携をして、令和4年(2022年)で30周年を迎える。姉妹都市提携後は、学生の相互訪問を中心に交流を深めてきた。今後も引き続き友好を深めるべく記念事業及び記念式典を開催する。	R4～ R4	200	市民活動推進課
	(2) 多文化共生の推進	多文化共生推進事業		スマイルエッジ	本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、約800人で年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、R4年度以降は文化庁の補助が終了するため、運営方法が課題となっている。 その他、日本人や外国人が気軽に集える場の提供や情報発信の実施について検討する。	R4～ R9以降	ゼロ予算	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進	(1) シティセールスの推進	シティセールス推進事業	3-1		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R1以前～ R9以降	741	シティセールス課
		シティセールスPR強化事業	3-1		第二次総合計画において、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとして打ち出したことに伴い、新たなCI戦略を進める上で、平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示した。令和2年度からは、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和4年度は、市の認知度を更に向上させるため、新たなデザインの市のPRポスターを作成します。	R1以前～ R9以降	82	シティセールス課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		ハロウィンイベント実施事業		スマイルエッジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、映像等を効果的に活用した作品の上映やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和4年度以降においても、交付金がなくなるほか、新型コロナウイルス感染症による影響が継続すると想定した上で、「スマイルハロウィンさんようおのだ」をどのように展開していくことができるのか、どのようなアイデアが考えられるのかなどについて、実行委員会を中心として意見を取りまとめる。	R1以前～R9以降	5,000	シティセールス課
		シビックプライドアドバイザー活用事業			活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R1以前～R9以降	284	シティセールス課
		ロゴマーク普及啓発事業			ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図った。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和3年7月末時点で965本を配布し、残数(35本)が僅かとなった。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、令和4年度は既存デザインのストラップを1,000本購入する。	R1以前～R9以降	418	シティセールス課
		わがまちの魅力発信事業			レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。	R2～R9以降	373	シティセールス課
		シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した。(4,000部、B5横型28ページ)令和元年度は、移住フェア等で配布したほか、市役所等の公共施設に設置、ホームページにも掲載するなどして、本市の住みよさをPRした。令和2年度は、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布し、移住検討者等を対象に本市の魅力PRした。また、市民課及び各支所の窓口で、転入者に配布している。令和3年度は3,000部増刷し、課名の変更や施設名称の変更等を行い、内容を最新の状態にして配布した。令和4年度は、「移住者インタビュー」「シティセールスページ」を更新した上で、3,000部増刷し、移住フェア等で配布する。	R1以前～R5	1,062	シティセールス課
	(2) 移住・定住の推進	転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付します。	R1以前～R9以降	27,400	シティセールス課
		UJIターン推進・支援事業	3-(1)		本市への転入者を増やすため、「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和4年度以降は、新設した移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、本市への移住相談件数を増やすとともに、移住定住を促進する。	R1以前～R9以降	1,091	シティセールス課
		移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援を実施しており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。	R1以前～R9以降	3,000	シティセールス課
		移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、市移住定住情報ポータルサイトの保守管理を行うとともに、移住者インタビューの内容を更新するなど、有益な情報を分かりやすく発信する。本市の「住みよさ」をPRし、情報発信に力を入れることで本市への移住を促進するとともに、定住人口の増加を図る。	R3～R9以降	879	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		スマイルシティ・ライブ体験 事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に御相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライブ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。令和4年度は、民間のノウハウを活用するため、専門業者へ委託して、移住検討者からの問い合わせ・相談対応、移住定住ポータルサイト管理、移住定住SNS発信、市との調整、お試し暮らし体験の企画、戦略立案、入居退去対応、業務フロー等を確立させる。令和5年度以降は、お試し暮らしのPRや、オーダーメイドツアー等の移住体験プログラムを検討する。なお、委託業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。本契約の実施期間は、事業開始予定日である令和4年12月1日から、3年間の債務負担行為を設定し、令和7年11月30日までとする。	R4～ R9以降	4,120	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 16 住環境の確保	(1) 住宅整備の支援	山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成した建築工事複合単価表が有償となったため、使用料が必要となった。市から単価調査を行う2財団法人にデータ使用料を払い承諾を受けて、山口県から年4回、建築工事複合単価表の提供を受ける。	R1以前～ R9以降	121	建築住宅課
		建築営繕積算システム利 用料			公共建築工事の発注にあたっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データでの対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度に跨る事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R1以前～ R9以降	627	建築住宅課
		石綿に関する講習受講事 業			石綿障害予防規則等の改正により、解体工事(床面積の合計80㎡以上)、建築物・特定工作物の改修工事(請負金額100万円以上)等の工事は、令和4年4月から事前調査結果等を労働基準監督署に届出が必要になり、令和5年10月から事前調査ができるものを厚生労働大臣が「一般建築物石綿含有建材調査者」等として定めた。 「石綿作業主任者技能講習」については、事前調査だけでなく比較的飛散が少ないレベル3の石綿作業計画等についても改正されており、発注者としての知識取得が必須となっている。また、「一般建築物石綿含有建材調査者」の受講資格のひとつでもある。	R4～ R6	323	建築住宅課
		住宅リフォーム資金助成 制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R1以前～ R9以降	10,000	建築住宅課
		住宅・建築物耐震化促進 事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い、まちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する事業。	R1以前～ R9以降	2,480	建築住宅課
	(2) 市営住宅の適正管理	市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R1以前～ R9以降	22,332	建築住宅課
		市営住宅消防設備点検 (経常)			市内の市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R1以前～ R9以降	2,547	建築住宅課
		市営住宅給水設備保守管 理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R1以前～ R9以降	7,645	建築住宅課
		市営住宅エレベーター保 守管理			市住(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R1以前～ R9以降	4,062	建築住宅課
		市営住宅空き家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R1以前～ R9以降	1,474	建築住宅課
		市営住宅用地借り上げ			市内23団地のうち住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地ある。借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。(平成30年度中に住宅用地の一部返還あり)	R1以前～ R9以降	346	建築住宅課
		市営住宅浄化槽の空家補 償			市内の市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補填を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(H29年度に神帆が浄化槽廃止。H31年度に大河内に空き家補償開始)	R1以前～ R9以降	2,745	建築住宅課
		市営住宅使用料滞納整理 事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R1以前～ R9以降	4,679	建築住宅課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		市営住宅草刈			市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R1以前～ R9以降	400	建築住宅課
		市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高い所から実施する。	R1以前～ R9以降	500	建築住宅課
		市営住宅消防設備点検 (臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に一度実施する。	R1以前～ R9以降	1,177	建築住宅課
		市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、市内の各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R1以前～ R9以降	509	建築住宅課
		市営住宅分電盤開閉器点 検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生および家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R1以前～ R9以降	72	建築住宅課
		市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させると共に、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R1以前～ R9以降	5,129	建築住宅課
		市営住宅給水ポンプ取替 工事			経年劣化した給水ポンプ(本山団地2組、古開作団地1組、古開作第二団地1組、大河内団地2組、前場団地1組)を取替えることにより、安全で安心な飲料水を確保するもの。手順としては、仮設ポンプを設置したうえで、既設ポンプを更新する。	R1以前～ R9以降	1,343	建築住宅課
		住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	197	建築住宅課
		市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅のすべての昇降機4基で修繕が必要である。古開作第二団地H-1棟とH-2棟は、枠やドア周りのサビで穴が開きつつある。神帆団地D棟と萩原団地1棟は、乗り場の敷居がサビで、停止故障する場合もあり、早急に敷居の交換が必要である。総額で11,387千円必要なので、4年間で平準化して修繕する。	R4～ R4	1,496	建築住宅課
		古開作第二団地防火戸改 修工事			建築基準法施行令第112条第9項により、古開作第二団地のH-1棟・H-2棟には防火戸が設置されている。同設備を点検したところ、H-2棟の1階、2階、5階の防火戸については、正常に閉まらないことが判明した。2階の防火戸は、手で閉まらない状態であり、5階は感知器が作動しても自動で閉まらない状態である。ついては、火災時に延焼防止の機能を正常に果たせるよう、所要の改修を行う。	R4～ R4	7,933	建築住宅課
		市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R1以前～ R9以降	36,014	建築住宅課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		市営住宅屋上防水改修工事			本事業は国の補助事業で、市営住宅の長寿命化工事を行うものである。古開作第二団地B棟はアスファルトシングルという屋根材であるが、昨年の台風でB棟の屋根材が多数はがれる被害が出て、一部の部屋では雨漏りをしているため、屋根のリニューアルの工事を行う。	R1以前～R9以降	14,806	建築住宅課
		市営住宅外壁改修工事			本事業は国の補助事業で、市営住宅の長寿命化工事を行うものである。長寿命化計画策定時の現況劣化調査において、古開作第二団地J棟とI棟は外壁がいたるところ爆裂しており、要精査と診断されたため、外壁工事を行うものである。	R2～R9以降	32,428	建築住宅課
		漁民アパート入居者移転促進			本団地は農林水産課で契約している借地上に立地しており、同地内には地主の建設同意を得ていない民家も建っている。H30年度中の更地返還を地主に約束していたため、本課が精力的に交渉を進めた結果、現住は22戸中8戸となったが、残る入居者は離れた場所で生活を再設計することは困難とし移転に応じる考えのない人がほとんどである。今後は農林水産課と歩調を合わせながら、穏やかに入居者の移転を求めていく。	R1以前～R9以降	574	建築住宅課
基本施策17 公園・緑地の整備・保全	(1) 都市公園の整備と管理	公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	R1以前～R9以降	133,246	都市計画課
		公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	R1以前～R9以降	7,850	都市計画課
		公園内老朽化施設等撤去事業			経年劣化等により、使用を禁止している公園内の老朽化した施設について、長年放置することは公園管理上好ましくなく、また、景観も損ねているため、順次撤去していく。	R2～R9以降	1,100	都市計画課
		江汐公園施設整備基金事業			将来的に必要となる、大規模な修繕や改修費用を積み立てることにより、当該年度の負担を軽減する。	R1以前～R9以降	10,000	都市計画課
		大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	R1以前～R9以降	2,934	都市計画課
		遊具定期点検事業			平成30年4月1日より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。	R1以前～R9以降	1,636	都市計画課
		本山岬公園(くぐり岩)整備事業			くぐり岩で注目を集めている本山岬公園について、今後増加していくことが見込まれる観光客に対応するため、トイレの更新、市道の拡幅、大型バスが駐車可能な駐車場の整備等を計画的に行う予定である。	R2～R5	10,500	都市計画課
		リース車更新事業			現在のリース車は平成16年式で15万キロ以上走行しており、老朽化している。公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようにリース車の更新を行う。	R4～R9以降	413	都市計画課
		テニスコート改修事業		スマイルエイジング	都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため改修を行う。	R1以前～R9以降	21,610	都市計画課
		管理施設改修事業			都市公園内にあるトイレなどの管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。	R4～R9以降	1,200	都市計画課
		園路改修事業		スマイルエイジング	経年劣化等により都市公園内の園路や駐車場等に段差等が生じているため、公園利用者の安全を確保するため舗装等の改修を行う。	R4～R5	7,436	都市計画課
		竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業			竜王山公園オートキャンプ場の各施設については、設置から20年以上経過し、老朽化も進み修繕対応も限界がきている。キャンプ場利用者の利便性確保のため、計画的に改修を行っていく。	R4～R9以降	2,490	都市計画課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		スマイルエイジングパーク事業		スマイルエイジング	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。	R2～R8	9,500	都市計画課
	(2) 緑化の推進と保全	支障樹木剪定伐採事業			都市公園や市有地内にある樹木が生長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定、伐採を行う。	R1以前～R9以降	2,302	都市計画課
		枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。	R1以前～R9以降	400	都市計画課
		糸根公園松くい虫防除事業			市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R1以前～R9以降	360	都市計画課
		街路樹剪定事業(毎年実施路線)			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。	R1以前～R9以降	10,381	都市計画課
		街路樹剪定事業(数年毎実施路線)			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年ごとに、街路樹(高木)の剪定をする。	R1以前～R9以降	1,939	都市計画課
		街路樹剪定事業(低木・交通障害)			街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。	R1以前～R9以降	1,868	都市計画課
		緑地帯維持事業			市道厚狭駅南5号線(桜川通線)の緑地帯について、環境整備を委託する。	R1以前～R9以降	387	都市計画課
		街路樹管理事業			生長が著しい樹木は、根なども大きく、街路樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定期間に合わせ樹木の生長を抑制する薬剤を注入するとともに、破損している街路樹帯の補修を行う。	R1以前～R9以降	1,541	都市計画課
		都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R1以前～R9以降	340	都市計画課
基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実	(1) 安全で安心な水の供給	飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R1以前～R9以降	400	環境課
		高天原浄水場施設整備事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	R1以前～R9以降	17,600	水道局
		厚東水源地施設整備事業			厚東水源地の老朽施設を更新、整備する。	R1以前～R9以降	22,000	水道局
	(2) 災害に強い強靱な水道の構築	基幹管路施設整備事業			老朽化した基幹管路(送水・配水本管)施設の更新	R1以前～R9以降	129,718	水道局
		配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	R1以前～R9以降	469,497	水道局
	(3) 水道事業運営の持続	市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	R1以前～R9以降	1,200	水道局
		水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	R1以前～R9以降	230	水道局

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(4) 下水道の整備と管理	下水道管渠整備事業			平成25年度に国土交通省により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。	R1以前～ R9以降	352,000	下水道課
		下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R1以前～ R9以降	20,500	下水道課
		小野田西地区農集公共下水道接続事業			平成28年度に実施した汚水処理施設整備構想の見直しの結果、小野田西地区農業集落排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済比較を行った結果、統合した方が有利と判定された。令和2年度に接続工事が完了し、令和3年4月1日から公共下水道として供用開始。小野田西地区農業集落排水施設の廃止に伴い、処理場内の機器類の撤去や処理槽の埋め戻し等を年次的に行う。	R1以前～ R5	495	下水道課
		処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新・及び未整備施設の整備を行う。	R1以前～ R9以降	399,500	下水道課
		下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	R1以前～ R9以降	31,591	下水道課
		不明水対策事業			平成30年の豪雨により、山陽地区の一部の地域において汚水量が急激に増加し、市民の生活環境を確保することが一時的に困難となった。汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施するにあたり、山陽地区の流量調査を実施し山陽水処理センターの安定的な運転及び市民生活環境の改善を目指す。	R1以前～ R5	7,920	下水道課
		下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指していく。 また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R1以前～ R9以降	25,440	下水道課
		上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和4年度は、山陽小野田市と宇部市水道局の広域化が予定されており、料金システム統合に必要な経費を負担する。	R1以前～ R9以降	426	下水道課
		住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	30	下水道課
		処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R1以前～ R9以降	297,270	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高干帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R1以前～ R9以降	20,406	下水道課		

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R1以前～R9以降	6,075	下水道課
		農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2～R6	2,100	下水道課
	(5) 浄化槽の整備	浄化槽整備推進事業			公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。汚水処理を早期に実現するには、浄化槽の設置は有効な手段であり、助成制度は今後も継続する必要がある。浄化槽の設置基数についても、地域計画に基づく基数の確保が必要である。	R1以前～R9以降	25,594	下水道課
		浄化槽整備推進事業(上乘せ分)			R8年度までに汚水処理の概成を求められている中、R3年度に実施する汚水処理施設整備構想及び下水道全体計画の見直しに伴い、公共下水道で整備する区域が縮小される見通しである。今後は、合併浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乘せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R5～R9以降	ゼロ予算	下水道課
基本施策19 道路・交通網の充実	(1) 道路網の整備	市道新生町1号線道路改良事業			当路線は、幅員2m程度の生活道路で車の離合ができないなど日常生活に支障をきたしているため、道路を拡幅する。 延長L=567m 幅員W=6.0m	R1以前～R5	20,000	土木課
		市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R1以前～R5	13,504	土木課
		橋梁長寿命化点検事業			市が管理する道路橋について、道路法施行規則に基づき健全性を診断するため、平成26年から5年周期での定期的な点検を行う。	R1以前～R9以降	23,000	土木課
		橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき重要インフラである市道橋を適切に補修し、延命を図ることにより、橋梁のインシヤルコストやランニングコストを軽減する。	R1以前～R9以降	47,000	土木課
		市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路/パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。	R1以前～R9以降	12,352	土木課
		道路台帳整備事業			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	R1以前～R9以降	20,871	土木課
		道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R1以前～R9以降	18,762	土木課
		公用車賃借借契約事業			道路/パトロールを行い、市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。令和4年度は軽トラック1台の更新を行う。	R1以前～R4	194	土木課
		道路施設等点検事業			道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、施設の健全性を診断する。	R4～R9以降	10,000	土木課
		道路橋りょう維持補修事業(修繕料)			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	R1以前～R9以降	37,425	土木課
		道路橋りょう維持補修事業(工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R1以前～R9以降	9,767	土木課
		小規模土木事業			生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R1以前～R9以降	26,736	土木課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		都市計画道路整備県事業負担金			都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。	R1以前～ R9以降	15,000	都市計画課
	(2) 持続可能な地域公共交通網の形成	JR美祢線利用促進事業			JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の創設、利用助成事業などを行う。	R1以前～ R9以降	1,300	商工労働課
		JR小野田線利用促進事業			JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。	R1以前～ R9以降	300	商工労働課
		駅舎バリアフリー化整備事業			国のバリアフリー法に基づきJR西日本が実施するJR厚狭駅のバリアフリー化整備事業(エレベーター設置等)に対して、国と協調して補助金を交付し、バリアフリー化の推進を行う。	R2～ R9以降	101,813	商工労働課
		地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	R1以前～ R9以降	137,038	商工労働課
		地域公共交通会議開催事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通網形成計画」に基づく本市の公共交通ネットワークの再構築に取り組む。R4年度は、主に「地域公共交通計画」の策定に向けた協議を行う。	R1以前～ R9以降	102	商工労働課
		共通時刻表作成事業			市内公共交通の利便性向上を図るため、市内を走る路線バスの運行主体である宇部市交通局、船木鉄道、サンデン交通と連携し、宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表を作成する。	R1以前～ R9以降	250	商工労働課
		バス停更新事業			路線バスの利用促進を図ることを目的とし、老朽化したバス停を更新する。市が主体となって運行するコミュニティ路線のバス停を対象とする。	R1以前～ R9以降	200	商工労働課
		厚狭北部デマンド型交通運営事業			地域の生活交通手段の確保のため、厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、H27年1月から導入したデマンド型交通(乗合予約車両)の運営を行う。	R1以前～ R9以降	7,000	商工労働課
		コミュニティバス更新事業			市が運行しているコミュニティバスについて、老朽化した車両の更新を行う。	R1以前～ R9以降	1,000	商工労働課
		JR小野田線活性化事業			「JR小野田線利用促進協議会」における、利用者目線でのJR小野田線の活用に加え、より利用し易くする仕組みづくりや、小野田線の運行区間である宇部市との連携事業の実施など、行政と交通事業者という立場から取り組める施策を通じ、JR小野田線の活性化を図る。	R1以前～ R9以降	900	商工労働課
		地域公共交通計画策定事業			地域の移動手段を確保するために、地域公共交通会議が行政、交通事業者、住民、関係団体など地域の関係者と協議しながら交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定する。	R4～ R9以降	10,068	商工労働課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 駐車場・駐輪場の整備	厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適正な維持管理を行う。	R1以前～R9以降	9,392	都市計画課
		駅前広場管理運営事業			小野田駅、厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。	R1以前～R9以降	1,711	都市計画課
	(4) 広域交通網の整備	県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。 市は、山口県が行う県道改良事業に係る事業費の一部を負担する。	R1以前～R9以降	12,100	土木課
	(5) 港湾施設の整備	小野田港港湾整備事業償還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する。 港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R1以前～R9以降	15,679	土木課
		港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。 小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするとともに泊地・航路の浚渫を実施する。 市は、それに係る事業費の一部を負担する。	R1以前～R9以降	30,000	土木課
		小野田港野積場改修事業			小野田港港湾施設のうち市が管理する区域(野積場、取付道路、排水施設)の施設が老朽化しているため、施設利用者からの要望に基づき年次的に補修工事を行う。	R1以前～R5	1,000	土木課
基本施策20 適正な土地利用の推進	(1) 適正な土地利用の推進	用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R1以前～R9以降	3	土木課
		土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、遊休地の現況実地調査も行う。	R1以前～R9以降	100	都市計画課
		都市計画審議会運営事業			都市計画の決定や変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、市都市計画審議会を開催する。	R1以前～R9以降	112	都市計画課
		都市計画基礎調査事業			都市計画法第6条第1項に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査を実施する。	R4～R9以降	6,805	都市計画課
		都市計画図更新事業			都市計画の変更、宅地開発の進展、公共施設の建替・新設等、地形や建物の大幅な変化に対応させるため、地形図(都市計画基本図)の更新を行い、都市計画の概要を示した総括図や地理情報システム(GIS)へ反映できるようにする。地形図は、道路や空き家、防災などの業務にも利用する。	R4～R9以降	5,999	都市計画課
		地理情報システム管理事業			地理情報システム(GIS)に対し、データセンターへのシステム利用料の支払いやシステム保守を行う。また、住宅地図については、2年ごとに更新する。	R1以前～R9以降	7,195	都市計画課
		ドローン活用事業			ドローンを使用し、公共施設、都市公園、文化財や祭りなどのイベント状況などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市のPRを行う。	R1以前～R9以降	150	都市計画課
		建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物について、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。	R1以前～R9以降	831	都市計画課
		開発指導事業			都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届について、開発基準等の適合審査を行い、許可や承認を行う。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	都市計画課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業の事業費を捻出するために保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却した。公社が購入するために借り入れた資金について、毎年、借り換えを行っているため、公社へ利子分に対する補填を行う。	R1以前～ R9以降	701	都市計画課
	(2) 市街地 の整備	山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業			厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、モデル地区において定住する意思をもって住宅を取得し居住した人に対し奨励金を交付する。	R3～ R7	1,000	都市計画課
	(3) 住居 表示 区域 の拡大	住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。	R1以前～ R9以降	575	都市計画課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 2-1 多様な働く場の確保	(1) 就業 対策の 充実	雇用創出推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と連携した企業訪問を実施し、人材マッチング支援やイベントなどの情報発信に努めることで、地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
		就業対策促進事業			国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の就業を促進する。 就職セミナー開催などの情報について、広報紙・ホームページなどで周知を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
		高齢者就業機会確保事業			高齢者が増加する中、働く意欲を持つ高齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	R1以前～ R9以降	8,639	商工労働課
		地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から地域職業相談室を設置している。雇用能力開発支援センター内に設置し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。	R1以前～ R9以降	228	商工労働課
		「さんようおのだ就職フェア」・「山陽小野田市合同就職面接会」開催事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元の特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	R1以前～ R9以降	91	商工労働課
	(2) 職業 能力の 開発 向上	雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。 地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R1以前～ R9以降	7,484	商工労働課
	(3) 勤労者 福祉の 推進	労働会館管理運営事業			勤労者および市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	R1以前～ R9以降	7,885	商工労働課
		優良勤労者表彰事業			優良永年勤続者(同一事業所に25年以上勤務した者、顕著な技術開発等により事業所の発展に寄与した者)、優良永年農林水産業従事者(農林水産業に専業として25年以上従事した者)、優良勤労生徒(勤労生徒等、成績優秀な者)の表彰を毎年11月23日の勤労感謝の日に実施する。	R1以前～ R9以降	274	商工労働課
		勤労福祉推進事業(中小企業退職金共済掛金事業主負担補助金)			中小企業勤労者の福祉の増進を図ることで、雇用の安定と中小企業の発展を推進する。 中小企業退職金共済掛金事業主負担分の一部や活動支援、制度の普及活動を行う。	R1以前～ R9以降	800	商工労働課
		労働者団体支援事業			労働者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする労働者団体の支援を行い、勤労者の福利厚生を充実させる。	R1以前～ R9以降	1,251	商工労働課
労働福祉金融制度事業(中小企業勤労者小口資金貸付制度)				貸付制度の充実を図ることで、中小企業勤労者の生活安定と福祉の向上を図る。 県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R1以前～ R9以降	1,217	商工労働課	

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		労働福祉金融制度事業 (離職者緊急対策資金貸付制度)			離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。	R1以前～ R9以降	1,080	商工労働課
基本施策 2 企業立地の推進	(1) 企業誘致の推進	企業誘致推進事業	3-(4)		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	R1以前～ R9以降	1,046	商工労働課
		山口県企業誘致推進連絡協議会負担金事業			小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)をより一層推進するため、山口県企業誘致推進連絡協議会と連携して誘致活動等を共に展開する。	R1以前～ R9以降	480	商工労働課
		工場設置奨励金等交付事業	3-(4)		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R1以前～ R9以降	271,589	商工労働課
		企業誘致展示会参加事業		理科大	小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R1以前～ R7	166	商工労働課
		本社機能移転等促進事業	3-(4)		若い世代の市内定住や県外からの還流を図るため、山口県と連携し、県外から本市に本社機能の移転を行う企業に対し奨励金を交付することにより、事務系職場の創出に努める。	R2～ R9以降	10,000	商工労働課
		工場設置資金融資事業			市内に工場建設等の設備投資を計画する企業が、投資を行い易いように融資制度を設定することにより、資金の調達の選択肢を広げる。	R1以前～ R9以降	10,000	商工労働課
	(2) 産学官連携の推進	産学官連携推進事業	3-(4)	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
		山陽小野田市産学官連携推進協議会	3-(4)	理科大	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報ニーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につながる。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	商工労働課
		企業ガイドブック活用事業			市内企業及び山口東京理科大学を紹介する「企業ガイドブック」を更新し、市内外の企業へ配布する等のPR活動を行うことで、市内企業が広く事業マッチングができるよう支援する。また、大学の紹介を掲載することで共同研究につながる。	R1以前～ R9以降	660	商工労働課
	(3) 立地基盤の整備	企業団地維持管理事業			企業団地内の公園や道路などの行政財産を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。	R1以前～ R9以降	1,373	商工労働課
		土地開発公社利子補給事業			小野田・楠企業団地造成事業に係る費用の一部を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給している。	R1以前～ R7	601	商工労働課
		企業団地維持管理事業 (重点整備)			通常の企業団地の管理に加え、小野田・楠企業団地について、企業の現地視察、調査等に対応するために適宜、除草作業等を実施する。	R1以前～ R7	300	商工労働課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業団地への工場建設などの際には、産業インフラの整備が重要であるため、インターネット環境の整備や適性な水道供給など、企業が円滑に事業を行えるよう、立地基盤整備の促進に努めるものである。	R1以前～R7	29,514	商工労働課
		企業団地維持管理事業 (新山野井団地)			新山野井団地内の調整池を農業用水として利用するため、灌漑施設を設置し近隣の農地へ農業用水を供給しているが、施設の老朽化が進み、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生しているため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。	R3～R9以降	1,000	商工労働課
		工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R1以前～R9以降	17,280	水道局
基本施策23 商工業の振興	(1) 商業振興支援の充実	商店街共同施設設置補助			商店街の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備等に対して補助金の交付を行う。	R1以前～R9以降	240	商工労働課
		空き店舗等利活用支援事業	3-(4)		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業者等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2～R9以降	1,000	商工労働課
		商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R1以前～R9以降	7,623	商工労働課
		商工センター管理運営事業			商工業の振興及び商工業者相互の連携向上に資する施設として管理運営を行う。 (指定管理者制度導入施設)	R1以前～R7	10,197	商工労働課
		商業振興諸行事支援事業		スマイルエイジング	商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。	R1以前～R9以降	3,570	商工労働課
		創業応援金交付事業	3-(4)		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	R1以前～R9以降	1,900	商工労働課
		創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業)	3-(4)		平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。 また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。	R1以前～R9以降	2,848	商工労働課
		山口東京理科大学学生定住促進事業	3-(1)		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	R1以前～R9以降	6,592	商工労働課
		ガラスのブランド化推進事業	3-(2)		市内で活動するガラス作家の作品をブランド化し、統一的なブランドの下で商品力の高いガラス作品を創り出すとともに、市のガラス文化の知名度アップを図る。	R2～R6	19,408	商工労働課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(2) 中小企業支援の充実	中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R1以前～ R9以降	2,646	商工労働課
		経済団体支援事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R1以前～ R9以降	54	商工労働課
		中小企業振興推進事業	3-(4)		市総合計画の中期基本計画(R4年度～)策定に合わせて、R4年度に「第2次中小企業振興推進計画」(R5年度～)を策定する。	R1以前～ R9以降	623	商工労働課
		新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業			新型コロナウイルス感染症に対応した中小企業、小規模事業者支援について、新型コロナウイルスに係る経営相談、国の補助金などに関する相談窓口やセミナー等を実施する。	R2～ R4	810	商工労働課
		中小企業振興資金等融資事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。	R1以前～ R9以降	186,000	商工労働課
基本 施策 2-4 農林水産業の推進	(1) 経営体の育成・確保及び経営基盤の強化	経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	R1以前～ R9以降	1,170	農林水産課
		農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	R1以前～ R9以降	264	農林水産課
		やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構とて農地の集積等の業務も行う。	R1以前～ R9以降	131	農林水産課
		農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽、小野田地区の2箇所に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R1以前～ R9以降	992	農林水産課
		農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね40%とすることとしているため、集積目標は40%(担い手人数R10年度 70人)とする。既存の農事組合法人による大規模な集積は完了しており、今後は令和4年度に設立予定の農事組合法人及び個人の担い手による集積を推進する必要がある。	R1以前～ R9以降	450	農林水産課
		担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R2～ R9以降	5,000	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		6次産業化・農商工連携応援事業	3-(4)		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R9以降	5,000	農林水産課
		集落営農活性化プロジェクト促進事業			集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、将来にわたって農地を持続的に利用できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援する。	R4～ R9以降	250	農林水産課
		農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に国の新規就農支援策について大幅な改正が予定されており、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される予定。	R1以前～ R9以降	6,000	農林水産課
		新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。	R1以前～ R9以降	2,200	農林水産課
		新規就農者支援事業	3-(4)		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,816	農林水産課
		家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R1以前～ R9以降	1,668	農林水産課
		中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会をとおして、家畜法定伝染病及び伝染性疾患の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	R1以前～ R9以降	43	農林水産課
		酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R1以前～ R9以降	112	農林水産課
		市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠祖密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率 標準補助単価*4/10*査定係数】	R1以前～ R9以降	3,000	農林水産課
		森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R1以前～ R9以降	11,000	農林水産課
		森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R1以前～ R9以降	11,000	農林水産課
		山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。(県内全市町が登録)	R1以前～ R9以降	68	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祿農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。	R1以前～ R9以降	82	農林水産課
		林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R1以前～ R9以降	72	農林水産課
		繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R1以前～ R9以降	280	農林水産課
		種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R1以前～ R9以降	1,700	農林水産課
		内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクスガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R1以前～ R9以降	220	農林水産課
		農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R1以前～ R9以降	12,734	農業委員会事務局
		農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。	R1以前～ R9以降	15,606	農業委員会事務局
	(2) 生産基盤の整備	県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。 (総事業費1,700,000千円うち負担金総額314,814千円)	R1以前～ R9以降	2,934	農林水産課
		県営経営体育成基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。(整備予定面積:約26ha)	R1以前～ R9以降	2,750	農林水産課
		土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。償還金については、平成31年度に後潟土地改良区及び山陽土地改良区、令和2年度に古開作土地改良区、令和4年度に高千帆土地改良区が終了する予定。	R1以前～ R9以降	15,421	農林水産課
		小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	R1以前～ R9以降	8,500	農林水産課
		単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R1以前～ R9以降	5,780	農林水産課
		土地改良事業団体連合会支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となっており、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R1以前～ R9以降	808	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		石井手頭首工改修事業 (県営防災減災事業・河川 応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。(国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%)総事業費482,000千円	R1以前～ R5	6,720	農林水産課
		危険ため池改修事業	1-(2)		市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R1以前～ R4	2,359	農林水産課
		防災重点ため池等廃止事業	1-(2)		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R1以前～ R4	9,000	農林水産課
		土地改良区等推進補助金 (追加)			高千帆土地改良区が維持管理している排水機場等の土地改良施設について、令和4年度から管理業務について業者委託することとなった。また、今まで排水機場等の受電・停電の電源の切替業務について、中国電力が業務の一環として行っていたが今後は土地改良区が委託している主任技術者が行う必要が出てきた。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊千拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。	R4～ R9以降	4,824	農林水産課
		地方卸売市場管理事業			民間会社に市場施設を貸し付け民間会社による市場運営を行う予定であり、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R1以前～ R9以降	289	農林水産課
		地方卸売市場施設整備事業			来年度から民間会社による市場運営に移行し、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。3年間は市場使用料については1/10に減免することとし、4年目以降から段階的に減免額を引き下げ、正規な市場使用料に近づけていく。また市場の施設整備及び維持管理にかかる経費について、民間運営会社と協議を行う。	R1以前～ R9以降	1,840	農林水産課
		市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R1以前～ R9以降	1,372	農林水産課
		森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R1以前～ R9以降	520	農林水産課
		有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するための委託及び奨励補助。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県猟友会小野田地区、山陽地区に委託する。	R1以前～ R9以降	917	農林水産課
		有害鳥獣捕獲奨励事業			農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。	R1以前～ R9以降	1,365	農林水産課
		有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R1以前～ R9以降	1,500	農林水産課
		有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	R1以前～ R9以降	27	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		有害鳥獣捕獲奨励事業 (臨時分)			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲の奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。その効果により捕獲頭数が増加したため、予算の範囲内で収めることが困難である。予算の範囲内で収めようとした場合、令和2年度実績分で試算すると、単価がイノシシ1頭あたり2,600円となり、単価を2,500円から4,000円に引き上げた効果がなくなってしまうため、予算を増額する。また、あわせて近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金(2,000円/匹)の対象とし、被害防止に努める。	R1以前～ R9以降	1,365	農林水産課
		埴生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	R1以前～ R9以降	50,539	農林水産課
		漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	600	農林水産課
		護岸等補修事業			市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。	R1以前～ R9以降	1,321	農林水産課
		機構集積支援事業(農地 利用状況調査等)			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R1以前～ R9以降	457	農業委員会 事務局
	(3) 需要に 応える 生産力 の強化	地産地消推進補助事業			旬菜感想推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。JA、県、市場、企業がこれを推進している。	R1以前～ R9以降	300	農林水産課
		農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	R1以前～ R9以降	150	農林水産課
		食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は26名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R1以前～ R9以降	18	農林水産課
		野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R1以前～ R9以降	50	農林水産課
		魚食普及推進協議会支援 事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R1以前～ R9以降	23	農林水産課
	(3) 需要に 応える 生産力 の強化	圏域内道の駅等連携農林 水産物販路拡大プロジェ クト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R1以前～ R9以降	50	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 25 観光・ 交流の 振興	(1) 観光・ 交流資源の 整備・充実	観光資源整備事業			市内最高峰(標高324m)の松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R1以前～ R9以降	421	シティセールス課
		産業観光振興事業			宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	R1以前～ R9以降	600	シティセールス課
		山口県央連携都市圏域事業			山口県央連携都市圏域を構成する7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)では、令和3年度に、第1期ビジョンの集大成として、7市町全体を会場に見立てた周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」を開催し、7つのテーマ(芸術・祈り・時・産業・大地・知・食)に基づいたイベント・プロモーションを一体的に実施した。令和4年度からは、第2期ビジョンとして、圏域住民が誇りを持てる地域づくりと、おもてなしあふれる観光地づくりを一体的に行う「観光地域づくり」を推進していく。具体的には、インバウンドへの対応、マイクロツーリズムの推進、各市町のコンベンション施設の連携・活用によるMICE等の誘致強化、二次交通の強化、キャッシュレス化の促進等の取組を実施していく。	R1以前～ R9以降	933	シティセールス課
		山口県央連携レノファ山口応援事業			山口県央連携の広域観光プロジェクトチームとして、レノファ山口サンクスデーにおけるレノファ山口の試合会場や、7市町(本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町)の観光施設等でスタンプラリーを実施し、7市町の観光PRを行うことにより誘客を図る。	R1以前～ R9以降	15	シティセールス課
		広域連携強化推進事業			JR美祢線利用促進協議会(構成市/長門市、美祢市、山陽小野田市)におけるイベント等の企画・運営に参加し、広域で交流人口の増加を図る。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	シティセールス課
		山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西同郷会での広報宣伝活動、また新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指している。	R1以前～ R9以降	151	シティセールス課
		きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R1以前～ R9以降	238	土木課
		焼野海岸排水処理場修繕事業			焼野海岸(きららビーチ焼野)の水質保全のために周辺自治会の排水をこの排水処理場に集めて処理する施設である。これが供用開始より15年が経過しており、機器の定期的な更新をする。	R4～ R9以降	2,000	土木課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 需要に 応える生 産力の強 化	国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等63団体・企業)と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染収束後に増加が見込まれる訪日旅行者を本県に確実に取り組むため、「山口県の認知度向上」、「本県宿泊旅行商品の造成促進」の2つを重点項目として、東アジア地域からの誘客の更なる拡大を図るとともに、東南アジアや欧米など新たな市場からの誘客にも取り組んでいく。	R1以前～ R9以降	200	シティセールス課
		観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。なお、山口県観光連盟の令和3年度事業計画は、プレミアム宿泊券・フェリー券の販売及び体験型コンテンツを活用した観光需要の喚起、観光客のニーズの変化を踏まえた「安心安全」なプロモーションの展開により新型コロナウイルス感染症により、大きく落ち込んだ観光需要の回復を目指している。また、「やまぐちDMOツーリズム戦略」の4つの経営方針に沿って、多様な関係者の参加によるツーリズムの振興を図り、戦略の目標指標に掲げる観光消費額や延べ宿泊者数等の増加を目指している。	R1以前～ R9以降	797	シティセールス課
		観光プロモーション事業	3-1)		県内及び北九州都市圏に居住する30代～40代の女性をターゲットとし、R1年度は観光動画や観光パンフレット「スマイルスポット」を作成し、R2年度は、JR小倉駅のデジタルサイネージでの情報発信、新たに作成した観光パンフレットの配布、動画を県内民放テレビ局で放映するなどにより本市の認知度向上及び交流人口の増加を図ってきた。しかしながら、ターゲット層における多くの利用が見込める媒体であるSNSを活用した情報発信については、これまで取り組んでおらず、観光協会のインスタ公式アカウントの閲覧数は、近隣の観光協会に比べ、大幅に少ない状況である。そこで、R4年度は、新たな観光プロモーションとして、SNSを活用したInstagramハッシュタグキャンペーンによるフォロワー数の増加に繋げ、本市の周知と魅力の促進を図る。R5年度には、Instagramによる行動に結びつく施策として、ターゲット層に合わせたインフルエンサーを活用した事業を実施し、本市への誘客促進及び観光消費額の増加を図る。なお、実施主体は山陽小野田観光協会であり、これらの事業について補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	500	シティセールス課
		観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等288会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 なお、山口県物産協会の令和3年度事業計画は、①県内外での物産展の開催、②商談会やホームページやカタログによる山口県産品の紹介等の情報収集・提供事業、③おいでませ山口館での即売事業を実施する予定である。	R1以前～ R9以降	12	シティセールス課
		第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業			第二次総合計画の観光分野に関する個別計画として、施策を計画的に推進するとともに、多様な関係者が協創して取り組んでいくための指針として令和2年3月に山陽小野田市観光振興プランを策定した。当該プランは令和8年3月に終期を迎えることや、上位計画である第二次総合計画の基本計画(後期計画)との整合性を図る上で、令和7年度中に新たなプランとなる第二次山陽小野田観光振興プランを策定する。	R4～ R7	ゼロ予算	シティセールス課
		観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会(構成/135会員/個人会員41、団体会員94)の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 なお、山陽小野田観光協会の令和3年度基本方針は、「発信」に関する新たな取組として、コロナ禍である今だからこそ、アフターコロナに向けて本市の魅力を広く効果的に情報発信できるように協会のホームページをリニューアルすることとしています。また、その他に「来嶋又兵衛」及び「和泉式部」におけるSDキャラクター(2頭身キャラ)を制作し、新たな観光PRの素材として観光パンフレットやノベルティ等に活用し、情報発信の強化を図っています。	R1以前～ R9以降	2,332	シティセールス課
		観光交流促進事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費(保守及び通信運搬費)と県外PR活動について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、Instagram)、山口県住みます芸人「どさけん」さんを活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することで、本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	R1以前～ R9以降	357	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		観光パンフレット等作成事業			山陽小野田観光協会へ補助金を交付し、観光協会でノベルティグッズ(ウェットティッシュ、手さげ袋、PRキャラクターシール等)を作成し、イベント参加者に対し配布することで本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	R1以前～ R9以降	500	シティセールス課
		観光ボランティアガイド活動支援事業		スマイル エイジ ング	観光客等へのホスピタリティ向上を目的として、観光ガイド団体が実施する事業(ガイド派遣事業・ガイド育成事業等)に山陽小野田観光協会が補助金を交付することにより、同会を通じて活動を支援する。	R1以前～ R9以降	100	シティセールス課
		ゆめ散歩プログラム持続的実施事業			令和3年度の山口県央連携都市圏域(7市町)周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」では、山陽小野田市主体事業として、ゆめ散歩造成事業(6プログラム)及び地域資源活用事業(2プログラム)を造成した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「木戸川屋道ウォーキングツアー」については、4回中1回の催行、地域資源活用事業「お寺でフレンチ」は、不催行になった。「ガラス作品作り&ティータイム」及び「スペシャリストと行くネイチャーツアー」は、催行日の大半が満席状態で、アンケート結果を見ても大好評であった。これらのプログラムは、既存の観光資源に加え多様な地域資源を組み合わせた魅力的なものであり、持続的に実施することで交流人口の増加を図ることができるものであり、令和4年度からは観光協会の主催事業として実施する。事業費補助は3年間とし、令和7年度からは、観光協会です自立化を図る。	R4～ R5	539	シティセールス課
		観光協会ホームページリニューアル事業			山陽小野田観光協会では、令和3年度は、「発信」に関する新たな取組として、コロナ禍である今だからこそ、アフターコロナに向けて本市の魅力を広く効果的に情報発信できるよう協会ホームページのリニューアル事業を進めている。具体的には、スマートフォン対応や検索機能の導入、デザインやコンテンツ構成の見直しなど、利用者が本市に興味関心を持ち、見やすく使いやすいものとするために、サイトマップの構成から大幅な変更を行うこととしている。事業期間は令和3年度及び令和4年度の2か年とし、公募型プロポーザルにより業者決定を行う。 令和3年度の観光協会予算では、令和2年度から繰り越された約1,500千円を財源とし、予算を確保したところであるが、リニューアルの内容次第では、事業費が予算を大幅に上回ることが予想される。については、本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口の増加に寄与する取組であり、市観光振興プランに基づく事業であるため、事業費の一部について、補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	300	シティセールス課
		おもてなしサポーター育成事業		スマイル エイジ ング	ホスピタリティの向上を目的に、市内観光関係団体を対象に本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、事業所を訪れた方に観光案内や情報を提供する。また、新たな観光パンフレットの作成や観光情報入手した場合には、おもてなしサポーターにこまめに連絡するなど、連携を密にすることで、観光客の満足度を高めていく。	R1以前～ R9以降	100	シティセールス課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策 26 学校教育の推進	(1) 心に寄り添う学校づくりの推進	いじめ防止対策推進事業			平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することになっており、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置した。	R1以前～ R9以降	100	総務課
		スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業			小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整えます。	R1以前～ R9以降	1,323	学校教育課
		いじめ防止対策推進事業			いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進めます。	R1以前～ R9以降	160	学校教育課
		いじめ・不登校に対する支援事業		スマイルエイジング	臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R1以前～ R9以降	20,402	学校教育課
		心の支援室リース車更新事業			心の支援室の職員が使用しているリース車2台のうち、1台が老朽化(H14年式アルト)のため、次年度の継続契約ができないと現在のリース会社から連絡があった。ふれあい相談室、学校等への移動に必要であるため、リース契約の更新を行う。	R1以前～ R9以降	406	学校教育課
		不登校児対策事業			いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図る。社会福祉法人小野田陽光園に業務委託。	R1以前～ R9以降	2,033	学校教育課
		少年安全サポーター配置事業			現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応している。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整える。	R1以前～ R9以降	3,379	学校教育課
	(2) 教育環境の向上	総合教育会議			市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催する。教育大綱の策定のほか、教育の環境整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		私立幼稚園振興事業			私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	R1以前～ R9以降	648	教育総務課
		埴生幼稚園施設管理事業			比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。	R1以前～ R9以降	2,756	教育総務課
		理科教育設備整備事業			小・中学校における理科教育の充実を図るため、国の補助制度を活用し、理科の授業で使用の実験器具等を整備する。	R1以前～ R9以降	4,322	教育総務課
		通学援助事業			厚狭小学校は昭和50年3月に川上・森広分校が閉校され当時1年生から4年生までの児童が在籍し、埴生小学校では、昭和51年3月に福田分校が閉校され1年生と2年生の児童が在籍していた。閉校時に分校に関する協定書を締結し厚狭小学校は小学校4年生までの児童、埴生小学校は2年生までの児童を送迎することとし、バスの無料バスカードを発行している。このたび、両校の対象地区の全学年に対象を拡大し、通学路の安全の確保を図るとともに、通学費の保護者負担を軽減する。	R2～ R9以降	520	教育総務課
		学校施設管理事業			小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設を適切に管理する。	R1以前～ R9以降	210,906	教育総務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		学校施設小規模改修事業			学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。	R1以前～ R9以降	11,490	教育総務課
		学校設備更新事業			学校の電話設備及び放送設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない設備があるので、これを更新する。	R1以前～ R9以降	2,292	教育総務課
		小学校遊具補修・更新事業			各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保します。令和4年度は厚狭小学校に肋木を設置します。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	R1以前～ R9以降	2,074	教育総務課
		学校和式トイレ洋式化事業			家庭では洋式トイレが一般化しており、和式トイレの使用に不慣れな小・中学生や和式トイレの使用が困難な避難住民等の負担軽減を図るため、トイレの洋式化を進めます。	R1以前～ R9以降	4,800	教育総務課
		普通教室等空調設備設置事業			令和元年度に授業中の暑さを解消させるため、小・中学校の全普通教室に空調設備を設置した。今後は現在設置されている保健室等のエアコンが更新時期を迎えているため計画的に更新を行う。(令和2年度は保健室、職員室等で4台故障)	R1以前～ R9以降	1,200	教育総務課
		厚狭中学校教室棟トイレ改修工事			令和元年8月に厚狭中学校教室棟2階女子トイレの天井からコンクリート片が落下した。調査したところ1階女子トイレ、2階男子トイレの天井にコンクリートの剥離が見られた。緊急工事を行い復旧したが、トイレ床からの漏水もあり鉄筋やコンクリートの劣化も進んでいくため改修工事を行い、改善を行うとともに洋式化工事も行う。	R3～ R4	47,190	教育総務課
		高千帆小学校校舎整備事業	2-(2)		高千帆小学校の校舎は平成16年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室19教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の617人から698人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1以前～ R4	451,741	教育総務課
		竜王中学校階段昇降機設置事業			令和4年度より竜王中学校に身体不自由な生徒が入学する。竜王中学校の管理特別教室棟1階に特別支援学級、多目的トイレがあるが、音楽室、図書室などの特別教室は管理特別教室棟2階にあり、生徒一人では階段を昇降することが困難なため階段昇降機をレンタルする。(令和6年度まで)	R4～ R6	628	教育総務課
		学校施設改修事業(臨時)			学校施設の多くは老朽化が進み、不具合が発生している。不具合の発生した箇所が改修が必要な場合、緊急度に応じて計画的に工事を行う。また、学校等の要望により施設の解体や新設等を行う必要がある場合も計画的に工事を行う。	R4～ R9以降	2,178	教育総務課
		屋内運動場長寿命化改修事業			昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備された本市の学校施設は、今後10年から20年間に一斉に更新時期を迎え、改修や維持管理等に多額の経費を要することが想定されます。また社会情勢の変化に伴い、教育内容・方法の多様化、防災機能の向上など学校施設に対するニーズが大きく変化しており、これらに対応した学校施設の整備が求められています。このことにより中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき屋内運動場の長寿命化改修を行います。	R4～ R9以降	4,751	教育総務課
		学校配膳室保冷庫更新事業			市内の小中学校の配膳室に設置している牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫の中には、購入後、長年経過しているものも多く、故障した場合、メーカーが部品を製造中止しているものがあり修繕が出来ないものがある。各小中学校の配膳室の牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫は、納入業者から直接学校に納入される牛乳やデザート等の冷凍冷蔵保存に必要不可欠であり、学校給食を安全で安定的に提供するため、計画的に更新していく必要がある。	R3～ R9以降	1,830	教育総務課
		埴生小学校スクールバス運行事業			令和3年度末で津布田小学校は閉校し、津布田小学校児童はスクールバスを利用して埴生小・中学校に通学することとなる。スクールバスの運行における必要経費について計上する。	R3～ R4	7,337	教育総務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		私立高等学校振興事業			私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	R1以前～ R9以降	1,800	教育総務課
		学校給食実施事業		スマイル エイジング	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R1以前～ R9以降	128,322	学校給食セ ンター
		学校給食費管理事業			令和2年度に学校給食管理システム構築等の導入作業を行い、令和3年度から学校給食費を公会計し、市が管理・徴収業務などを行う。	R2～ R9以降	274,684	学校給食セ ンター
		住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R3～ R9以降	1,276	学校給食セ ンター
		幼稚園医設置事業			学校保健安全法に基づき、埴生幼稚園に園医と園歯科医を置き、園児の健康管理を行う。	R1以前～ R9以降	255	学校教育課
		小学校教育振興事業(単 独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R1以前～ R9以降	13,452	学校教育課
		中学校教育振興事業(単 独)			教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う生徒が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備し、教育の振興を図る。	R1以前～ R9以降	12,156	学校教育課
		教育系ネットワーク保守管 理事業			ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して集中管理し、安定した運用を行えるようにする。また老朽化したネットワーク機器の修繕と交換を行う。 また、ADサーバは、パソコンの集中管理を行うために必要なサーバであり、ユーザ認証、グループポリシーの適用なども管理している。グループウェアサーバの機能も搭載しており、教育系の管理には必須の重要なサーバであるため、適切な保守管理を行う。	R1以前～ R9以降	2,376	学校教育課
		パソコン利用に係るフィル タリング及びウイルス対策 事業			学校に設置している教職員のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。	R1以前～ R9以降	2,653	学校教育課
		フィルタリングサーバ更新 事業			フィルタリングサーバは、児童生徒がインターネットを閲覧する際にフィルタリングを行うために必要なサーバであり、児童生徒を有害情報から守るためのものである。また、パソコン教室からインターネットに出る際のプロキシサーバとしての役割も併せ持つ重要なサーバである。インターネット分離により、市のセキュリティから切り離されるため、すでに保守が切れ老朽化しているサーバを更新し、セキュリティを確保する必要がある。	R1以前～ R9以降	1,010	学校教育課
		クライアント運用管理サー バ更新事業			クライアント運用管理サーバは、教育系に接続しているパソコンの遠隔操作・運用支援・不正接続端末の遮断を行うために必要なサーバであり、ネットワーク内のパソコンを管理するためのものである。また、クライアントのパソコン操作・インターネットの閲覧履歴等のログを収集する役割も併せ持ち、ネットワークの運用に必須のサーバである。 平成30年度に基本ソフトのサポートが終了することに伴い、更新し、継続して教育系パソコンの運用管理を行う。	R1以前～ R9以降	695	学校教育課
		小・中学校教員用パソコン 更新事業			小・中学校の教員が使用するパソコンを整備してから約10年が経過した。老朽化に伴い、年々故障や動作不良のパソコンが増加したため、平成30年度にリース方式ですべて更新した。	R1以前～ R9以降	10,211	学校教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		学校図書館蔵書システム維持管理事業			平成25年12月に全小・中学校の図書館に一括で蔵書システムを整備し、その際に5年間の蔵書登録支援データを購入していたが、その使用期限が切れたため、保守契約を行う。	R1以前～ R9以降	429	学校教育課
		中学校タブレット端末整備事業			各中学校のコンピュータ室に設置しているデスクトップパソコンを持ち運びが便利なタブレットパソコンに更新し、プログラミング学習はもちろん、英語の発声や体育の実技等を録画し、生徒が自分で確認したり、クラスメイトの意見を取り入れたりすることで、上達しやすい学習環境を整える。	R1以前～ R6	10,362	学校教育課
		GIGAスクール推進事業	2-(2)	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整えます。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担します。	R1以前～ R9以降	44,360	学校教育課
		学校図書システム更新事業		デジタル化	学校図書システムの老地化に伴い、機器の更新を行います。併せて、図書館の図書システムとの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進します。	R4～ R9以降	4,299	学校教育課
		パソコン廃棄事業			平成30年度に教員用パソコン、令和元年度に中学校生徒用端末を更新したが、更新する前に使用していた端末を処分する必要があるため処分業務を業者に委託する。また、小学校児童用端末も処分する。	R4～ R4	260	学校教育課
		埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業		デジタル化 スマイル エイジング	現在、埴生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～ R9以降	436	学校教育課
		授業目的公衆送信補償金制度実施事業			遠隔授業等で著作物をインターネット経由で利用する場合は、令和3年度以降、文化庁長官が指定する指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に補償金を支払うことで、教科書等の様々な資料を円滑に使用することができる。この制度を活用することで、ICT(情報通信技術)を活用した著作物の教育利用が可能となる。	R3～ R9以降	654	学校教育課
		教育系サーバー更新事業			教育系システムサーバー群(ADサーバー、グループウェアサーバー、ファイルサーバー、ウイルス対策用サーバー、クライアント運用管理サーバー等)のOSサポート期限が令和5年1月に到来するためシステム更新を行う。 更新のタイミングに併せ、サーバーを仮想化し、統合することにより、コストダウンを図る。また、サーバーを冗長化することにより、システムの安定稼働を図る。	R4～ R9以降	7,570	学校教育課
		特別支援教育支援員配置事業			特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R1以前～ R9以降	8,756	学校教育課
		特別支援補助教員配置事業			障害の程度が重い児童・生徒が多く通学する松原分校で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援補助教員を配置する。	R1以前～ R9以降	1,211	学校教育課
		教職員の資質向上関連経費(経常経費分)			教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	R1以前～ R9以降	36,239	学校教育課
		外国語教育推進事業	2-(2)		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されるため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。	R1以前～ R9以降	17,325	学校教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		学校司書配置事業	2-(2)		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R1以前～ R9以降	33,280	学校教育課
		学校業務支援員配置事業			教員の働き方改革の取組として、学校業務支援員を配置し、学校の事務的業務を補助することにより、教員の長時間勤務の削減を図る。	R1以前～ R9以降	6,295	学校教育課
		学校医、学校薬剤師配置事業			学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置き、児童生徒の健康管理を行う。	R1以前～ R9以降	15,011	学校教育課
		児童生徒及び教職員健康診断事業		スマイル エイジング	学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R1以前～ R9以降	13,893	学校教育課
		健康診断器材の滅菌消毒業務委託			在校児童生徒の健康診断、就学時健康診断の際に、養護教諭が煮沸消毒をしているが、煮沸消毒では滅失しない菌もあると言われており、滅菌消毒業務を業者に委託することで、感染症予防を強化する。	R3～ R9以降	1,101	学校教育課
		通学路安全対策推進事業			登・下校中の児童生徒が交通事故に会わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めている。	R1以前～ R9以降	4	学校教育課
	(3) 指導 内容・ 方法の 工夫	生活改善・学力向上プロジェクト事業	2-(2)	スマイル エイジング	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実施により、児童生徒の学習意欲・基礎学力の向上を図る。平成30年度は、松原分校を除き、全小・中学校で年間を通してモジュール学習を計画どおり実施するとともに、7月に全児童・生徒に対し生活調査を実施して分析し、必要に応じて個別指導を行った。	R1以前～ R9以降	1,100	学校教育課
		小中一貫教育推進事業			「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴い、平成28年度から厚陽小・中学校で、令和2年度から埴生小・中学校で行っている小中一貫教育を更に推進するとともに、小中一貫教育の質を高めるために、研修会を実施する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	学校教育課
		子ども市民教育推進事業	2-(2)	スマイル エイジング	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R1以前～ R9以降	62	学校教育課
		心ときめき教室開催事業		スマイル エイジング	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人人々に教育活動協力者となっていたいただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R1以前～ R9以降	581	学校教育課
		キャリア教育推進事業	2-(2)		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3～ R9以降	660	学校教育課
		スマイル・サイエンス事業	2-(2)	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3～ R9以降	446	学校教育課
		青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業			市内の小中学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝統芸能、演劇などの鑑賞会を実施します。	R1以前～ R9以降	353	学校教育課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		楽器購入事業			市内の小・中学校の楽器が老朽化しているため、楽器を購入する。特に中学校では、吹奏楽部で使う楽器は高額なものが多く、壊れたり不足したりしても購入が難しい状況である。令和4年度から令和6年度の3年間で寄附金を活用して楽器を購入し、音楽教育の充実を図る。	R4～R6	5,000	学校教育課
	(4) 学校間連携教育の推進	山口東京理科大学連携事業		理科大	市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	企画課
		幼保・小連携事業			市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催し、小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等を行い、今後の取り組みについて協議を行う。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	学校教育課
基本施策27 社会教育の推進	(1) 社会教育活動の推進	社会教育関連事業			学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。	R1以前～R9以降	4,195	社会教育課
		社会教育委員会議開催事業			社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。 年2回～3回程度開催。	R1以前～R9以降	248	社会教育課
		社会教育推進事業(地域交流センター分)	2-(3)	スマイルエイジング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4～R9以降	4,217	社会教育課
		成人式実施事業			成人の日を記念し、新成人を祝福するとともに、大人としての自覚を促す。 式は、式典、記念行事、小学校校区ごとの記念写真撮影で構成している。	R1以前～R9以降	752	社会教育課
		成人式実施事業(臨時分)			令和4年4月1日成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が施行されます。市では引き続き20歳での式典開催を決定していますが、令和5年1月には新たな名称に変更して式典を開催するため、会場で使用する看板と横断幕作成するため。	R1以前～R9以降	77	社会教育課
		花いっぱい運動事業(経常)			苗の無料配布により花壇づくりを奨励、春と秋に花壇コンクールを実施し、優秀な団体、個人を表彰する。また、市内の各所で取り組まれている「アサギマダラおいでませ作戦」と連携し、サフヒヨトリの苗を市内小・中学校を中心に配布し、本市がアサギマダラの一大飛来地になるように取り組んでいる。	R1以前～R9以降	821	社会教育課
		社会教育関係団体等の育成・支援事業		スマイルエイジング	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。(対象団体:市連合女性会、校区女性会・婦人会、青年団体連絡協議会等)その他スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウトへ教育文化振興助成金を交付している。	R1以前～R9以降	1,547	社会教育課
		宿泊研修施設きらら交流館管理運営事業		スマイルエイジング	平成13年に開館。平成21年度から指定管理者制度の導入。指定管理者制度を継続し、サービスの向上、適切な施設保守管理・設備更新を行い、利用者満足度の向上を図る。施設の今後のあり方について、観光要素をクローズアップした利用拡大の研究、周辺施設との連携といった庁内協議を進める。	R1以前～R6	38,730	社会教育課
		宿泊研修施設きらら交流館施設改修			開館後20年が経過し、耐用年数をこえた箇所のみならず、突発的な故障が発生する。指定管理者との契約において、1件10万円以内、年間120万円までの修繕は指定管理者の負担となっているが、その金額を超えた場合は市が経費負担することになっているため修繕対応する。【建築年月:平成13年4月】	R1以前～R9以降	1,748	社会教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断 的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		宿泊研修施設きらら交流館トロン温泉設備管理運営事業			トロン温泉の管理運営に係る、必要な設備の修繕や消耗品の購入を年次的に行う。 【1年毎】 フィルター、純粋器、甲丸リングの更新(消耗品費) 【2年毎】 活性石の更新(消耗品費) 【3年毎】 オゾン発生装置電極部オーバーホール(修繕料) 【5年毎】 トロンサウナシステム機器更新 【10年毎】 トロン浴素の更新(消耗品費)	R1以前～ R9以降	1,637	社会教育課
		青年の家管理運営事業			現在、山陽地域の重要なスポーツ拠点施設として、活用が図られている。	R1以前～ R9以降	7,380	社会教育課
		プラネタリウム投映事業			青年の家天文館のプラネタリウム(ミノルタMS-10)は、昭和41年に山陽パークに設置され、その後、旧山陽町が買収し管理している。現在は年9回の主催講座「星の教室」を開催しているが、建物自体は築55年を経過しており老朽化が著しく、個別施設計画により解体の方向性が示されている。またプラネタリウム本体も光源の12V白熱電球が製造中止となっていて入手できず、現在の電球が切れると投映できなくなる。 系根公園のリニューアル計画により令和6年度に天文館が解体の予定となり、令和5年度から解体設計及び解体準備に入るため、令和4年度末でプラネタリウム事業を終了し天文館を閉館する。そのため、一般向けに最後の鑑賞機会としてプラネタリウム投映会を実施する。 また、プラネタリウム投映の様子を映像で記録し、天文館閉館後の記録資料として活用する。	R5～ R5	740	社会教育課
		津布田会館管理運営事業			津布田会館は、地元からの要望により平成7年に建設され、当初から管理運営を地元へ委託している学習共用施設である。協創によるまちづくりの拠点施設として、令和4年度から公民館が地域交流センターとなり市長部局へ移管されることとなるが、現段階では津布田地域は地域運営組織の設置が見送られており、移管される予定はない。 津布田地域の住民は、今後も津布田会館の存続を要望しており、社会教育課において交流や集いの場の提供をしていくとともに、津布田地域の学びの場をより充実させ、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を行うこととする。「地域づくり」に関与できる「人づくり」を取り組んでいく必要があるため、今後も、従来通り地域へ管理・運営を委託し、地域が自走できるよう支援を行っていく。	R4～ R9以降	3,657	社会教育課
		社会教育主事資格取得事業	1-(1)	スマイル エイジング	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R1以前～ R9以降	335	社会教育課
		マタニティ・ブックスタート事業	2-(1)	スマイル エイジング	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R1以前～ R9以降	671	中央・厚狭図書館
		子ども読書活動推進計画推進事業(経常分)	2-(3)	スマイル エイジング	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、平成30年度に策定した第三次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなながくのおはなし会」等を行う。	R1以前～ R9以降	114	中央・厚狭図書館
		子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	2-(3)	スマイル エイジング	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度は、第二次子ども読書活動推進計画により開始した「絵本で子育て出前講座」を継続して行う。 また、第三次計画は令和4年度で終了するため、年度中に第四次計画を策定する。	R1以前～ R9以降	259	中央・厚狭図書館
		読書会等読書普及事業		スマイル エイジング	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R1以前～ R9以降	582	中央・厚狭図書館
		中央図書館管理事業		スマイル エイジング	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実に努める。 また、学校図書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各公民館や山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	R1以前～ R9以降	20,384	中央・厚狭図書館

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断 的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		厚狭図書館管理事業		スマイル エイジング	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各公民館や児童クラブ、福祉施設等へ図書の本や回収を行う。	R1以前～ R9以降	1,087	中央・厚狭 図書館
		図書資料購入事業(経常分)	2-(3)	スマイル エイジング	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R1以前～ R9以降	15,425	中央・厚狭 図書館
		図書館システム管理事業			図書館の資料は多種多様に渡ることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、R4年3月に更新した新しいシステムを活用する。	R1以前～ R9以降	10,853	中央・厚狭 図書館
		電子書籍購入事業	2-(3)	デジタル 化 スマイル エイジング	本市の電子図書館システムは令和3年10月にオープンした。本システムは、電子書籍を貸し出す権利を取得して、市内に在住・在勤・在学する者に電子書籍の貸出を行う新しいシステムである。 今後、一定の利用者を確保していくため、継続的に電子図書の充実を図る。	R3～ R9以降	7,000	中央・厚狭 図書館
		中央図書館空気清浄機設置事業			中央図書館2階にある第1会議室と第2会議室に、コロナの感染予防として空気清浄器を設置する。 同会議室は、おもに会議、イベントなどに使用されるが、一般にも貸し出されており、図書館主催の行事のみならず、幅広く活用されている。	R4～ R4	212	中央・厚狭 図書館
(2) 青少年健全 育成活動の 推進	青少年育成協議会運営事業			協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。また、山口県青少年健全育成県民会議の主催事業を推進しており、特に家庭の日については、本市においても花火大会や小学校の仮入学時に啓発活動を行っている。	R1以前～ R9以降	92	社会教育課	
	青少年問題協議会運営事業			青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。 もって青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。	R1以前～ R9以降	184	社会教育課	
	青少年育成センター運営事業			規則により設置されているセンターで、青少年健全育成事業、相談、補導、環境浄化等を所掌事務とする。 143人の補導員による補導を活動の中心としている。	R1以前～ R9以降	2,284	社会教育課	
基本 施策 2 8 次世代の 学校・家 庭・地域 の連携の 推進	(1) 学校・家 庭・地域 の連携の 推進	コミュニティ・スクール推進事業	2-(3)	スマイル エイジング	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R1以前～ R9以降	190	学校教育課
		スクールアドバイザー配置事業	2-(3)	スマイル エイジング	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R1以前～ R9以降	1,914	学校教育課
		地域学校協働活動推進事業	2-(3)	スマイル エイジング	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R1以前～ R9以降	5,303	社会教育課
		放課後子供教室事業	2-(3)	スマイル エイジング	「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	R1以前～ R9以降	2,337	社会教育課
		家庭教育支援事業	2-(3)	スマイル エイジング	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の開催等も取り組む。	R1以前～ R9以降	355	社会教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課	
		家庭教育支援事業(中学校区分)	2-(3)	スマイル エイジング	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	R1以前～ R9以降	150	社会教育課	
基本 施策 3 5	山口 東京 理 科 大 学 の 教 育 環 境 の 整 備 ・ 充 実	公立大学法人山口東京理科大学授業料等減免補助事業			大学等における修学の支援に関する法律(以下、修学支援法という。)第8条第1項に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定に基づき、公立大学法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁するもの。	R2～ R9以降	92,703	大学推進室	
		公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業			地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。	R1以前～ R9以降	1,620,304	大学推進室	
		公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業			公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の健全な運営等を支援するため、山陽小野田市立公立大学法人運営基金条例に基づき基金を設置し、計画的に積み立てを行う。	R1以前～ R9以降	17,507	大学推進室	
		公立大学法人山口東京理科大学運営事業(臨時)			平成28年4月の公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学設立時に市が同法人に土地・建物を出資しているが、その時点で未完成であった建物や出資していない土地を同法人に出資する。	R4～ R5	5,050	大学推進室	
		公立大学法人山口東京理科大学施設整備事業			平成28年4月に公立化した山陽小野田市立山口東京理科大学の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類等の施設、設備の整備・充実を行う。	R1以前～ R6	244,125	大学推進室	
基本 施策 3 6	芸 術 文 化 に よ る ま ち づ く り の 推 進	市民館管理運営事業(文化ホール)		スマイル エイジング	市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R1以前～ R9以降	16,750	文化スポーツ推進課	
		市民館管理運営事業(音響設備保守点検)			文化ホール音響設備は平成12年に設置され、平成19年度以降は定期的な保守点検を実施していない。そのため、突発的なトラブルの危険性が高くなっている。安全で継続的な使用を図るため令和2年度から隔年で保守点検を実施する。	R2～ R9以降	462	文化スポーツ推進課	
		文化会館管理運営費(経常分)			スマイル エイジング	文化会館は平成6年4月の開館以来、市の芸術文化の中核施設であり大ホールの施設・舞台環境は、専門家からも高い評価を受けている。今年度も、多くの市民に利用されるよう適切に管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	38,437	文化スポーツ推進課
		自家発電設備点検事業				消防用設備等の非常用電源として設置している自家発電設備は、消防法による消防設備点検に加え、電気事業法及び建築基準法においても定期的な点検が義務付けられている。これら法定点検を行い、自家発電設備を適切に管理する。	R2～ R9以降	220	文化スポーツ推進課
		文化会館大規模設備維持管理事業				平成6年の開館から27年を経過したことから、今後も文化会館を安全快適に継続して利用するため館全体の老朽化の状態を調査し、中長期整備計画の策定を行う。その計画内容を基に、文化会館を長寿命化するために必要な改修工事実施に向けて、準備を進める。また、館内各所の雨漏り解消のため、屋上防水工事を先行して年次的に実施する。	R2～ R9以降	3,200	文化スポーツ推進課
		文化会館改修工事事業	3-(2)			平成6年の開館から27年を経過したことから、今後も文化会館を安全快適に継続して利用するための改修工事を視野に入れ、まずは館全体の現状を把握し、それに伴う中長期計画の策定を行う。その計画内容を基に、文化会館を長寿命化するために必要な改修工事実施に向けて、準備を進める。また、館内各所の雨漏り解消のため、屋上防水工事を先行して年次的に実施する。	R4～ R9以降	66,150	文化スポーツ推進課
		(主催)アウトリーチ事業(臨時)		スマイル エイジング	普段コンサートホールに行くことが難しい人にも質の高い芸術文化に触れてもらうため、身近な施設に向いて芸術文化に触れる機会を提供し、だれもが気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりを進める。	R2～ R9以降	600	文化スポーツ推進課	

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課	
		(主催)子ども文化ふれあい事業		スマイルエイジング	子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、各小学校や公立幼・保育園で芸術文化鑑賞会を実施する。	R1以前～R9以降	996	文化スポーツ推進課	
		(主催)山口県交響楽団演奏会		スマイルエイジング	市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しみ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を実施する。	R1以前～R9以降	531	文化スポーツ推進課	
		(主催)NHK公開番組		スマイルエイジング	市とNHKの主催で公開番組を実施する。実施及び番組内容が内定した際には、協定書を締結し、市の分担となるPR、観覧者の募集作業、舞台の準備等の業務を進める。	R1以前～R9以降	220	文化スポーツ推進課	
		きららガラス未来館管理運営事業		スマイルエイジング	ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していたけよう、適切な施設の管理運営を図る。	R1以前～R9以降	33,182	文化スポーツ推進課	
		きららガラス未来館維持整備事業(溶解炉)			ガラス作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。	R1以前～R9以降	600	文化スポーツ推進課	
	(2) 芸術文化活動の推進	(主催)ピアノマラソン大会		スマイルエイジング	ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。文化会館が会館した翌年(平成7年度)から実施している事業であり、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、今後も本市の特徴ある事業として継続実施していく。	R1以前～R9以降	842	文化スポーツ推進課	
		(主催)少年少女合唱祭		スマイルエイジング	第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R1以前～R9以降	321	文化スポーツ推進課	
		市民文化祭		スマイルエイジング	市民の自発的な芸術文化活動をさらに活性化させるため、日頃の成果発表の機会として実施する。 (9部門:市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌)	R1以前～R9以降	348	文化スポーツ推進課	
		児童生徒書道展			正しい書道の理解と普及を図り、市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集する。また、入選作品は市内商業施設に展示することで、その成果を多くの人に知ってもらう機会を設ける。	R1以前～R9以降	133	文化スポーツ推進課	
		民間連携による文化活動の場づくり事業		スマイルエイジング	活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図りつつ、市民が気軽に芸術文化に触れる機会を設ける。	R1以前～R9以降	47	文化スポーツ推進課	
		かるた振興委員会設置事業	3-(2)			小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置する。	R1以前～R9以降	48	文化スポーツ推進課
		文化協会の育成・支援、補助事業		スマイルエイジング		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R1以前～R9以降	990	文化スポーツ推進課
		龍王伝説保存会の育成・支援、補助事業				山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。	R1以前～R9以降	180	文化スポーツ推進課
		市内学校関係の育成・支援、補助事業				市内小・中学校及び市内高等学校の芸術文化活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。	R1以前～R9以降	265	文化スポーツ推進課
		現代ガラス展開催事業	3-(2)	スマイルエイジング		本市のガラス文化の魅力を発信するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を令和5年度に開催する。令和4年度は、開催に向けた準備を行う。第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、令和2年度開催の第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催し、ガラス文化の発信とあわせて、本市の魅力为首都圏で広く発信する。	R1以前～R9以降	3,000	文化スポーツ推進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		ガラス文化推進事業	3-(2)	スマイル エイジング	市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人が本市ガラス文化に興味を持つきっかけとするとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市のガラス文化の推進を図る。また、市内各所にガラス作品を展示することで、身近な場所で様々なガラス作品に触れることのできる環境を整える。	R1以前～ R9以降	358	文化スポーツ 推進課
		かるたによるまちづくり推進事業	3-(2)	スマイル エイジング	市内各所で行った教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る等、かるたによるまちづくりを展開する。	R1以前～ R9以降	500	文化スポーツ 推進課
		芸術文化アドバイザー設置事業			本市の芸術文化活動の活性化を図るとともに、本市の魅力を活かした文化振興によるまちづくりを推進するため、ガラス、音楽、競技かるたの分野のアドバイザーを設置する。	R1以前～ R9以降	360	文化スポーツ 推進課
	(3) 文化財の保護・活用	文化財の保存・活用			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託を行う。	R1以前～ R9以降	1,502	社会教育課
		「ふるさと文化遺産」登録・活用			評価が厳選される指定文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多くあり、一定の価値づけを行うことで、市民が誇りをもって広く紹介し活用を図ることが可能となる。本制度を通して、そうした価値づけを行い、市民のアイデンティティ確立とあわせ、ふるさと学習での活用を図る。令和2年度から公民館や市民館で講演会を開催し、多くの市民へふるさと文化遺産の周知が図れ、あわせて冊子販売実績も上がっている。令和3年度中に「窯のまち」を登録予定であり、販売が見込まれる部数分の印刷発注をするものである。	R2～ R9以降	99	社会教育課
		周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存修復事業			国史跡浜五挺唐樋は、近世の周防灘における萩藩による開作(干拓)の実態を示す貴重な遺跡である。また切石による精緻な構造は、当時の土木技術の到達点が良く示されている。山陽小野田市のまちづくりの原点を歴史的背景から学べるこの史跡を、計画的かつ適正に保存管理していく必要がある。今後は切石の石組も含めた保存修復についても、保存活用計画を策定したうえで、計画に沿った事業をすすめる。	R1以前～ R5	3,290	社会教育課
		県指定天然記念物「ハマセンダン」保存整備事業			ハマセンダンの適切な管理及び活用を図るため、樹木医の定期的な診断を実施する。平成29年度の樹木医の診断によると、ハマセンダンは南方系の植物で暖かい場所を好むため、日当たりの良い環境を作る必要があるとの結果が出ている。今年度9月に診断を実施する予定にしており、その調査結果を踏まえて来年度以降の周辺樹木の伐採も検討する。	R2～ R9以降	270	社会教育課
		旦の登り窯保存事業			市指定文化財である旦の登り窯は、本体の老朽化が著しく、煙突が破損している状態である。また覆屋が強風によりスレートの一部が破損・落下し、また老朽化により木製の柱の一部が腐食している状態である。このまま放置すると台風等により周辺住民に危険をもたらす、また指定文化財にも被害を与える恐れがあるため、令和2年度に緊急的に修繕を実施し、今後覆屋を数年に分けて計画的に修繕をする。登り窯については、有識者の意見も聞きながら、今後の保存について検討する。	R2～ R7	492	社会教育課
		旦の登り窯隣接地草刈等業務			旧小野田市文化振興ビジョンにおいて「皿山の里づくり」が掲げられ、「旦の登り窯」の隣接地を取得した。しかし、平成23年、文化振興ビジョン検討委員会が、実現性が困難として断念すべきという意見書を提出し、教育委員会会議で断念が了承された。新たな活用策が決まるまでの間、該当地の管理をする必要があるが、面積が広大で職員による管理が著しく困難である。	R1以前～ R9以降	200	社会教育課
		山下記念館 解体工事			昭和8年に厚狭図書館として完成し、その後図書館の移転に伴い、民俗資料保存館に転用された。建物自体にクラックが入り、耐震化もされておらず、安全確保が出来ていないため、現在は利活用されていない。今後利活用は困難な状況のため、建物を解体し、跡地を売却する。	R4～ R6	5,290	社会教育課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		埋蔵文化財保存事業			埋蔵文化財保存事業について、過去の発掘調査や現場立会などで、状況が分かっている場所は試掘の必要はないが、埋蔵文化財包蔵地内やその隣接地で初めて掘削する場所は、事前に試掘をした方がよい。試掘をせずに、工事着工後に遺跡が出てきた場合は、土木工事を中断して調査を行うことになり、その間の補償問題にもなり、市が費用負担する必要がある。そのため対象となる包蔵地内で土木工事等の届出が出た場合に備え、試掘費用を追加する。	R3～ R9以降	138	社会教育課
		出土品鉄製品保存処理事業			県指定文化財「長光寺山古墳出土品」「妙徳寺山古墳出土品」などの鉄製品の表面に錆が出て一部剥離しており、保存状態が著しく悪化している。本市の貴重な考古資料を後世に継承していくため、再度保存処理をする。	R4～ R5	330	社会教育課
		歴史民俗資料館管理運営事業			施設(昭和57年開館)を適切に維持管理し、利用者が本市の歴史・文化を学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間にも、特設コーナーを設けて常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。	R1以前～ R9以降	3,874	社会教育課
		歴史民俗資料館管理運営事業(企画展)			歴史・文化財について広く学習でき、興味関心を持ち、郷土愛の醸成につながるような企画展・講演会を開催する。歴史学、民俗学、考古学の分野、様々なテーマで開催し、山陽小野田市の歴史へ理解を深めることを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,337	社会教育課
		備品購入事業			企画展や資料整理などに必要な備品を計画を立てて購入する。今まで、企画展の度に、中央図書館から長期間借用していた展示パネルが借用できなくなったため、展示用パネルを購入する。カラープリンター(平成19年購入)が壊れ、他施設より中古を借用(平成29年)しているが、不具合が出ているため、カラープリンターを購入する。講演に出かけることが多いが、各施設ごとにパソコン、プロジェクター、ケーブルの準備に不便があるため購入する。	R4～ R5	177	社会教育課
		空調機保守点検委託事業			歴史民俗資料館の空調機は、大型2台で各階を一度に調整しているため、専門業者の保守点検が必要であるが、これまで委託しておらず、故障の都度修理を行ってきた。しかし、近年、より充実した展示を行うため、他からの借用資料を増やしていることもあり、展示資料の保存環境を良好に保つためにも湿度調節機能が付いている空調機の保守点検が必要である。	R4～ R9以降	214	社会教育課
		玄関庇改修事業			雨が降ると利用者が通る箇所に、玄関前庇から雨水が落ち、雨が上がって数日たっても庇の中に溜まった雨水が落ちてくる。床のタイルは濡れると滑りやすい材質のため、利用者が安全に通れるように庇を改修する。	R4～ R4	83	社会教育課
		エレベーター更新事業			歴史民俗資料館のエレベーターは、開館した昭和57(1982)年に設置され39年が経過している。油圧式エレベーターを使用しており、毎月業者によるメンテナンスを行っているが、現在、油圧式は製造されておらず、令和5(2023)年12月に部品の供給が終わる。以降はメンテナンスの委託もできなくなるため、ロープ式エレベーターに取り替える必要がある。	R4～ R9以降	1,102	社会教育課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策 3-1 スポーツによるまちづくりの推進	(1) スポーツに取り組み環境づくり	市民館管理運営事業(体育ホール)		スマイルエイジング	市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R1以前～R9以降	4,091	文化スポーツ推進課
		体育施設管理事業		スマイルエイジング	市体育施設を適切に維持管理する。 多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 ・指定管理制度による維持管理の実施 ・施設の老朽化に係る修繕事業の実施 ・体育施設備品の購入	R1以前～R9以降	48,293	文化スポーツ推進課
		学校・民間体育施設開放・活用事業		スマイルエイジング	地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。 対象となる開放学校・民間施設(小中学校を除く) ・小野田高校、小野田工業高校、厚狭高校、サビエル高校 ・山口東京理科大学 ・中国電力グラウンド、日本火薬体育館	R1以前～R9以降	ゼロ予算	文化スポーツ推進課
	(2) スポーツ活動の推進	レノファ山口とのパートナーシップ事業	3-(2)	スマイルエイジング	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、レノファ山口を活用し、選手による幼稚園・保育園児や小学生とのスポーツ交流事業など選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることで、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施する。	R1以前～R9以降	800	文化スポーツ推進課
		パラサイクリング支援の輪拡大事業	3-(2)	スマイルエイジング	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 【体験会】初心者向け 4回、中級者向け 2回 ※R4 タンデム自転車購入は地域公益事業で対応予定	R1以前～R9以降	200	文化スポーツ推進課
		パラサイクリングのまちPR事業	3-(2)	スマイルエイジング	東京2020パラリンピック後においてもパラサイクリング日本代表チームの支援を継続することで、パラサイクリングのまちとして情報発信を行う。また市民との交流事業を実施し、障がい者スポーツの支援、共生社会の推進を図る。	R2～R9以降	1,700	文化スポーツ推進課
		競技スポーツ推進事業		スマイルエイジング	体育協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催することなどでスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、旅費を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R1以前～R9以降	4,371	文化スポーツ推進課
		生涯スポーツ推進事業		スマイルエイジング	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツを普及したり、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R1以前～R9以降	466	文化スポーツ推進課
		スポーツ教室開催事業		スマイルエイジング	競技団体やスポーツ推進委員等と連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目】 ・テニス ・バドミントン ・水泳(夏休み小学生水泳教室) ・エンジョイスポーツ(一般水泳)	R1以前～R9以降	1,971	文化スポーツ推進課
		スポーツによるまちづくり推進委員会				山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定、進捗管理等を行うとともに、市のスポーツ施策について意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会を設置する。	R1以前～R9以降	68

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		スポーツ団体・指導者育成・支援事業		スマイルエイジング	児童がスポーツをするうえで重要な役割を持つスポーツ少年団などのスポーツ団体の指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツ推進する基盤をつくる。 市体育協会の運営費の補助金を支出し、活動を支援する。	R1以前～ R9以降	2,428	文化スポーツ推進課
		山口県スポーツ推進委員研修会			山口県スポーツ推進委員協議会が主催する研修会へ参加し、スポーツ推進委員の更なるスキルアップを図る。	R1以前～ R9以降	152	文化スポーツ推進課
		スポーツ団体・指導者育成・支援事業(臨時分)			全国スポーツ推進委員連合会への加入により、研修会や全国大会への参加を促進する。	R4～ R9以降	13	文化スポーツ推進課
		高校サッカーフェスティバル運営事業			競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、40回を迎える歴史ある高校サッカーフェスティバルを開催する。	R1以前～ R9以降	2,420	文化スポーツ推進課
		市民ふれあいスポーツ大会運営事業		スマイルエイジング	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を開催する。	R1以前～ R9以降	388	文化スポーツ推進課
		市民マラソン大会運営事業		スマイルエイジング	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、1月に厚陽地区で市民マラソン大会を開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km	R1以前～ R9以降	441	文化スポーツ推進課
		サッカー交流公園運営業務			令和3年4月に山口県から移管されたサッカー交流公園の管理運営を行います。また、スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を図ります。 令和5年からは運営の効率化のため指定管理制度を導入し民間のノウハウを活用した管理運営を図る。 【施設概要】 サッカー場(天然芝) 1面 多目的広場(人工芝) 2面 管理棟 1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備	R1以前～ R9以降	44,563	文化スポーツ推進課
		スポーツ交流施設管理・運営業務			スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口の練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	R1以前～ R9以降	1,448	文化スポーツ推進課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策 3-2 効率的で効果的な行政運営	(1) デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化	きらら交流館検討・改修事業	3-(3)		平成13年に閉館した施設であり、宿泊研修施設の位置づけであるため教育委員会が所管しているが、すでに研修を伴わない宿泊も可となっているなど、観光施設としての側面が強い。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えていることから大規模な設備更新も必要であり、今後の館の在り方を検討してきたところである。令和2～3年度にかけて実施した基本計画及びPPP/PFI導入可能性調査の結果を踏まえ、今後は、スマイルエイジングの実践の場、周辺資源を活かした観光・交流の拠点施設として改修し、令和8年度中のリニューアルオープンを目指す。	R1以前～R9以降	12,888	企画課
		公共施設再編検討事業 (個別施設計画の策定)			人口減少や少子高齢化の進行が予想される将来において、多様化、複雑化する行政サービスを適切・持続的に提供していくことができるよう、公共施設サービスに係る費用は必要最低限にする必要がある。そこで、長期的視点で市に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を行う。また、施設再編に伴う跡地について、サウンディング調査の実施など民間のノウハウを活用しながら、再利用を図る。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	企画課
		行政改革検証事業			平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	R1以前～R9以降	46	企画課
		権限移譲推進事業			県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	企画課
		指定管理者制度運用事務			指定管理者による施設管理により市民サービスの向上や施設管理経費の節減が望める施設について、適切な指定管理者を選定し、指定管理者による施設の管理・運営を行う。制度本来の趣旨に則り、モニタリング方法の改善、マネジメントサイクルを促進させる仕組みの構築、導入検討施設の整理、指定期間や単独指定の基準の見直しなど、現状に応じて、適宜、指定管理制度事務マニュアルの改正を行っている。また、新型コロナウイルス感染症対策に大きく起因する収入の減少については、リスク分担表の見直しを行うとともに、必要な施設には減収分の補償を行った。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	企画課
		職員提案制度の推進			行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上に努める。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境をつくり、市民サービス向上・課題解決に役立つ事業、業務改善に積極的に取り組む意識が高まるよう、要綱の見直しを含め検討する。	R1以前～R9以降	10	企画課
		PPP推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するといった市としての方針を示し、あわせて具体的な案件について事業化検討に向けた一連の手続きを定める「優先的検討規程」を策定・運用することにより、庁内におけるPPP/PFI事業の推進を後押しし、ひいては行政サービスの質の向上、効率的な行政運営の実現を目指す。	R2～R9以降	110	企画課
		公共施設の包括管理委託導入検討事業			本市公共施設の4割以上の施設が建築から40年が経過しており、老朽化への対応は喫緊の課題である。また、保守点検や修繕等に係る発注事務など部署ごとと同じような事務をしている現状についても効率化を図る必要がある。 まずは、地域交流センター化により効率的な管理が必要となる公民館・福祉会館を中心に老朽化調査を実施し、施設・設備の状態を正確に把握することにより、統一的基準を基にした修繕等の優先順位付けを行うとともに、あわせて効率的な維持管理手法を検討する。	R4～R9以降	ゼロ予算	企画課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		行財政情報サービス(iJAMP)活用事業			国及び地方自治体行政の動向について情報収集し、各施策へ活かしていくことを目的として利用する。 これまでライセンスは庁議委員のほか企画・財政・商工・人事課長など政策関連度が高い所属長へ付与していたが、令和3年度からデジタル推進室を設置し、特にデジタル分野については最新の動向を施策に反映する必要があることから、デジタル推進室用にライセンスを追加する。	R3～ R9以降	66	企画課
		行政改革検証事業(臨時分)			平成31年3月に策定した第一次行政改革プラン及び行動計画は、計画期間が令和4年度までとなっていることから、令和5年度以降の次期プラン及び行動計画を策定する必要がある。 庁内で素案を作成し、外部委員で構成された附属機関である行政改革推進審議会に付し、審議された後、パブリックコメントを経て策定する。	R4～ R4	88	企画課
		RPA及びAI-OCR導入・活用事業		デジタル化	他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～ R9以降	3,119	デジタル推進室
		アプリを活用した情報発信充実事業		デジタル化 スマイルエイジング	スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性のある情報発信ツールの1つとしてアプリの活用が望まれる。親和性の高いアプリLINEを導入し、情報発信の充実・強化を進め、更なる行政サービスの質の向上を図る。	R4～ R9以降	2,145	デジタル推進室
		キャッシュレス決済導入事業		デジタル化	キャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを導入することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外の支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。 また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R4～ R9以降	5,568	デジタル推進室
		ペーパーレス会議システム導入事業		デジタル化	自治体デジタル化の一環として、庁内での会議において、タブレット等を活用することによりペーパーレスによる開催が可能となるよう環境を整備する。 タブレット端末を活用してペーパーレス会議を実現することにより、資料のコピー等の準備にかかる作業人件費や用紙代などといった資料作成にかかる主な経費を大幅に削減でき、また、データ上の資料であれば直前に修正や訂正を行うことも容易になり、会議開催までの時間を合理化して使うことが期待できる。その他考えられる効果として、膨大な紙資源及び印刷コストに加えて、資料を処分する際にかかるコストも削減できるため、CO2の削減といった環境保護の一面や、配布された紙資料の紛失を防ぐことが可能となり、情報漏洩の防止も期待できる。	R4～ R9以降	ゼロ予算	デジタル推進室
		デジタル化推進事業		デジタル化	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R3～ R9以降	10,758	デジタル推進室
		公衆無線LAN整備事業			近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。 しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。 市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。	R3～ R9以降	307	デジタル推進室

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		DX協創プラットフォーム形成事業		デジタル化 理科大	デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。 具体的には、市民や理科大生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。出てきたアイデアの中から、地域課題解決等の有望なアイデアを抽出し、「市のデジタル化」への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。	R4～ R9以降	4,049	デジタル推進室
		デジタルデバйд対策事業			スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるように取り組んでいく必要がある。 公民館等において、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R9以降	ゼロ予算	デジタル推進室
		行政手続オンライン化事業			令和3年7月7日に総務省より「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」が発行され、「自治体DX推進計画」に則って、積極的な行政手続のオンライン化を進めるとしたものである。また、令和3年8月6日に地方公共団体情報システム機構より「デジタル基盤改革支援補助金取扱要領、デジタル基盤改革支援補助金事務処理要領(自治体オンライン手続推進事業)等」が策定され、令和4年度までに事業を完了させた場合、定められた交付額が受けられる。	R4～ R9以降	21,177	情報管理課
		電子申請サービス更新事業			本市においては、平成21年9月から県下11市町で構成された山口県市町共同電子申請推進協議会(平成26年4月からは構成自治体が8市町へ縮小)において共同利用が開始された電子申請サービスを利用している。 令和4年度に山口県が利用する同等機能を備えたクラウドサービスへ移行する。	R1以前～ R9以降	1,046	情報管理課
		行政情報オープン化事業			統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、市ホームページと県カテゴリーサイトに公開する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	情報管理課
		マイナンバーカード等交付関連事務事業		デジタル化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続が必要となる。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。 本市では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2～ R9以降	4,637	市民課
		マイナポイント申込支援事業			2022年1月1日からマイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードを取得された人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得される方も含む。)に対し、最大5,000円相当のポイント付与 ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った人に7,500円相当のポイント③公金受取口座の登録を行った方(口座登録手続は今後開始予定。)に7,500円相当のポイントが付与される。 市窓口でのマイナンバーカードの交付や企業、地域への出張申請と併せ、マイナポイント申込支援を行うための利用環境整備を行い、マイナンバーカードの普及促進の一環としてマイナポイントの申請支援を行う。マイナポイント申込支援は、マイナンバーカードの事務を行う市民課、市民窓口課、南支所、植生支所で行う。	R3～ R4	742	市民課
		ワンストップサービス事業(有帆・本山郵便局特定の証明発行サービス事業)			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	R1以前～ R9以降	231	市民課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		公園出張所事務事業			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	R1以前～ R9以降	179	市民課
		厚陽出張所事務事業			公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	R1以前～ R9以降	317	市民課
		証明書コンビニ交付事業		デジタル化	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R1以前～ R9以降	9,966	市民課
		コンビニ交付システムのバージョンアップ事業			デジタル手続法の施行により、戸籍附票証明書の記載項目が変更される。コンビニ交付でのこの対応を行うため、システム改修・テストを行う。	R2～ R9以降	2,180	市民課
		証明書等自動交付事業		デジタル化	市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進が考えられる。コンビニ交付は本市において令和2年2月25日から取扱いを開始している。地域未来構想20に掲げられる3密対策、行政IT化、防災IT化等社会的な環境整備を進めていくうえで、マイナンバーカードの普及促進は必要不可欠であり、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みを早急に進めていかなければならない。そこで、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、コンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R9以降	306	市民課
		申請書作成支援事業		デジタル化	市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R9以降	436	市民課
		南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	R1以前～ R9以降	964	南支所
		マイナンバーカード等交付関連事務事業		デジタル化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。令和3年度中、南支所にも統合端末等を設置し、これら手続きの一部が対応可能となる予定。	R3～ R9以降	1,115	南支所
		埴生支所運営事業			埴生支所は市の西部に位置し、特に埴生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	R1以前～ R9以降	918	埴生支所
		マイナンバーカード等交付関連事務事業		デジタル化	マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新等の手続きの一部を埴生支所でも可能とするためにR3年度に導入したシステムを運用する。	R3～ R9以降	1,115	埴生支所
		支所等運営事業(経常)			山陽地区住民の利便性を確保するため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害等の被害発生時には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。	R1以前～ R9以降	1,643	地域活性化室
		旅券の発給に関する事務			旅券事務の具体的な取扱業務の内容としては、一般旅券の発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の交付、記載事項の変更、査証欄の増補、一般旅券の紛失届出受理、旅券の返納等である。	R1以前～ R9以降	362	パスポートセンター

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		旅券の電子申請準備事業			令和2年12月15日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、国は旅券発給申請等の手続きについて、令和4年度中からオンラインによる申請を可能とすることとしている。このため、令和4(2022)年度旅券の電子申請導入に向け、必要なLG-WAN接続の端末1台、受付窓口でのQRコードリーダー取用のバーコードリーダーを購入する。	R4～ R4	638	パスポートセンター
		総合事務所窓口業務			戸籍届出の受理、転入・転出などの住民票の異動、市県民税申告の受付、市税等の収納など本庁市民課・税務課の業務を行っている。また、国民健康保険・後期高齢者医療、介護保険、子育て支援など福祉関係の申請受付も行っている。	R1以前～ R9以降	778	市民窓口課
		マイナンバーカード等交付関連事務事業		デジタル化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きが必要となる。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図る。	R1以前～ R9以降	2,042	市民窓口課
	(2) 広域 連携 の 推 進	広域圏連携事務事業(山口県央連携都市圏域推進協議会)			連携中枢都市(山口市・宇部市)と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域(平成29年3月協定締結)は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、広域連携の下、事業に取り組んでいる。この取組のため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会において協議を行っている。	R1以前～ R9以降	6	企画課
		広域圏連携事業(宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会)			3市で構成する宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会において、行政の広域的な取組を図るため協議会を開催し、会長及び事務局を2年度ずつ持ち回してきたが、近年は休止状態である。一方で、平成29年3月に本市は山口市・宇部市と連携協約を締結し、7市町による山口県央連携都市圏域が発足しており、3市はいずれも参加している。よって、今後の3市での協議会の取扱いについて、関係市で協議する必要がある。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
	(3) 適 正 な 組 織 体 制 の 確 立	職員採用事務			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、住民サービス向上を図る。	R1以前～ R9以降	1,161	人事課
		職員採用事務(臨時)			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。より人物重視の採用試験を実施するため、面接官の面接技術を上向きさせる必要があることから、定期的に面接官研修を実施し、組織の活性化に資する職員採用を行う。山口きらめき企業の魅力発見フェア(Jobフェア)へ参加して当市の魅力を発信することにより採用試験受験者数を増加させ、優秀な人材の採用を目指す。	R1以前～ R9以降	70	人事課
		人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	人事課
		定員管理計画策定事業			令和2年5月に公表した市定員管理計画(旧定員適正化計画)について、今後の公務員制度改正の状況や、地方分権の進展に伴う権限委譲等の動向、事務事業の民営化、公共施設の再編、組織・機構改革、早期退職者等の補充を行うための調整など、情勢の変化を考慮しながら、令和6年度までの間に見直しを行っていく。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	人事課
		人事給与システム構築・運用事業			現行の人事給与システムは、平成27年度に更新し、更新から5年が経過してシステムの保守期限が終了する令和3年度に国の職員給与制度の動向等を踏まえて、システムの利便性、機能性に加え、コスト効率を比較検討した結果、サーバーのクラウド化を行った。令和4年度以降は、当該システムの給与制度改正が行われた場合のシステム構築や安定稼働を行う。	R1以前～ R9以降	6,270	人事課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		庶務事務システム導入事業		デジタル化	庶務事務システムの導入を行うため、令和3年度に債務負担行為を設定し、業者選定、システム構築を行い、令和4年10月からの運用開始を目指す。 職員の勤怠管理、各課から提出される特殊勤務手当や時間外勤務手当の確認作業に原課、人事課の担当者が毎月、多大な時間を要し処理を行っている。また、紙の起案用紙への押印も事務の効率化の妨げとなっている。それらを解消する手段として、ICT(情報通信技術)を活用し、入力自動チェック機能、電子決裁機能の追加等による行政改革に取り組むことで、事務処理の効率化を図り、職員の負担の大幅な軽減を図るため、新たに庶務事務システムを導入し、事務の効率化、働き方改革の推進を目指す。	R3～ R9以降	5,676	人事課
		テレワーク試行実施事業			新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時における市の業務を円滑に実施するための勤務形態として、また、職員のワークライフバランス(仕事と個人生活の調和)の確立に寄与する多様な働き方として、テレワークの導入を検討するため、テレワークを試行実施する。	R3～ R4	ゼロ予算	人事課
		人事給与システム改修事業(共済組合対応分)			令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(通称:年金制度改革法)が公布され、短時間労働者に対する被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用が拡大されることになった。これに併せ、厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付(医療保険)及び福祉事業(健康診査等)を適用するように変更されるが、現行の人事給与システムでは、職と共済、健保の各保険との連携が出来ていないため大幅なシステム改修が必要となる。 なお、法改正に伴う全国一斉の制度改革でかつ、システム改修の影響範囲が膨大であるため、制度施行までに必要な機能の検証等を完了させるには、早めの作業着手が必要であるため、令和3年度に債務負担行為を設定し、法の改正に沿った本市システムの基本設計、構築を行い、令和4年10月からの制度施行を目指す。	R3～ R4	12,718	人事課
	(4) 職員の 資質の 向上	職員研修事業			地方公務員法第39条に規定する義務事業。 職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとりづくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ職員を派遣する。	R1以前～ R9以降	1,526	人事課
		職員研修事業(臨時分)			外部講師を招聘し、「協創」によるまちづくりのために、令和4年度は、次長・課長級職員研修、令和5年度は、課長補佐・係長級職員研修、令和6年度は一般職員研修と、階級別研修を実施する。 職員の意識改革を行い、協創によるまちづくりを行うためには、市役所だけでなく、市民を巻き込んだ行政運営が必要であり、そのためには過去の慣例や習慣にとらわれない柔軟な対応が求められることから、職員の意識を変えるための研修を実施する。	R4～ R6	3,736	人事課
		人事評価制度事業			地方公務員法の改正により、平成28年度から全職員を対象に人事評価が義務化されたことから、本市でも全職員を対象に導入しているが、今後は、職員の人材育成と組織の活性化に寄与することを最大の目的として実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として本格的に活用していく。	R1以前～ R9以降	755	人事課
		不当要求行為等防止対策研修事業			不当要求行為に対する、職員研修を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	生活安全課
基本 施策 3 3 健全な 財政運営	(1) 自主財 源の確 保	個人市県民税賦課事務			地方税法や市条例に則した適切な賦課を行うため、給与支払報告書・公的年金報告書・市県民税確定申告書等の賦課資料を精査する。内容については当初賦課後に全件チェックを行い、課税漏れがないか調査を行う。毎年、当初賦課は5月・6月。変更があったときは逐次更正を行う。	R1以前～ R9以降	7,221	税務課
		法人市民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	R1以前～ R9以降	338	税務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	R1以前～ R9以降	705	税務課
		市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R1以前～ R9以降	70	税務課
		入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	R1以前～ R9以降	70	税務課
		固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R1以前～ R9以降	1,283	税務課
		固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	R1以前～ R9以降	571	税務課
		固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産)			償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。	R1以前～ R9以降	558	税務課
		固定資産(土地)総合鑑定 評価業務			3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	R1以前～ R9以降	23,100	税務課
		GIS固定資産データ更新 事業			地理情報システム(GIS)は、毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、異動に応じて情報を更新している。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっており、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールとなっている。	R1以前～ R9以降	2,255	税務課
		住民情報システム帳票 アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘業務の外部委託を行う。	R2～ R9以降	7,748	税務課
		軽自動車関係手続オン ライン化対応事業			軽自動車の保有関係手続のオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修である。また軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行うことで、所有者等の利便性の向上と賦課業務や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減を図る。納税者の利便性を損なうことがないよう、令和5年1月の国のシステム更改に合わせて進めていく必要がある。	R4～ R9以降	3,579	税務課
		収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	R1以前～ R9以降	53,200	税務課
		地方税共通納税システム 対応事業			納税者が、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステム対応事業である。なお、やまぐち自治体クラウドの関係により、利用団体による協議を行うことも考えられることから、調整等が必要となる。	R1以前～ R9以降	351	税務課
		地方税共通納税システム 税目拡大対応事業			税制改正において、地方税共通納税システムの対象税目を固定資産税都市計画税及び軽自動車種別割まで拡大することとされ、令和5年度課税分から全地方団体での対応が必須となった。この追加税目に係る納付手続の電子化に対応するため必要なシステム改修を行うものである。また、税目拡大に合わせて地方団体が発出する納付書に新たなQRコードを付すことで、納税者がスマホ等での電子納付が可能となること、金融機関での納付時もQRコードを金融機関が読み取り、共通納税システムを介し地方団体にデータ連携することで納付書の回収を省略することが可能となるよう環境整備を行うこととされている。	R4～ R5	4,699	税務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		企業版ふるさと納税PR事業			平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業から寄附を受けることができる(地方創生応援税制)。地方創生の取組充実を目指し、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用するため、計画認定を受けるとともに、企業訪問を行い、対象事業をPRし、寄附の受入による自主財源の確保を目指す。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		クラウドファンディング事業			寄附金の使用目的を明確にすることで、寄附をしようとする方に本市の事業により共感を持っていただくよう、寄附を促す手法として「クラウドファンディング」の実施について検討する。	R2～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		使用料・手数料の見直し事務			公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう単価等の見直しを行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
		公用車広告掲載事業			公用車を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
		市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取り組む。	R1以前～ R9以降	800	財政課
		市有財産売却事業(臨時分)			現在老朽化して使用していない旧南中川公舎を解体することにより、敷地となっている市有地については売却等を行い有効に活用します。 令和3年に公園区域の指定がなくなった土地(旧小野田消防署用地)を普通財産として売却を行うため、境界確定測量業務及び分筆業務を行います。	R4～ R4	4,183	財政課
		ふるさと山陽小野田応援事業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)を募り、自主財源の確保に努めている。平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品を送付するとともに、納付方法の簡素化(クレジット払い)を行い、寄附者の意欲増進や利便性の拡大に努めている。 寄附注文件数及び寄附金額が大幅に伸びてきており、令和3年度は、前年度に引き続き、受発注業務を専門業者に委託するとともに、複数のポータルサイトに掲載し、更なる寄附金額の増額を目指す。なお、総務省告示第179号(令和元年6月施行)において、募集に係る経費の上限額が規定されたため、事業者への手数料が増加する分、展示会やイベントへの出展及びパンフレットの製作は行わない。令和4年度以降は、参加事業者及び返礼品数を増やすことで、寄附金受入額を拡大する。	R1以前～ R9以降	87,676	シティセールス課
		ふるさと支援基金(サポート寄附)積立事業			寄附者の意思に応じた事業にサポート寄附金(ふるさと納税)を活用するため、山陽小野田市寄附条例に基づいて、寄附金をふるさと支援基金に積み立てる。	R1以前～ R9以降	170,000	シティセールス課
	(2) 財政の 安定的 運営	実施計画策定事業			平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		行政評価実施事業			個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		実施計画及び行政評価改良事業			第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	R1以前～ R9以降	292	財政課
		地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	R1以前～ R9以降	3,740,499	財政課
		基金積立事業			健全な財政運営を行うため、財政調整基金・減債基金については、最終的な積立目標額を50億円(標準財政規模の概ね30%)とし、財政基盤の強化に努める。なお、短期的には、大型事業の推進状況や、工場設置奨励金の支給、新型コロナウイルス感染症防止対策などに一般財源の支出が予想され、限られた予算の範囲内で積立てを行う。	R1以前～ R9以降	284	財政課
		一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で歳計現金の不足を補うため一時借入を行っており、借入日数に応じて、その利息を支払う。	R1以前～ R9以降	3,000	財政課
		公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	R1以前～ R9以降	120	財政課
		補助金交付の見直し事務			団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 (平成20年1月に統一的な基準を策定)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
		市有財産評価事業			公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	土木課
		教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	R1以前～ R9以降	18	教育総務課
基本施策 34 市政への市民参画の推進	(1) 市政情報の発信	ホームページを活用したまちの魅力発信事業		スマイルエイジング	ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R1以前～ R9以降	623	シティセールス課
		広報紙発行事業		スマイルエイジング	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R1以前～ R9以降	14,527	シティセールス課
		広報紙発行事業(臨時分)		スマイルエイジング	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるよう、ページ内容を精査した上で、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。	R1以前～ R9以降	5,250	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		広報活動記録事業			市の記録写真や映像は、市の歴史や魅力を伝える資料として重要なものであり、広報活動による記録を保存することは必要不可欠である。 ネットワークハードディスクは、広報編集用のデータ共有機材として使用するほか、市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す保存用機材としても使用している。万が一のディスク破損によるデータ損失を防ぐため、ディスクの寿命にあわせて入れ替える。 また、写真や動画の撮影用機材(一眼レフカメラ)は耐用年数(5年)を経過しているため、調子の悪い1台について令和4年度に整備する。	R1以前～ R9以降	484	シティセールス課
		市政情報発信事業		スマイル エイジング	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R1以前～ R9以降	327	シティセールス課
		市政情報発信事業(コミュニティFM)		スマイル エイジング	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回60分週1回)を放送する。	R1以前～ R9以降	4,643	シティセールス課
		広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行う。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R1以前～ R9以降	418	シティセールス課
		県央連携都市圏域「ナナシマチ」魅力発信事業			県央連携都市圏域における「圏域情報発信プロジェクトチーム」として実施する事業。7市町のイベントや地域資源の魅力を、広報紙や市ホームページ、地域情報誌「サンデー山口」や「サンデー宇部・山陽小野田」、イベント情報誌「ナナシマチ」を活用して情報を発信し、交流を促進する。 FM山口のラジオ番組を活用した情報発信では、交流促進に資する圏域情報を圏域内外に発信するとともに、山陽小野田観光協会が認定した名産品をリスナープレゼントとして提供することによって、市の魅力発信を行う。	R1以前～ R9以降	16	シティセールス課
		ホームページ管理運営事業			ホームページの適正な運営に係る保守・更新業務を行う。また、現在の市ホームページは平成31年3月に全面リニューアルし、デザインの刷新やスマートフォンへの対応等を行ったところであるが、今後さらに見やすく役に立つホームページとなるよう、ホームページの内容を見直す。リニューアルの実施時期については、令和5年に予定している行政系仮想化サーバの更新に伴うCMSの環境更新に合わせ、令和5年に実施することとする。	R4～ R9以降	251	シティセールス課
		広報紙編集用機器リース事業(臨時)			広報紙の編集には、パソコン等のDTP(デスクトップパブリッシング)機器や複合機が必要である。 DTP機器はリースにて導入し、シティセールス課において広報紙の編集を行っている。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。 複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	R4～ R9以降	977	シティセールス課
		SNSを活用したまちの魅力発信事業		スマイル エイジング	本市ではフェイスブック(H26年6月～)、ユーチューブ(H31年4月～)、ツイッター(令和3年1月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的・効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		市政説明会運営事務			市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	生活安全課
		出前講座運営事務		スマイル エイジング	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R1以前～ R9以降	12	生活安全課
		みんな de スマイルトーク 運営事務			協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	生活安全課
	(2) 市民参画の 機会づくり	市民意見公募(パブリック コメント)制度の活用			市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考えなどを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
		まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	R1以前～ R9以降	11	生活安全課
		要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	R1以前～ R9以降	12	生活安全課
		市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	R1以前～ R9以降	2	生活安全課
		法律相談業務			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士及び司法書士による無料の法律相談事業を実施する。	R1以前～ R9以降	600	生活安全課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	R1以前～ R9以降	66	総務課
個人情報保護事業	市個人情報保護条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定める。	R1以前～ R9以降	36	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
個人情報保護事業(臨時分)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、各自治体において義務付けられた個人情報ファイル簿の整備及び公表に係る業務支援	R4～ R9以降	865	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	R1以前～ R9以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備	R1以前～ R9以降	1,557	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書運送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	R1以前～ R9以降	25,009	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	R1以前～ R9以降	20	総務課
行政区画関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
例規整備支援事業	個人情報の保護に関する法律及び地方公務員法の改正に伴い、個人情報保護制度及び定年延長制度に係る例規の整備及び制度運用への対応。 制度対応として、匿名加工情報の提供制度の導入、地方公共団体の独自の保護措置(独自条例)の検討、関連例規の改正等。また、制度を適切に運用するために、各所属へのヒアリングの実施、説明会の改正(WEB説明会を含む。)、制度運用マニュアルの作成等。	R3～ R4	2,132	総務課
文書管理システム更新事業	現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和5年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能を追加する。	R3～ R9以降	4,707	総務課
庁舎管理事業	○本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○計画的な改修・修繕の実施	R1以前～ R9以降	49,303	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	R1以前～ R9以降	4,750	総務課
庁内電話・庁内放送管理事業(臨時分)	○本庁の環境改善事業に伴う内装改修工事において、現在倉庫や書庫として使用している場所に執務スペースを構築するため、電話回線敷設工事を執り行う。また、内装改修工事により執務スペースが移動となった部署の内線番号を変更する。 ○本庁の放送設備(回線含む)は1988年より更新しておらず、故障が多発し放送が流れないことが多々ある。また、配線に至っては耐火仕様となっておらず、災害時には使用できなくなる。防災拠点としての市役所本庁舎において、放送機器が使用できないことは問題であり、放送設備を更新することにより防災に強いまちづくりにも寄与できる。時計については、放送設備とリンクしており、老朽化も著しいため併せて更新をする。	R3～ R4	3,500	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	R1以前～ R9以降	279	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R1以前～ R9以降	48	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
他に属さない事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括 	R1以前～ R9以降	208	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務)	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R1以前～ R9以降	1,047	総務課
本庁舎環境改善事業	耐用年数を迎える空調機の更新、老朽化の著しい屋上防水の施工、外壁の改修を行いつつ、スロープや多機能トイレ設置などのバリアフリー改修を始めとした、市民サービスの向上を企図した庁舎内の執務レイアウトの変更を行う。加えて、共済会館等の建物の解体並びに代替倉庫及び公用車庫の建設を位置づけるとともに、外構を整備する。また、設備更新後の本庁舎に対するLCC、BCP計画を策定し、災害時における活動等を確実なものとする。	R2～ R5	376,656	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R1以前～ R9以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R1以前～ R9以降	990	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2～ R9以降	990	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R3～ R9以降	100,040	総務課
市長の秘書に関する業務	市長が職務に専念できる執務環境を確保し、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庁議に関する事務	市政に関する重要事項を審議するとともに、情報・問題の共有化を図ることにより、効率的かつ円滑な行政運営を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R1以前～ R9以降	2,640	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	R1以前～ R9以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	R1以前～ R9以降	8	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R2～ R9以降	1,002	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務が遂行できる環境を整える。また、職員のうち、社会機能維持者の自宅待機期間を縮小するためのPCR検査を実施する。 平成28年からストレスチェック制度を導入し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレスへの気付きを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善に繋げることを目的とする。また、令和2年度からは、会計年度任用職員もストレスチェック制度の対象となっている。	R1以前～ R9以降	7,820	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R1以前～ R9以降	970	人事課
共済組合事務	地方公務員法第43条に基づき、各種福利厚生事業を行う。	R1以前～ R9以降	792	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R1以前～ R9以降	3,372	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R1以前～ R9以降	2,010	税務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。本市の第1期総合戦略の計画期間は平成27年度から令和3年度までの7年間となっており、令和3年度中に第2期総合戦略の策定を予定している。	R1以前～ R9以降	47	企画課
地方財政状況調査(決算統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4～5月)、県へ算出資料を提出・交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(9月)、交付額決定(3月)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R1以前～ R9以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R1以前～ R9以降	119	財政課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要な不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R1以前～ R9以降	13,163	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行っている車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R1以前～ R9以降	421	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R1以前～ R9以降	2,756	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R1以前～ R9以降	643	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R1以前～ R9以降	118,586	情報管理課
情報システム標準化・共通化事業	令和3年7月7日に総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が発行され、「自治体DX推進計画」に則って、令和7年度までに国の推し進めるガバメントクラウド(仮称)に移行する。	R3～ R7	ゼロ予算	情報管理課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R1以前～ R9以降	19,329	情報管理課
行政系端末更新事業	行政系ネットワークシステムで現行利用しているWindows8.1端末のサポートが令和5年1月11日で終了するため、令和4年度に端末600台を更新する。また、現在使用しているoffice2013の延長サポートについても令和5年4月11日に終了するため、併せて更新する必要がある。	R3～ R9以降	19,965	情報管理課
内部情報系システム整備事業	平成28年度に導入したRDSサーバのOS(WindowsSever2012R2)のマイクロソフトサポートが令和5年10月10日で終了するため、RDSサーバの機器更新を実施する。	R4～ R9以降	523	情報管理課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R1以前～ R9以降	34,236	情報管理課
国道190号日の出電線共同溝設置に伴うインフラネット光ケーブル入溝事業	国が国道190号線の電線地中化を進めており、日の出地区(新生町交差点付近から長田屋橋交差点付近までの区間)において平成30年度から設計が始まり、令和4年度に共同溝設置工事が実施される予定である。これに伴い、令和2、3年度に共同溝設置工事費の負担金、令和4年度に電柱から共同溝までの連携管路設置費用とケーブルの入線費用が必要となる。 該当: 国道190号の横断1か所(共同溝施工区域内管路延長71.2m、連携部分30.4m)	R1以前～ R4	9,988	情報管理課
ネットワーク整備事業	本庁舎老朽化対策に伴い庁舎内のLAN整備を行う。併せて行政系ネットワークの無線LAN化を行う。	R4～ R9以降	19,394	情報管理課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報セキュリティ対策研修等事業	インターネットによる情報収集や電子メールによる相互連絡等が重要度を増してきている中、日々発展する標的型攻撃等によるウイルス感染対策は必要不可欠である。市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R1以前～ R9以降	187	情報管理課
山口県情報セキュリティクラウド更新事業	平成29年4月に運用開始した山口県情報セキュリティクラウドは山口県及び山口県内の市町により共同調達し運用している。現行セキュリティクラウドは、令和3年度末に更新時期を迎えるが、仕様検討部会において、これを1年程度延長利用し、令和5年度に更新することを前提に検討が進められている。	R1以前～ R9以降	9,896	情報管理課
本庁舎環境改善事業	市民サービスの向上を企図した庁舎内のレイアウト変更に伴い、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の専用回線の移設作業を行う。	R4～ R4	616	生活安全課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R1以前～ R9以降	1,056	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R1以前～ R9以降	1,850	市民課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R1以前～ R9以降	22	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R1以前～ R9以降	66	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R1以前～ R9以降	11	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R1以前～ R9以降	18	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律により、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム整備を行う。	R2～ R9以降	356	市民課
水道事業会計繰出金(児童手当)	地方公営企業繰出基準に基づき、水道局職員に係る児童手当の支給に要する経費の一部を繰出す	R1以前～ R9以降	3,278	環境課
水道事業会計繰出金(統合事業)	令和3年4月から鑄物師屋・西山地区簡易水道事業を水道事業に統合したことに伴い、市内の簡易水道事業はすべて終了した。 今後は、地方公営企業繰出基準に基づき、簡易水道統合事業に要した経費(企業償還金)等について、水道事業会計に繰出す。	R1以前～ R9以降	13,848	環境課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	R1以前～ R9以降	1,065,334	高齢福祉課
国民年金事業	国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書類を日本年金機構事務センターへ送付する。保険料の収納業務は行わない。	R1以前～ R9以降	85	国保年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定制度、財政安定化支援事業及び事務費等として、一般会計から国民健康保険会計に繰り出しを行う。	R1以前～ R9以降	563,089	国保年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行う。	R1以前～ R9以降	307,947	国保年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で市民病院への繰出金を支出する。	R1以前～ R9以降	410,324	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R1以前～ R9以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R1以前～ R9以降	516	商工労働課
下水道事業会計繰出金(農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R1以前～ R9以降	14,270	農林水産課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(令和3年度末残高 55,294千円)	R1以前～ R9以降	1,300	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていく。	R1以前～ R9以降	25,209,679	公営競技事務所
ミッドナイトオートレース開催事業	更なる累積債務の早期解消及び地域公益事業などの地域福祉への貢献を更に充実させるため、収益性の高いミッドナイトオートレースを実施する。(※令和4年度以降、包括的民間委託に当該事業も包含する。)	R1以前～ R9以降		公営競技事務所
選手退職金支給制度一部補助事業	一般社団法人全日本オートレース選手会共済会の退職金制度は財政状況の悪化から新規の積立を受け付けておらず、H27年度以降選手登録された選手については、退職(引退)時に同会からの退職金支給が全くない状況である。このような中、選手会山陽支部では、退職(引退)後の選手の生活の安定を図るため、独自の退職金制度の創設を企図している。同制度は、各選手が毎年一定額(現時点の案:20万円程度×所属選手70人)を積み立てることを想定している。本事業は、レースの主役として公営競技事業運営に多大な貢献を果たしてきた選手の処遇改善ため、市としても同制度に対し予算の範囲内で一部補助を行い、ひいては優秀な選手の確保とそれによる売上の向上を図るもの。	R3～ R9以降	2,000	公営競技事務所
地域公益事業	売上金の一部を地域福祉、体育等の振興に寄与することを目的とし、周辺対策事業の一環として、市内全域を対象に公共施設の改修を行う。	R1以前～ R9以降	20,000	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	323	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	R1以前～ R9以降	1,217,508	都市計画課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R1以前～ R9以降	124	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R1以前～ R9以降	75	監理室

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出納審査事務	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R1以前～ R9以降	2,181	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R1以前～ R9以降	241	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R4～ R9以降	810	出納室
指定金融機関派出所設置事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行は以前から市に要望書を提出してきたが、このたび庁舎内指定金融機関派出所への経費負担に応じるよう強い要請があったことから、県内他市の状況も踏まえ、7万件を超える伝票の支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行う派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R4～ R9以降	2,200	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭公民館及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	27,812	地域活性化室
自家発電設備負荷運転事業	自家発電設備の消防用設備等の点検の基準が平成30年6月1日に改正され、負荷運転の点検周期が6年に1回に改正された。厚狭地区複合施設の自家発電設備の製造年が2015年4月で、令和3年が6年目に当たる。厚狭地区複合施設は任意施設なので、法的には点検義務はないが、市の災害対策の拠点であることから自家発電設備の負荷運転を行い、交換が必要な部品の交換等を行う。	R4～ R4	499	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R1以前～ R9以降	3,187	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行う。	R1以前～ R9以降	2,897	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R1以前～ R9以降	232	教育総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R1以前～ R9以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R1以前～ R9以降	2,462	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	R1以前～ R9以降	2,631	監査委員事務局
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R1以前～ R9以降	166,009	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R1以前～ R9以降	2,068	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R1以前～ R9以降	6,429	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加え、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R1以前～ R9以降	2,275	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R1以前～ R9以降	4,869	議会事務局
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	R1以前～ R9以降	30	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会の運営及び選挙人名簿、在外選挙人名簿の調製並びにこれに関係ある事務を管理する。	R1以前～ R9以降	1,427	選挙管理委員会事務局
参議院議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。公示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票及び開票を行い、開票結果を県選挙管理委員会に報告する。	R1以前～ R9以降	41,461	選挙管理委員会事務局

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、開票及び選挙会を行い、当選人を決定し、結果を県選挙管理委員会に報告する。	R1以前～ R9以降	15,577	選挙管理委員会事務局
期日前投票所増設事業 (大型商業施設)	全国的に、選挙人の利便性を高めるため、人が多く集まる大型商業施設等に期日前投票所を開設する自治体が増えている。本市においても、投票率が低い若年層が多く集まる大型商業施設(おのだサンパーク)に期日前投票所を増設し、選挙人の利便性を高める。開設時期は、事業費の9分の5を国会議員選挙費国庫委託金での補填が見込まれ、選挙執行時期が確定している令和4年参議院議員通常選挙からとする。	R3～ R4	8,078	選挙管理委員会事務局
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業	投票所入場券の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	848	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	選挙が公明かつ適正に行われるよう、常にあらゆる機会を通して選挙人の政治意識の向上を図る。	R1以前～ R9以降	156	選挙管理委員会事務局

**第二次山陽小野田市総合計画
令和4年度実施計画**

山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号